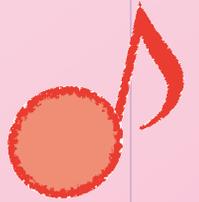


第二期沖縄市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

沖 縄 市





ごあいさつ



こどもたちは、未来への希望であり、素晴らしい可能性を持つ宝です。

豊かな愛情を受け、健やかな成長を育むためには、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を軽減するとともに、保護者の皆様が子育てに喜びを感じ、誰もが安心してこどもを産み、育てることができるよう、社会全体でこどもたちを育むことのできる環境づくりが必要不可欠となっております。

本市では、平成20年に「こどものまち」を宣言し、こどもたちの主体的な活動を応援し、こどもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境づくりを目指しております。

平成27年には「沖縄市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画に基づいた認可保育所の整備支援をはじめ、こどもの居場所づくりや児童虐待防止、ひとり親家庭の支援など、多くのこども施策に取り組んでまいりました。

第2期の計画策定にあたり、改めて子育て世帯へのニーズ調査を行っており、多様なニーズを踏まえた上で、今後の幼児期の教育・保育や地域の子育て支援に加え、新たに母子保健計画やこどもを大切に育てるための支援体制の整備などを盛り込み、更なる計画の充実を図っております。

ご承知のとおり、まちづくりは、人づくりです。

人づくりの根幹を成す乳幼児期は、生きる力の基礎を培う大切な時期であり、社会性や自主性を育む専門的な指導も非常に大切であると考えております。

本事業計画の策定が、未来を担うこどもたちへの礎となり、夢や未来への可能性を広げるものとして大きな役割を果せるよう、引き続き子育て支援に取り組んでまいりますので、今後とも、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今回の策定におきまして、貴重なご意見やご提案を賜りました、市民並びに沖縄市子ども・子育て協議会の皆様に深く感謝を申し上げます。

令和2年 3月

沖縄市長 桑江 朝千夫



第二期沖縄市子ども・子育て支援事業計画

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	背景と目的	1
2	子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠・計画の性格	2
3	子ども・子育て支援事業計画の期間	4
4	計画の位置づけ	4
第2章	子ども・子育てを取り巻く現状の整理	7
1	各種基礎データの把握・整理	7
2	ニーズ調査結果の概要	23
第3章	計画の基本的な考え方	35
1	計画の基本理念	35
2	計画の基本的な視点	36
3	計画の基本目標	38
第4章	子ども・子育て支援施策の展開（各論）	39
1	質の高い教育・保育の安定的な提供	39
(1)	幼児期の教育・保育の充実	39
(2)	多様な子育て支援サービスの充実	43
(3)	放課後等の居場所づくり	47
2	親子の健やかで切れ目のない支援	49
(1)	母子保健の充実	49
(2)	障がい児・発達面で支援が必要な子ども及び家族等への支援の充実	54
3	子どもを大切に育てるための支援体制の整備	57
(1)	児童虐待の防止に向けた対策の推進	57
(2)	ひとり親家庭への自立支援	59
(3)	仕事と家庭の両立支援の推進	61
4	こどもの可能性を育み、未来を応援する環境整備	62

(1) 横断的・継続的に取り組むための体制整備	62
(2) こども達の自己肯定感を育むための支援の充実	63
(3) 家庭への経済的支援・相談支援の充実.....	65
第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画.....	67
1 教育・保育提供区域の設定	67
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方	69
(1) 認定区分について	69
(2) 家庭類型について	69
(3) 人口推計について	71
(4) 事業区分ごとの量の見込みの算出について	73
3 幼児期の教育・保育の事業計画	75
(1) 確保方策の基本的な考え方.....	75
(2) 事業ごとの量の見込みと確保方策.....	76
4 地域子ども・子育て支援事業の事業計画.....	87
第6章 母子保健計画に係る指標.....	97
第7章 計画の推進に向けて	101
参考資料	103
1 事業計画策定の経緯	103
2 事業計画策定の体制	105
3 沖縄市子ども・子育て協議会設置要綱	106
4 沖縄市子ども・子育て協議会 委員名簿.....	108
5 沖縄市子ども・子育て支援事業計画庁内推進委員会設置要綱	109

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 背景と目的

我が国においては、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」等からなる“子ども・子育て関連3法”に基づき、平成27年度より『子ども・子育て支援新制度』がはじまっています。『子ども・子育て支援新制度』は、従来の保育や幼稚園教育、放課後児童健全育成事業等の事業の枠組みを根本から見直したものであり、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとなっています。

市町村においては、「子ども・子育て支援法」第61条において、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）に即し、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされており、沖縄市においても平成27年3月に第一期計画となる『沖縄市子ども・子育て支援事業計画』を策定しています。

第一期子ども・子育て支援事業計画策定後の我が国における動向をみると、「待機児童解消加速化プラン」及び「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿確保に向けた積極的な支援を行うとともに、「企業主導型保育事業」の創設等、待機児童の解消に向けた対策を待ったなしで進めています。また、人材への投資の観点や女性の活躍推進に向けた取組みを後押しする方策の一つとして、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月：閣議決定）において、3～5歳までの全ての子ども達の幼稚園、保育所、認定こども園の無償化を打ち出すとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月：閣議決定）では、認可外保育施設の保育料無償化（上限額あり）が打ち出されるなど、幼児教育無償化措置の方向性が定まっており、待機児童解消に向けた今後の取組みにも大きな影響を及ぼすことが想定されます。

沖縄市では、この間、認可保育所の整備をはじめ、小学校敷地内への放課後児童クラブの設置を進めています。また、民間による企業主導型保育事業の展開もみられるとともに、平成30年度より、私立の認定こども園（幼稚園型1カ所、幼保連携型1カ所）も開設されているなど、公・民を問わず、多様な教育・保育の受け皿整備が進んでいる状況にあります。しかしながら、待機児童の解消や保育士不足への対応、幼稚園での3・4歳児保育の実施・拡充等、解消すべき課題も山積しています。

『第二期沖縄市子ども・子育て支援事業計画』は、第一期計画の進捗状況を踏まえるとともに、子育て世帯へのニーズ調査結果や各種サービスの量の見込み、近年の社会潮流や沖縄市のこどもを取り巻く現状等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するとともに、こどもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

2 子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠・計画の性格

“質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供”、“保育の量的拡大及び確保”、“地域における子ども・子育て支援の充実”等を図るため、平成24年8月に『子ども・子育て関連3法*』が制定され、子ども・子育て支援のための新たな制度が創設されました。

本計画は、子ども・子育て関連3法の一つである『子ども・子育て支援法』第61条第1項に基づく計画であり、『子ども・子育て支援法』の示す基本理念及び『基本指針*』で示された子ども・子育て支援の意義等を踏まえ策定するものです。

※子ども・子育て関連3法とは、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を示す略称です。

※基本指針とは、子ども・子育て支援法第60条に定められている子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)です。

参考：法の示す基本理念等

[子ども・子育て支援法より]

目的（第一条）

○この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念（第二条）

○子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

○子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

○子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

[基本指針における子ども・子育て支援の意義]

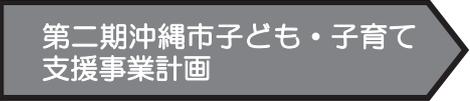
○子ども・子育て支援法は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としている。

- 子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「**子どもの最善の利益**」が**実現される社会を目指す**との考えを基本に、子どもの視点に立ち、**子どもの生存と発達**が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。
- 法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、**全ての子どもや子育て家庭を対象とする**ものである。このことを踏まえ、**全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに**、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。
- 子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力である。**子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは**、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、**社会全体で取り組むべき最重要課題**の一つである。
- 子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいる。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、**全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要**とされている。
- このような状況に鑑みれば、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、**各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要**である。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるという人々の希望がかなえられるとともに、**全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない**。



3 子ども・子育て支援事業計画の期間

この計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5か年間で計画期間とします。なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて中間年を目安に計画の見直しを行うものとします。

H27 2015年	H28 2016年	H29 2017年	H30 2018年	R1 2019年	R2 2020年	R3 2021年	R4 2022年	R5 2023年	R6 2024年
 沖縄市子ども・子育て支援事業計画 (第一期)					 第二期沖縄市子ども・子育て 支援事業計画				
<p>※必要に応じ、中間年を目安に計画の見直しを行う</p>									

4 計画の位置づけ

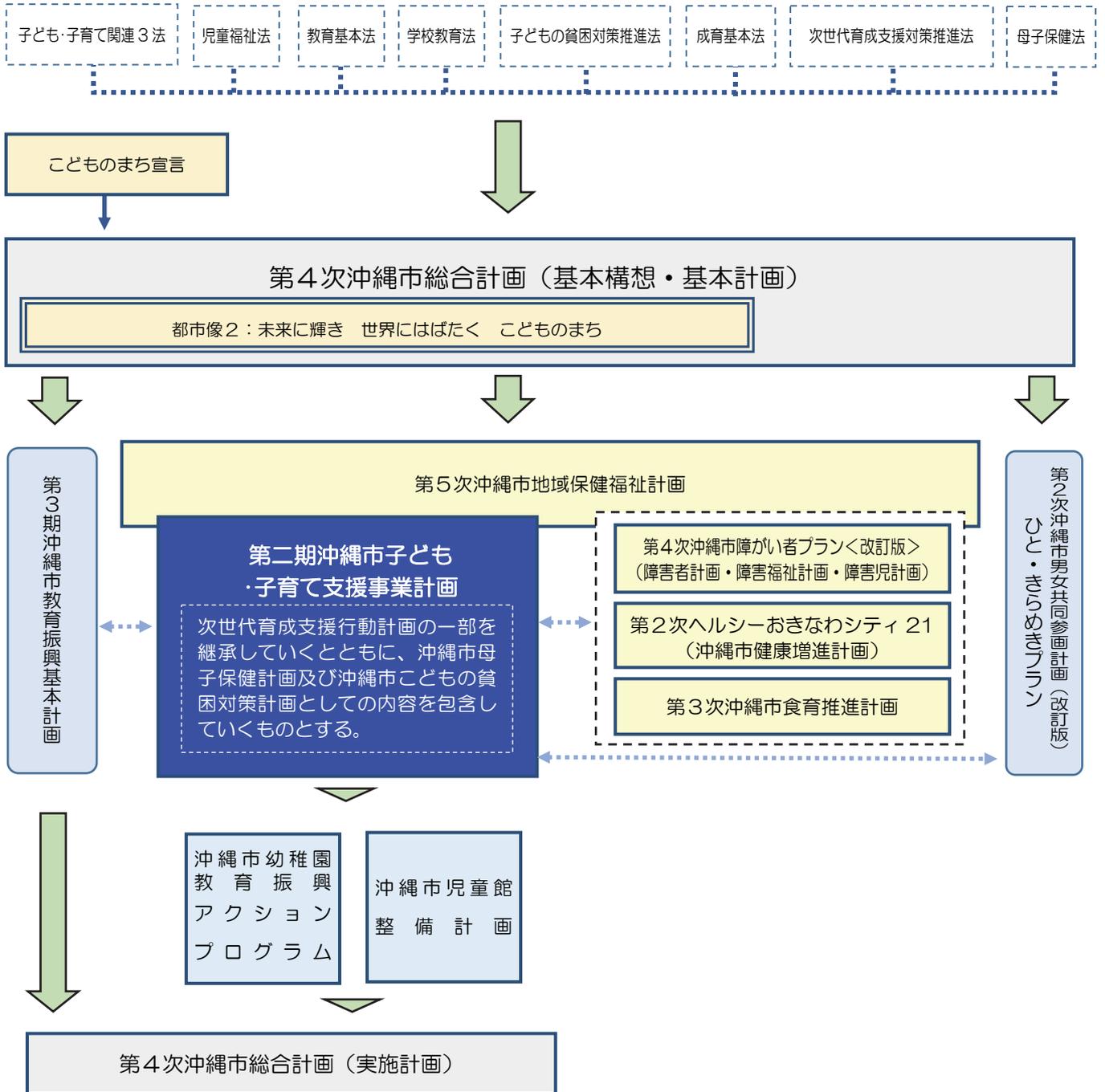
本計画は、これまでの本市の取組みとの整合性を図るため、「第4次沖縄市総合計画」をはじめ、関係する各部門別計画等を踏まえて策定するものです。

なお、次世代育成支援対策推進法の一部改正（平成27年4月）に伴い、時限立法であった法律の有効期限が10年間延長（令和7年3月31日まで）されており、市町村行動計画の策定義務が任意化されるとともに、各地域の実情に応じ必要な特定の事項のみの作成とすることも可能となっています。本事業計画は、こうした位置づけを踏まえ、次世代育成支援対策推進法に基づいて策定された「沖縄市こども未来かがやきプラン」（平成17～26年度）の一部を継承し、一体的なものとして策定していくものとします。

また、本市では、上述した「沖縄市こども未来かがやきプラン」において母子保健計画を包含してきましたが、平成26年に国が示した「母子保健計画策定指針」（平成26年6月17日付 厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）を踏まえ、改めて「第二期沖縄市子ども・子育て支援事業計画」に「沖縄市母子保健計画」の内容を包含して策定していくものとします。

加えて、令和元年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村についても子どもの貧困対策計画策定の努力義務が課せられています。なお、国においては、同計画を市町村子ども・子育て支援計画と一体のものとして差し支えないものとされていることから、本市においては、「第二期沖縄市子ども・子育て支援事業計画」に「沖縄市こどもの貧困対策計画」の内容についても包含して策定していくものとします。

【計画の位置づけ】



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状の整理

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状の整理

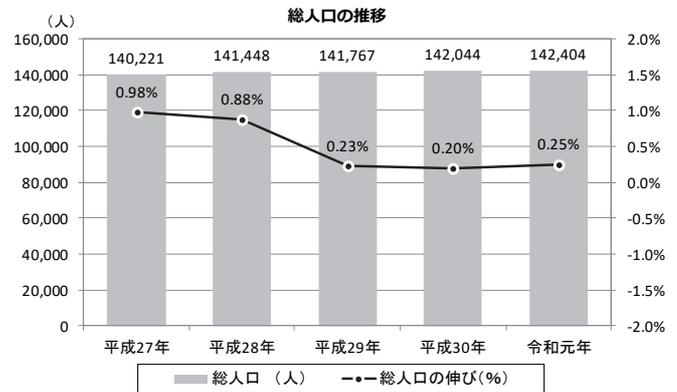
1 各種基礎データの把握・整理

(1) 沖縄市のこどもを取り巻く現状について

1) 人口や世帯の状況

① 沖縄市の総人口の推移

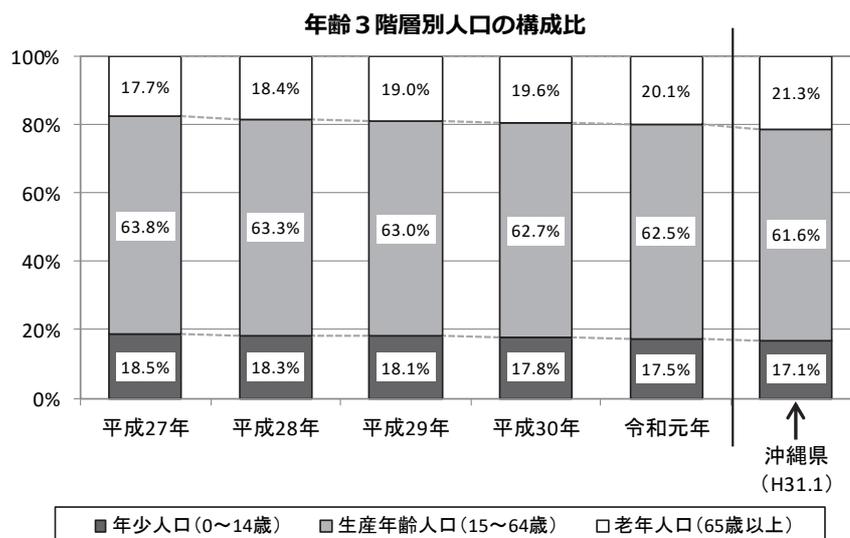
・ 沖縄市の住民登録人口は、令和元年 10 月 1 日現在 142,404 人で、平成 27 年からの推移をみると微増傾向で推移しています。総人口の伸び率は減少から横ばい傾向で推移しています。



資料：沖縄市 HP「住民基本台帳」

・ 年齢 3 区分の構成は、令和元年で 0～14 歳の年少人口が 17.5%、15～64 歳の生産年齢人口が 62.5%、65 歳以上の高齢人口は 20.1% となっています。区別の推移をみると、年少人口が微減傾向、高齢人口は微増傾向にあります。

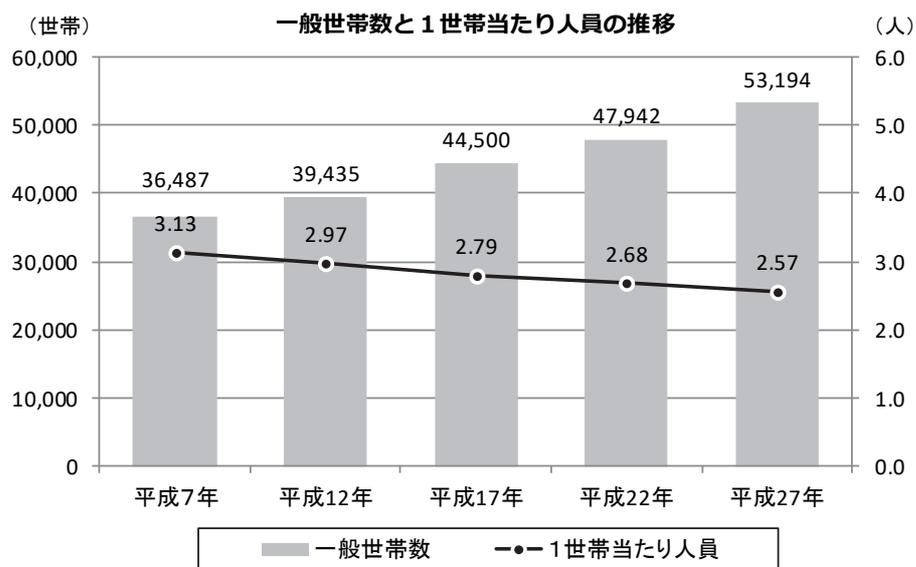
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	沖縄県 (H31.1)
年少人口(0～14歳)	25,966	25,899	25,612	25,266	24,880	251,740
生産年齢人口(15～64歳)	89,411	89,537	89,279	88,996	88,940	909,759
老年人口(65歳以上)	24,844	26,012	26,876	27,782	28,584	314,338
総人口	140,221	141,448	141,767	142,044	142,404	1,476,178



資料：沖縄市 HP「人口統計」(各年 9 月 30 日現在)
 沖縄県「住民基本台帳」(1 月 1 日現在)

②一般世帯数、世帯人員の推移

- 本市の一般世帯数（国勢調査）をみると、平成27年は53,194世帯で、1世帯あたりの人員は2.57人となっています。
- 世帯数は増加傾向にあります。一方で1世帯あたりの人員数が年々減少しており、核家族世帯や単身世帯が増加していることがうかがえます。



資料：総務省統計局「国勢調査」

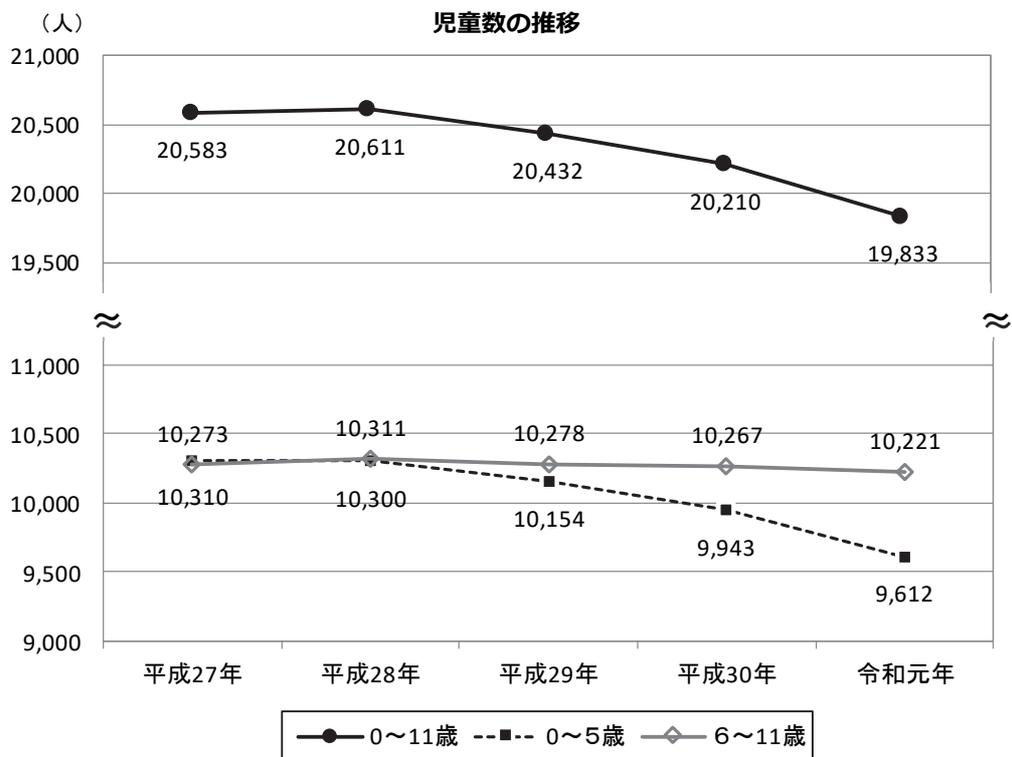
③児童数（0歳児から11歳児）の推移

・令和元年10月1日現在、本事業計画の対象となる0歳～11歳の児童数は19,833人となっており、うち0歳～5歳の児童数が9,612人、6歳～11歳の児童数が10,221人となっています。平成27年からの推移をみると、0歳～5歳の児童数については、平成27年をピークに減少傾向で推移しており、特に近年の減少が著しい状況にあります。6歳～11歳の児童数については、横ばいから減少傾向で推移しています。

■児童数(0歳児～11歳児)の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0歳児～11歳児	20,583	20,611	20,432	20,210	19,833
(前年度からの増減数)		(28)	(-179)	(-222)	(-377)
0歳児～5歳児	10,310	10,300	10,154	9,943	9,612
(前年度からの増減数)		(-10)	(-146)	(-211)	(-331)
6歳児～11歳児	10,273	10,311	10,278	10,267	10,221
(前年度からの増減数)		(38)	(-33)	(-11)	(-46)

資料：沖縄市HP「人口統計」(各年9月30日現在)



④世帯の家族類型の動向

- ・平成27年の家族類型をみると、一般世帯のうち7割弱（67.7%）が親族世帯となっており、「核家族世帯」が60.0%を占めています。また、約3割（30.7%）が単独世帯となっています。
- ・平成22年からの推移をみると、「親族世帯」の減少がみられる一方で、「単独世帯」や「高齢世帯」が増加しています。

■世帯類型別世帯数の動向

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		沖縄県(平成27年)	
	一般世帯数	構成比	一般世帯数	構成比								
総数	36,487	100.0%	39,435	100.0%	44,500	100.0%	47,942	100.0%	53,194	100.0%	559,215	100.0%
A親族のみの世帯*1	28,798	78.9%	30,483	77.3%	32,709	73.5%	33,704	70.3%	35,986	67.7%	369,332	66.0%
I 核家族世帯	24,453	67.0%	26,493	67.2%	28,592	64.3%	29,705	62.0%	31,897	60.0%	327,514	58.6%
①夫婦のみの世帯	3,808	10.4%	4,644	11.8%	5,523	12.4%	6,177	12.9%	7,299	13.7%	86,079	15.4%
②夫婦と子供から成る世帯	15,470	42.4%	16,208	41.1%	16,540	37.2%	16,571	34.6%	16,619	31.2%	170,639	30.5%
③男親と子供から成る世帯	671	1.8%	773	2.0%	923	2.1%	991	2.1%	1,164	2.2%	10,546	1.9%
④女親と子供から成る世帯	4,504	12.3%	4,868	12.3%	5,606	12.6%	5,966	12.4%	6,815	12.8%	60,250	10.8%
II その他の親族世帯	4,345	11.9%	3,990	10.1%	4,117	9.3%	3,999	8.3%	4,089	7.7%	41,818	7.5%
⑤夫婦と両親から成る世帯	54	0.1%	56	0.1%	84	0.2%	84	0.2%	79	0.1%	778	0.1%
⑥夫婦と片親から成る世帯	229	0.6%	234	0.6%	254	0.6%	282	0.6%	256	0.5%	3,226	0.6%
⑦夫婦、子供と両親から成る世帯*2	375	1.0%	334	0.8%	323	0.7%	247	0.5%	277	0.5%	2,954	0.5%
⑧夫婦、子供と片親から成る世帯*2	1,228	3.4%	992	2.5%	908	2.0%	831	1.7%	745	1.4%	7,697	1.4%
⑨夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯	174	0.5%	158	0.4%	160	0.4%	172	0.4%	177	0.3%	1,773	0.3%
⑩夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯	569	1.6%	563	1.4%	605	1.4%	587	1.2%	579	1.1%	6,193	1.1%
⑪夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯*2	69	0.2%	83	0.2%	80	0.2%	71	0.1%	70	0.1%	769	0.1%
⑫夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯*2	395	1.1%	308	0.8%	280	0.6%	264	0.6%	227	0.4%	2,395	0.4%
⑬兄弟姉妹のみから成る世帯	329	0.9%	361	0.9%	396	0.9%	479	1.0%	579	1.1%	6,424	1.1%
⑭他に分類されない親族世帯	923	2.5%	901	2.3%	1,027	2.3%	982	2.0%	1,100	2.1%	9,609	1.7%
B非親族を含む世帯*3	110	0.3%	318	0.8%	339	0.8%	648	1.4%	790	1.5%	7,285	1.3%
C単独世帯*4	7,579	20.8%	8,634	21.9%	11,452	25.7%	13,583	28.3%	16,331	30.7%	180,974	32.4%
単親世帯												
母子世帯*5	1,541	4.2%	1,534	3.9%	1,764	4.0%	1,740	3.6%	1,551	2.9%	14,439	2.6%
父子世帯*6	200	0.5%	186	0.5%	194	0.4%	217	0.5%	150	0.3%	1,738	0.3%
高齢世帯												
65歳以上親族のいる一般世帯	7,947	21.8%	10,016	25.4%	12,460	28.0%	13,940	29.1%	16,986	31.9%	183,202	32.8%
高齢夫婦世帯*7	1,086	3.0%	1,728	4.4%	2,267	5.1%	2,691	5.6%	3,381	6.4%	41,009	7.3%
高齢単身世帯*8	1,709	4.7%	2,336	5.9%	3,222	7.2%	3,927	8.2%	5,117	9.6%	51,710	9.2%

資料：総務省統計局「国勢調査結果」

*1：親族のみの世帯＝二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯。なお、平成17年以前の調査では、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員、家事手伝いなど)がいる場合もここに含まれる。たとえば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれる。

*2：夫の親か妻の親か特定できない場合を含む。

*3：非親族を含む世帯＝二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯

*4：単独世帯＝世帯員が一人の世帯

*5：母子世帯＝未婚、死別又は離別の女親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)をいう。

*6：父子世帯＝未婚、死別又は離別の男親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)をいう。

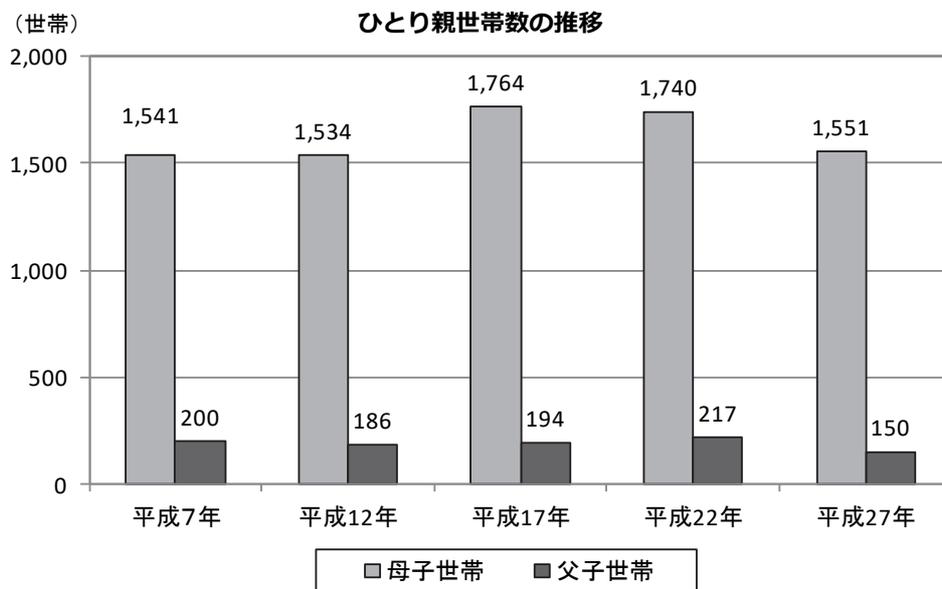
*7：高齢夫婦世帯＝夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯(他に世帯員がないもの)をいう。

*8：高齢単身世帯＝65歳以上の者1人のみの一般世帯(他に世帯員がないもの)をいう。

注)単親世帯、高齢世帯の母数は人口総数

⑤ひとり親世帯の推移

- 平成27年の国勢調査よりひとり親家庭の推移をみると、母子世帯は1,551世帯で、平成22年より189世帯の減少がみられました。父子世帯は150世帯で、平成22年より67世帯の減少となっています。



母子世帯：未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯

父子世帯：未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯

2) 出生などの動向

①出生数について

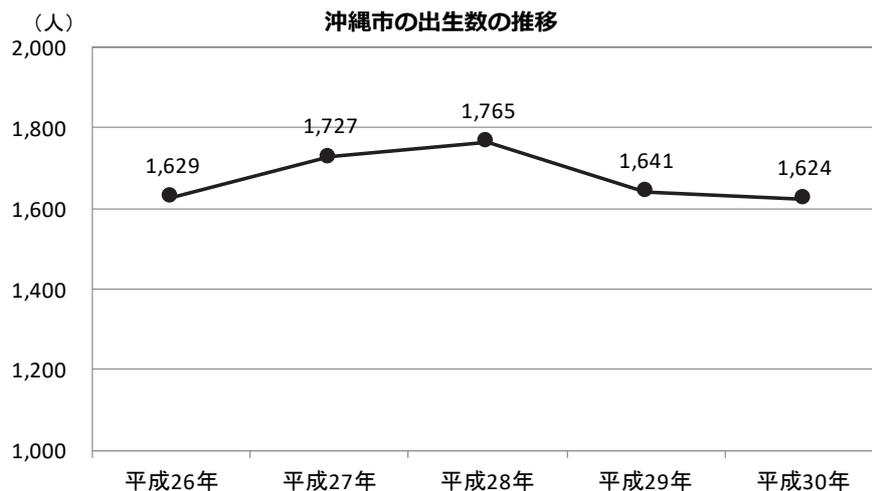
- ・沖縄市の平成30年の出生数は1,624人となっており、平成26年以降増減を繰り返しながら推移しています。
- ・厚生労働省が平成26年2月に発表した市区町村別の平成20年～平成24年(5年間平均)の合計特殊出生率によると、1.97となっており、全国で30番目の高さとなっています。

■市町村別出生数及び合計特殊出生率

	沖縄県	沖縄市	那覇市	宜野湾市	石垣市	浦添市	名護市	糸満市	豊見城市	うるま市	宮古島市	南城市
平成26年	16,373	1,629	3,306	1,236	567	1,400	725	762	867	1,285	546	379
平成27年	16,941	1,727	3,296	1,252	602	1,418	704	749	905	1,430	606	473
平成28年	16,617	1,765	3,176	1,281	608	1,355	713	770	829	1,337	552	462
平成29年	16,217	1,641	3,084	1,241	572	1,289	667	757	836	1,348	528	470
平成30年	15,732	1,624	2,916	1,157	538	1,245	736	733	857	1,325	520	470
合計特殊出生率 (平成24年データ)	1.86	1.97	1.85	1.63	1.95	1.89	1.99	2.03	1.85	1.69	2.27	2.16

資料: 沖縄県「人口動態統計」

※合計特殊出生率(H20年～H24年の平均値)については「厚生労働省 人口動態保健所・市町村別統計」注:人口は総務省統計局「平成22年国勢調査」に基づき、不詳を按分した日本人人口を用いている。



②婚姻、離婚の動向

・婚姻率（人口千対）をみると、平成30年は5.6‰で、786件となっています。平成20年からの婚姻率の推移をみると、増減しながらも全体的に減少傾向にあります。

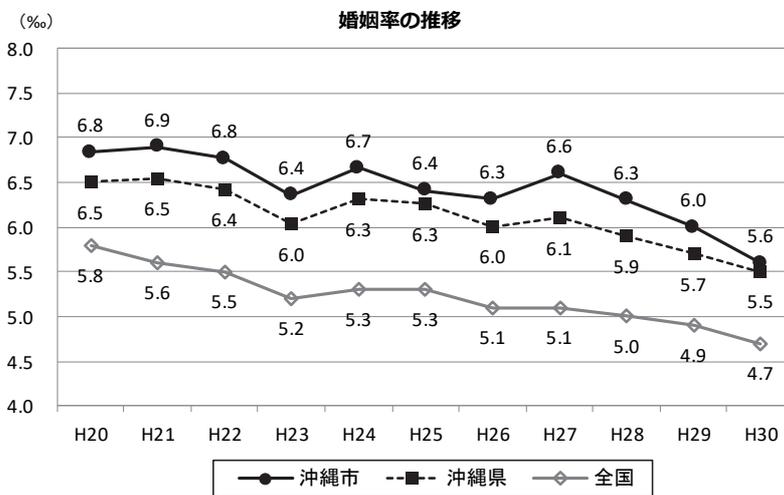
この間、全国や沖縄県よりも高い値を示しています。

・離婚率についても、増減を繰り返して推移しています。離婚率についても全国や沖縄県よりも高い値を示しています。

■婚姻数、婚姻率(人口千対)の推移

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
沖縄市	婚姻率(‰)	6.8	6.9	6.8	6.4	6.7	6.4	6.3	6.6	6.3	6.0	5.6
	婚姻件数(件)	876	889	877	827	873	843	837	906	881	851	786
沖縄県	婚姻率(‰)	6.5	6.5	6.4	6.0	6.3	6.3	6.0	6.1	5.9	5.7	5.5
全国	婚姻率(‰)	5.8	5.6	5.5	5.2	5.3	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9	4.7

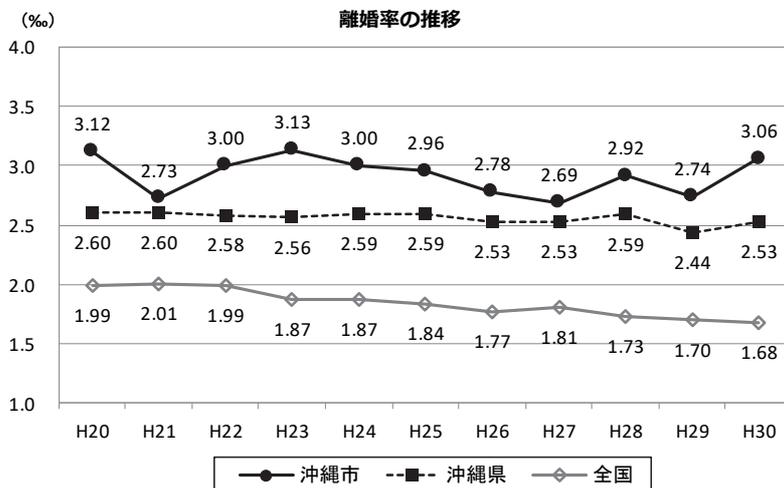
資料：人口動態統計



■離婚数、離婚率(人口千対)の推移

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
沖縄市	離婚率(‰)	3.12	2.73	3.00	3.13	3.00	2.96	2.78	2.69	2.92	2.74	3.06
	離婚件数(件)	400	352	389	408	394	389	369	371	406	386	427
沖縄県	離婚率(‰)	2.60	2.60	2.58	2.56	2.59	2.59	2.53	2.53	2.59	2.44	2.53
全国	離婚率(‰)	1.99	2.01	1.99	1.87	1.87	1.84	1.77	1.81	1.73	1.70	1.68

資料：人口動態統計



3) 就労の状況

①労働人口・完全失業者数等の推移

- ・本市の就業者数は、平成27年時点で49,997人(35.9%)、完全失業者数は3,864人(2.8%)、非労働力人口が35,857人(25.7%)となっています。完全失業率(対労働力人口比)は7.2%となっており、沖縄県の6.3%よりも0.9ポイント高くなっています。
- ・平成17年からの推移をみると就業者の総人口に対する割合は2.5ポイントの減少、完全失業率数の割合は3.3ポイントの減少、完全失業率(対労働力人口比)では、6.5ポイントの減少となっています。(なお、平成27年の沖縄市のデータについては、労働力状態「不詳」の数が多くなっており、労働力人口の割合・非労働力人口割合の減少に繋がっている面もあることから、留意が必要。)

■労働人口・完全失業者数等の推移

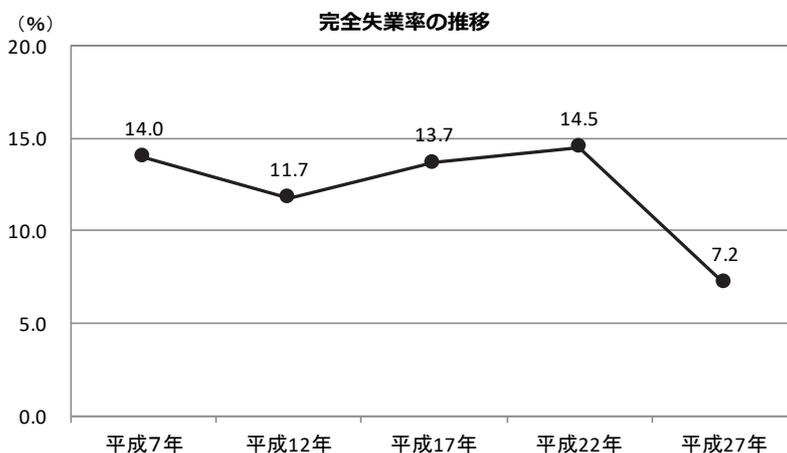
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	沖縄県 (平成27年)
総人口(人)		115,336	119,686	126,400	130,249	139,279	1,433,566
15歳以上人口(人)		89,240	93,149	100,407	105,150	113,017	1,170,446
労働人口	総数(人)	54,165	53,833	56,281	58,803	53,861	629,394
	対総人口(%)	47.0%	45.0%	44.5%	45.1%	38.7%	43.9%
	対15歳以上人口(%)	60.7%	57.8%	56.1%	55.9%	47.7%	53.8%
	就業者(人)	46,593	47,508	48,598	50,271	49,997	589,634
	対総人口(%)	40.4%	39.7%	38.4%	38.6%	35.9%	41.1%
	対15歳以上人口(%)	52.2%	51.0%	48.4%	47.8%	44.2%	50.4%
	完全失業者(人)	7,572	6,325	7,683	8,532	3,864	39,760
	対総人口(%)	6.6%	5.3%	6.1%	6.6%	2.8%	2.8%
	対15歳以上人口(%)	8.5%	6.8%	7.7%	8.1%	3.4%	3.4%
	対労働力人口(%) (=完全失業率)	14.0%	11.7%	13.7%	14.5%	7.2%	6.3%
非労働力人口(人)		34,611	37,275	38,857	38,706	35,857	398,505
対総人口(%)		30.0%	31.1%	30.7%	29.7%	25.7%	27.8%
対15歳以上人口(%)		38.8%	40.0%	38.7%	36.8%	31.7%	34.0%

資料:総務省統計局「国勢調査結果」

※完全失業者:収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

※非労働力人口:収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

※完全失業率(%) = 完全失業者(人) ÷ 労働力人口(人) × 100



②年齢階級別労働力率の推移

- ・国勢調査における本市の平成 27 年時点の労働力率をみると、男性は 30～34 歳が 96.2%と最も高くなっています。55 歳以降で、県の値と徐々に開きがみられます。
- ・女性の年齢別労働力率をみると、25～29 歳の 79.5%をピークに出産と育児期にあたる 35～39 歳まで低下し、またその後一旦上昇するものの、45～49 歳以降は低下するという M 字カーブを描いています。10 年前の平成 17 年に比べ、25 歳以降の労働力率が全体的に上昇しており、30～34 歳の低下が若干緩やかなカーブとなっているなど、M 字カーブが台形に近づいています。

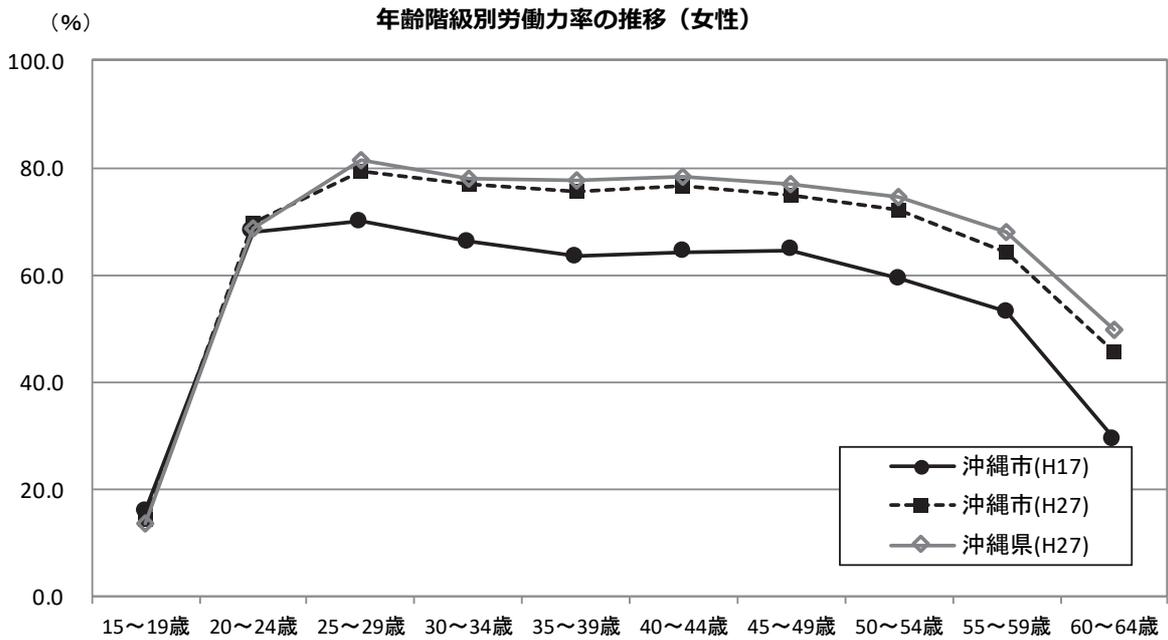
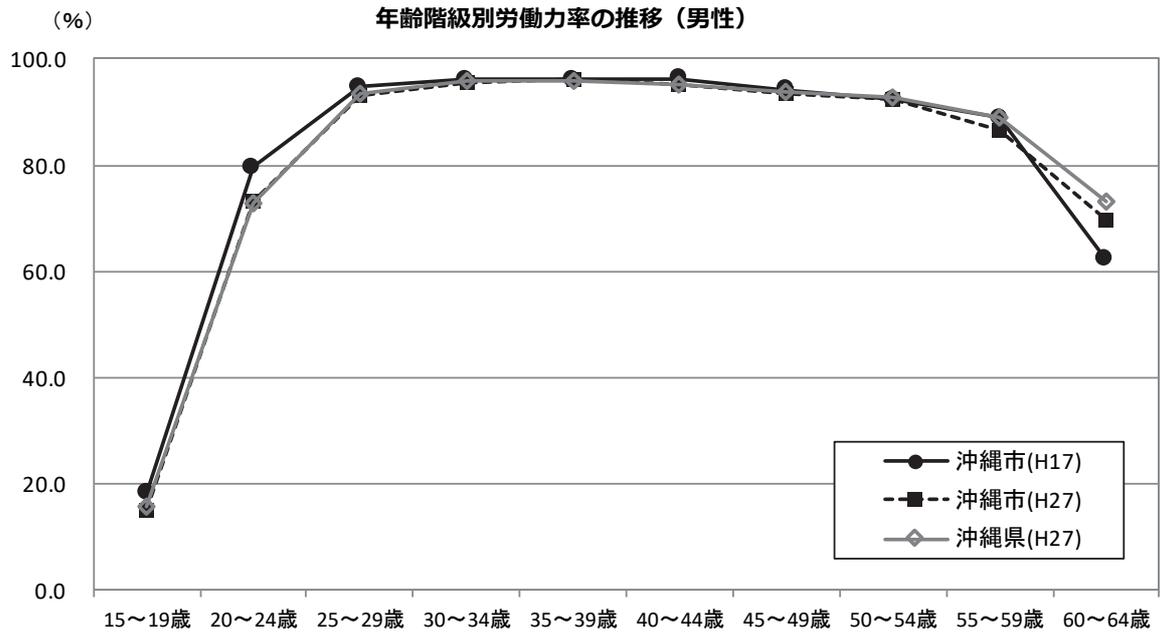
女性の社会進出や晩婚化に加え、出産や育児期にあっても仕事に就いている状況が増えていることがうかがえます。

■年齢階級別労働力率の推移 (％)

	沖縄市				沖縄県	
	平成17年		平成27年		平成27年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15～19歳	18.1	15.9	15.1	14.2	15.6	13.7
20～24歳	79.6	68.1	73.1	69.8	72.7	68.7
25～29歳	94.8	70.0	93.1	79.5	93.5	81.4
30～34歳	96.1	66.2	95.7	76.9	95.9	77.9
35～39歳	96.1	63.3	96.2	75.6	95.8	77.5
40～44歳	96.2	64.3	95.1	76.7	95.2	78.4
45～49歳	94.3	64.6	93.5	75.0	93.7	77.1
50～54歳	92.3	59.3	92.5	72.2	92.6	74.4
55～59歳	88.9	53.0	86.7	64.1	88.9	68.0
60～64歳	62.2	29.3	69.8	45.6	73.1	49.9
65～69歳	36.9	14.6	46.2	27.9	50.1	31.8
70～74歳	19.9	8.4	25.3	13.6	29.5	16.5
75～79歳	14.0	5.4	13.9	6.3	18.3	8.1
80～84歳	9.2	3.5	6.7	3.9	11.3	4.6
85歳以上	4.8	0.7	5.5	2.0	5.6	1.8

資料：総務省統計局「国勢調査結果」

※労働力率(%) = 労働力人口 ÷ 15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く) × 100



出典：総務省統計局「国勢調査結果」

(2) 子ども・子育て支援事業関連の各種基礎データの整理

1) 保育所、幼稚園の状況

①保育所の状況

- ・平成31年4月1日現在、公立保育所7カ所、私立保育園74カ所の計81カ所となっており、定員数は公立が550人、私立が4,519人の計5,069人となっています。本市では、公立保育所の法人移管や私立保育園の設置促進を行っており、この間、公立保育所が減少、私立保育園が大幅に増加しています。
- ・この他、平成30年には2カ所の認定こども園が開所しており、2号認定・3号認定の定員は140人となっています。

■認可保育所(園)の状況

【公立保育所】

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
施設数	11	11	10	8	8	7	7	7	7	7
定員数(人)	690	690	630	530	530	470	550	550	550	550
入所児童数(人)	743	732	658	556	539	455	492	461	398	344
5歳児	20	13	15	24	17	34	54	58	50	41
4歳児	203	201	190	154	150	129	131	128	117	107
3歳児	188	193	177	138	139	110	116	119	114	96
2歳児	168	166	137	112	106	89	92	82	60	62
1歳児	128	121	102	92	91	68	72	59	51	32
0歳児	36	38	37	36	36	25	27	15	6	6

【私立保育園】

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
施設数	25	27	30	32	32	34	39	47	67	74
定員数(人)	1,920	2,140	2,370	2,580	2,710	2,830	3,033	3,405	4,210	4,519
入所児童数(人)	2,302	2,550	2,834	3,038	3,077	3,193	3,310	3,662	4,281	4,578
5歳児	129	131	130	161	170	188	201	225	313	347
4歳児	492	524	603	666	672	714	740	825	892	899
3歳児	479	550	622	655	672	701	716	780	864	973
2歳児	481	535	594	631	629	671	685	753	931	987
1歳児	451	505	553	567	571	598	599	652	813	873
0歳児	270	305	332	358	363	321	369	427	468	499

資料: 保育・幼稚園課(各年度4月1日現在)

【認定こども園(2号、3号)】

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
定員数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	140	140
入所児童数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	96	114
5歳児	-	-	-	-	-	-	-	-	13	23
4歳児	-	-	-	-	-	-	-	-	22	17
3歳児	-	-	-	-	-	-	-	-	16	31
2歳児	-	-	-	-	-	-	-	-	18	17
1歳児	-	-	-	-	-	-	-	-	18	18
0歳児	-	-	-	-	-	-	-	-	9	8

【市外の認可保育所等】

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
入所児童数（人）※	0	0	0	0	0	51	54	60	69	68

※市内在住の入所児童数

資料：保育・幼稚園課（各年度4月1日現在）

■認可保育所（園）一覧

	施設名	所在地	受入年齢	定員	延長保育
公立保育所	1 越来保育所	越来1-11-9	0歳～5歳	110	○
	2 山内保育所	山内1-8-1	0歳～5歳	80	○
	3 安慶田保育所	安慶田2-17-10	0歳～5歳	60	○
	4 胡屋あけぼの保育所	胡屋5-16-1	0歳～5歳	60	○
	5 知花保育所	知花6-5-34	0歳～5歳	90	○
	6 泡瀬保育所	泡瀬6-27-1	0歳～5歳	90	○
	7 南桃原保育所	南桃原2-25-16	0歳～5歳	60	○
私立保育園	8 諸聖徒保育園	園田2-36-20	0歳～5歳	90	○
	9 光の子保育園	諸見里3-27-44	0歳～5歳	110	○
	10 でいご保育園	宮里3-25-22	0歳～4歳	110	○
	11 杉の子保育園	越来3-4-17	0歳～4歳	130	○
	12 胡屋保育園	胡屋2-8-8	0歳～5歳	80	○
	13 こぼと保育園	山里1-18-18	0歳～5歳	105	○
	14 室川保育園	室川2-5-20	0歳～5歳	70	○
	15 ことぶき保育園	大里2-31-15	0歳～5歳	70	○
	16 若松保育園	比屋根4-31-40	0歳～5歳	90	○
	17 たんぼぼ保育園	登川1-33-3	0歳～5歳	70	○
	18 さかえ保育園	山内4-1-41	0歳～4歳	75	○
	19 愛香保育園	照屋4-14-3	0歳～4歳	90	○
	20 松本保育園	美里6-27-13	0歳～5歳	100	○
	21 愛の星保育園	安慶田4-9-35	0歳～4歳	90	○
	22 みちしお保育園	桃原327	0歳～4歳	99	○
	23 みちしお分園viorus	桃原3-18-17	5歳	27	○
	24 シャローム保育園	高原1-3-80	0歳～5歳	80	○
	25 みはら保育園	美里仲原町14-15	1歳～4歳	90	○
	26 みはら分園さきり	宮里2-22-1	0歳～1歳	30	○
	27 かりゆし保育園	泡瀬1-16-9	0歳～5歳	80	○
	28 室川夜間保育園	室川2-18-8	0歳～5歳	50	○
	29 愛の泉保育園	高原5-14-30	0歳～5歳	90	○
	30 白鳥保育園	美原2-15-21	0歳～4歳	90	○
	31 海の子保育園	泡瀬1-32-6	2歳～5歳	105	○
	32 海の子分園花	泡瀬2-57-7	0歳～1歳	30	○
	33 すみれっ子保育園	松本3-17-5	0歳～4歳	90	○
	34 夢の園保育園	池原2-20-21	0歳～5歳	105	○
	35 サムエル保育園	古謝2-31-6	0歳～5歳	90	○
	36 登川みらい保育園	登川2-8-6	0歳～5歳	100	○
	37 キディー保育園	美原1-9-8	0歳～4歳	80	○
	38 めぐみ野保育園	宮里2-16-1	0歳～5歳	110	○
	39 ぶどうの木保育園	泡瀬4-45-20	0歳～5歳	90	○
	40 あおぞらっ子保育園	安慶田1-29-33	0歳～5歳	80	○
	41 カフー美里保育園	美里2-28-2	0歳～5歳	75	○
	42 かりゆし諸見保育園	諸見里1-32-19	0歳～5歳	80	○
	43 かまらきらきら保育園	嘉間良1-4-46	0歳～4歳	60	○
	44 美浦保育園	桃原3-15-22	0歳～5歳	85	○
	45 大芽保育園	古謝2-5-41	0歳～2歳	42	○
	46 大芽保育園分園大地	桃原黒石原306	3歳～5歳	48	○
	47 さざなみっこ保育園	泡瀬2-46-20	0歳～5歳	60	○
	48 どりーむ保育園	泡瀬2-22-15	0歳～5歳	60	○
	49 縁保育園	山内1-1-1	0歳～5歳	60	○
	50 ていっず保育園	比屋根5-2-27	0歳～5歳	60	○
	51 とこいく保育園	上地3-7-2	0歳～5歳	60	○
	52 ひやごん保育園	比屋根3-6-8	0歳～5歳	60	○
	53 おとは保育園	松本1-20-5	0歳～5歳	60	○
	54 美ら里保育園	美里2-19-25	0歳～5歳	60	○
	55 ハレルヤ保育園	古謝2-18-11	0歳～5歳	100	○
	56 みらいの森保育園	美原2-20-18	0歳～5歳	75	○
	57 もりのなかま保育園 美里園	美里4-11-27	0歳～5歳	75	○
	58 すこやか未来保育園	安慶田 3-11-30 2F	0歳～5歳	80	○

私立 保育園 (続き)	59	みさと保育園	美里仲原町12-1	0歳～4歳	60	○	
	60	きらきら保育園Ageda	安慶田5-2-2	0歳～5歳	75	○	
	61	あおば保育園	字登川2296-1	0歳～5歳	75	○	
認定 こども 園	62	おきなわ地球こども園 (幼保連携型)	比屋根4-23-1	0歳～5歳	120	○	
	63	愛星幼稚園(幼稚園型)	胡屋6-2-1	3歳～5歳	20	×	
地域型 保育事業	小規模 保育事業	64	アリス保育園(A型)	泡瀬2-16-21	0歳～2歳	19	○
		65	ほっぺるランド 沖縄海邦(A型)	海邦2-5-3	0歳～2歳	19	○
		66	エンジェル保育園(A型)	上地4-18-9	0歳～2歳	17	×
		67	もりのなかま保育園 美原園(A型)	美原2-23-3	0歳～2歳	19	○
		68	ふくっこ保育園(B型)	古謝津嘉山町25-1	0歳～2歳	15	○
		69	スマイリー保育園(B型)	美原1-13-14	0歳～2歳	15	○
		70	もものき保育園(A型)	宮里4-2-6 2F	0歳～2歳	15	○
		71	京進のほいくえん HOPPA泡瀬園(A型)	泡瀬4-31-16 1F	0歳～2歳	12	○
		72	もりのなかま保育園 美原パンダ園(A型)	美原2-8-10	0歳～2歳	19	○
		73	かなで保育園(A型)	胡屋5-13-2	0歳～2歳	19	○
		74	こころのねっこ保育園 (A型)	与儀1-4-19	0歳～2歳	18	○
		75	ともわ乳児園 泡瀬園 (A型)	泡瀬3-35-7 1-A	1歳～2歳	12	○
		76	アイビス小規模保育園 (A型)	知花4-5-9	0歳～2歳	15	○
		77	恵育保育園(A型)	美原4-9-3	0歳～2歳	15	○
		78	さん保育園(A型)	大里2-15-9	0歳～2歳	15	○
		79	ニチいきっずこじゃ保育園	古謝2-19-15	0歳～2歳	18	○
		80	ともわ乳児園 泡瀬第2 (A型)乳児園	泡瀬2-4-3 1F	1歳～2歳	12	○
		81	山里リプライ保育園	山里1-1-2 305	0歳～2歳	19	○
保事業 所内	82	わかば保育園	知花6-22-22	0歳～2歳	10	○	
	83	ふたばっこ保育園	登川2-16-2	0歳～2歳	10	○	

※事業所内保育事業の定員は地域枠のみ。
資料:保育・幼稚園課(平成31年4月1日現在)

③認可外保育施設

- ・平成31年4月1日現在、認可外保育施設は44カ所となっています。認可化の促進等により、平成26年以降、認可外保育施設は減少傾向で推移していましたが、平成31年度の施設数は児童福祉法施行規則の一部改正により、新たに届出の対象となった事業所内保育施設も含めているため、増となっています。なお、企業主導型保育園については増加傾向にあります。

■認可外保育施設の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
施設数	53	53	46	38	44
入所児童数(人)	1,883	1,972	1,685	1,146	1,104
5歳児	136	158	133	95	103
4歳児	424	424	345	249	219
3歳児	474	471	399	268	240
2歳児	435	490	371	290	293
1歳児	368	355	374	218	215
0歳児	46	74	63	26	34

資料:保育・幼稚園課(各年4月1日現在)

■認可外保育施設一覧

No.	施設名	住所	対象年齢	保育時間	送迎	延長保育	一時保育		学童
							実施	年齢・時間	
1	あいあい保育園 〈企業主導型園〉	東1-31-1	2ヶ月～5歳	7:30～18:30 (月～日)	—	○	○	2ヶ月～5歳 7:30～17:30	—
2	あいくらん保育園泡瀬 〈企業主導型園〉	泡瀬5-1-4	0歳～2歳	7:00～20:00 (月～土)	※現在新規の募集は行っていません				
3	あさみ保育園	南桃原2-15-1 2F	1歳6ヶ月～5歳	7:30～18:00 (月～金) 7:30～13:00 (土)	—	—	○	1歳6ヶ月～5歳 7:30～18:00	—
4	アスクのぼりかわ保育園 〈企業主導型園〉	登川2710-1 かりゆしビル2階	57日後～2歳	7:00～19:00 (月～土)	—	○	○	8:00～18:00	—
5	育伸沖繩幼児園	比屋根6-12-24	2歳～5歳	8:00～18:00 (月～金) 8:00～12:00 (土)	—	—	—	—	—
6	いろは保育園 〈企業主導型園〉	照屋3-2-2	6ヶ月～2歳	7:00～20:00 (月～日)	—	—	○	6ヶ月～5歳	—
7	エンジェルズスクール	知花2-3-34	2歳～就学前	8:00～15:00 (月～金) (18:00)	—	○	—	—	—
8	エンジェル乳児園	美原4-7-1 春マンション105	4ヶ月～2歳	7:30～18:00 (月～金) 7:30～12:30 (土)	—	—	—	—	—
9	おひさま保育園	城前町24-13 1F	1歳3ヶ月～5歳	7:30～18:00 (月～金) 7:30～17:00 (土)	—	—	—	—	—
10	キッズハウスマラナタ	泡瀬3-35-22	6ヶ月～4歳	8:00～18:00(月～金) 8:00～15:00(土)	—	○	—	—	○
11	きらら保育園 〈企業主導型園〉	東2-26-11	満1歳～2歳	7:30～18:30 (月～土)	—	—	—	—	—
12	こころ保育園	明道1-15-22	1歳～5歳	8:00～18:30 (月～金) 8:00～18:00 (土)	—	○	—	—	○
13	このひかり保育園 〈企業主導型園〉	宇松本915-3	※現在新規受け入れの予定がありません		—	—	—	—	○
14	仁愛保育園	比屋根4-17-15	8ヶ月～5歳	7:30～18:00 (月～金) 8:30～17:30 (土)	—	—	—	—	—
15	そよ風保育園	大里81-1 2F	1歳～5歳	7:30～18:30 (月～金) 8:30～16:00(第1,3,5土のみ)	—	—	—	—	○
16	タピックちきゅう保育園 〈企業主導型園〉	比屋根1-16-2	4ヶ月～5歳	7:30～19:00 (月～土)	—	○	—	—	—
17	Twinkle 〈居宅訪問型〉	古謝2-14-18	—	—	—	—	○	6ヶ月～12歳	—
18	ニコット乳児園	松本3-5-3	5ヶ月～3歳	7:30～18:30 (月～金) 7:30～13:00 (土)	—	—	—	—	—
19	ニチキッズコザ高速通り 保育園〈企業主導型園〉	大里1-11-37沖玩ビル2-B	57日後～2歳	7:00～20:00 (月～土)	—	—	○	57日以降～2歳	—
20	ニライ保育園	宮里3-25-15	※現在新規の募集は行ってない		—	—	—	—	—
21	のどか保育ルーム (一時預り専門)	海邦2-20-33	—	—	—	—	○	0歳～9歳 8:00～19:00(土日祝)	○
22	はなまる幼児園	大里1-15-4	1歳5ヶ月～5歳	7:00～18:30 (月～金) 7:00～17:00 (土)	○	—	—	—	○
23	パーチェ山里保育園 〈企業主導型園〉	山里1-1-2 305	6ヶ月～5歳	7:30～19:00 (月～日)	—	○	○	6ヶ月～5歳 7:30～19:00	—
24	保育園ちびっこひろば	古謝2-14-6	1歳～5歳	7:30～18:30 (月～金) 8:00～18:00 (土)	—	—	—	—	—
25	保育室さなえ	高原5-4-10	3ヶ月～5歳	7:30～18:30 (月～金) 7:30～17:00 (土)	—	—	○	3ヶ月～小学生 9:00～17:00	—
26	保育所ドリームランド	登川2-1-3	6ヶ月～6歳	7:30～18:30 (月～金) 8:00～18:30 (土)	—	—	—	—	—
27	保育ルームスター☆キッズ 比屋根園	比屋根1-12-12	6ヶ月～5歳	8:00～18:00 (月～金) 8:00～13:00 (土)(予約)	—	○	○	6ヶ月～5歳 8:00～18:00	—
28	みらい保育園プラザハウス園 〈企業主導型園〉	久保田3-11-1プラザハ ウスショッピングセンター内	3ヶ月～2歳	7:30～20:30	—	○	○	3ヶ月～2歳 7:30～20:30	—
29	めぐみ保育園	諸見里3-26-16	5ヶ月～5歳	7:30～18:30 (月～土)	○	○	○	4歳～5歳 7:30～18:30	○
30	ももやま保育園	南桃原4-17-15	2歳～5歳	7:30～18:30 (月～金)	—	—	—	—	○
31	もりのなかま保育園古謝園〈企業 主導型園〉	古謝1-5-22	3ヶ月～2歳	7:30～18:30 (月～土)	古謝	○	—	—	—
32	もりのなかま保育園美里ひよこ園 〈企業主導型園〉	美里4-11-27 2階	3ヶ月～2歳	7:30～18:30 (月～土)	—	○	—	—	—
33	もりのなかま保育園宮里園 〈企業主導型園〉	宮里2-23-18	3ヶ月～5歳	7:30～19:30 (月～土)	—	○	—	—	—
34	ユーカリ保育園	美里仲原町4-14	1歳～5歳	7:30～18:30 (月～土)	○ 帰りのみ	○	—	—	○
35	よつば保育園	照屋1-27-4 2F	1歳6ヶ月 ～5歳	8:30～18:00 (月～金) 7:40～13:00 (月～金) 7:40～13:00 (土)	—	—	○	1歳6ヶ月～5歳 9:00～17:00	—
36	リーダーズ幼児学園	胡屋6-16-7	10ヶ月～5歳	7:40～13:00 (土)	○ 迎えのみ	—	—	—	○ 卒園児のみ
37	わく育®ベビィンター (一時預り専門)	比屋根2-1-7 ワズ・エイティ泡瀬606	※現在新規の募集は行ってない		—	—	—	—	—
38	Busy Little Bumblebees	知花4-5-9	※現在新規の募集は行ってない		—	—	—	—	—
39	school house by RyukyuScholarsIncorporated	知花6-3-12 池原アパート1F103	6ヶ月～3歳	9:00～15:00 (月～土)	○	○	○	6ヶ月～6歳	○
40	ちばりよーの小さな託児所 〈居宅訪問型〉	胡屋4-26-27 2F	—	—	—	—	—	—	—
41	※沖縄ヤクルト株式会社知花 保育所〈事業所内保育施設〉	知花1-20-1	—	—	—	—	—	—	—
42	※あいあいキッズルーム 〈事業所内保育施設〉	美原-4-11	—	—	—	—	—	—	—

資料：保育・幼稚園課(令和2年3月現在)

④幼稚園

- ・令和元年5月現在、公立幼稚園は16カ所となっています。4歳児からの2年保育は8カ所、特別支援は15カ所で実施されています。また、預かり保育は16カ所で実施されており、学級数は26学級となっています。預かり保育については、平成27年の30学級から増減を繰り返して推移しており、令和元年では26学級まで減少しています。
- ・令和元年5月の園児数をみると、合計で1,064人となっており、平成27年からの推移をみると、園児数は減少傾向にあります。なお、令和元年の預かり保育の利用は640人となっており、平成27年から平成30年にかけては増加傾向で推移していたものの、平成30年から令和元年にかけて減少に転じています。
- ・私立幼稚園については、市内に2カ所が立地しており、280人の定員のうち、本市在住の園児数は215人となっています。
- ・平成30年には2カ所の認定こども園が開所しており、1号認定の定員は75人となっています。

■市立幼稚園の状況

			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)
園数			16	16	16	16	16
2年保育実施園数			8	7	8	8	8
特別支援実施園数			15	15	13	15	15
預かり保育実施園数			16	16	16	16	16
5歳児	普通	学級数	41	37	39	38	37
		園児数	1,158	1,074	1,049	961	914
特別支援	園児数	61	75	65	78	81	
	4歳児	普通	学級数	8	7	8	8
園児数			90	100	80	86	67
特別支援	園児数	1	5	2	6	2	
	園児数計		1,310	1,254	1,196	1,131	1,064
預かり保育	学級数	30	31	27	30	26	
	園児数	580	613	624	662	640	

資料：保育・幼稚園課（各年5月1日現在）

■私立幼稚園の状況

			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)
施設数			3	3	3	2	2
定員数（人）			360	360	360	280	280
本市在住の 園児数	5歳児	71	70	84	73	69	
	4歳児	77	91	94	70	79	
	3歳児	88	81	78	66	67	
園児数計		236	242	256	209	215	

資料：保育・幼稚園課（各年5月1日現在）5月1日現在

※参考：市外の私立幼稚園の利用状況

			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)
本市在住の 園児数	5歳児	28	27	29	3	10	
	4歳児	27	24	24	11	9	
	3歳児	26	25	24	7	6	
園児数計		81	76	77	21	25	

■認可こども園(1号)

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)
施設数		0	0	0	2	2
定員数 (人)		0	0	0	75	75
本市在住の 園児数	5歳児	0	0	0	13	7
	4歳児	0	0	0	11	24
	3歳児	0	0	0	20	15
園児数計		0	0	0	44	46

資料: 保育・幼稚園課(各年5月1日現在)

※参考: 市外の認定こども園等(1号)の利用状況

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)
本市在住の 園児数	5歳児	7	13	9	27	28
	4歳児	16	12	22	33	22
	3歳児	4	16	19	21	14
園児数計		27	41	50	81	64

資料: 保育・幼稚園課(各年5月1日現在)

2 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

第二期計画子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、必要な事業の「量の見込み」の推計に必要な「現在の利用状況や利用意向」や子育て支援の実態などを把握することを目的に、子どもの保護者や保育士を対象に調査を行いました。

■調査の実施状況

調査の種類	実施内容
小学校就学前児童 (0～6歳) 調査	<p>①対象者 0歳～就学前の児童（未就学児）の保護者 上記対象年齢の児について、本市住民基本台帳より 5,500 名を無作為抽出</p> <p>②実施方法 郵送による配布、回収（公立幼稚園、認可保育所に回収箱を設置）</p> <p>③調査期間 平成 31 年 3 月～4 月</p> <p>④有効回収数 有効回収数 2,326（有効回収率 42.3%）</p>
小学生（1年生～5年生） 調査	<p>① 対象者 小学校 1 年生から 5 年生の保護者（全市立小学校、1 年生～5 年生のクラス単位で配布） 6,134 名</p> <p>②実施方法 各学校より配布、郵送による回収</p> <p>③調査期間 平成 31 年 3 月</p> <p>④有効回収数 有効回収数 1,619（有効回収率 26.4%）</p>
登録保育士調査	<p>①対象者 沖縄市在住の登録保育士 1,460 名</p> <p>②実施方法 郵送による配布、回収</p> <p>③調査期間 平成 31 年 4 月～令和元年 5 月</p> <p>④有効回収数 有効回収数 336（有効回収率 23.0%）</p>

(2) 調査結果の概要

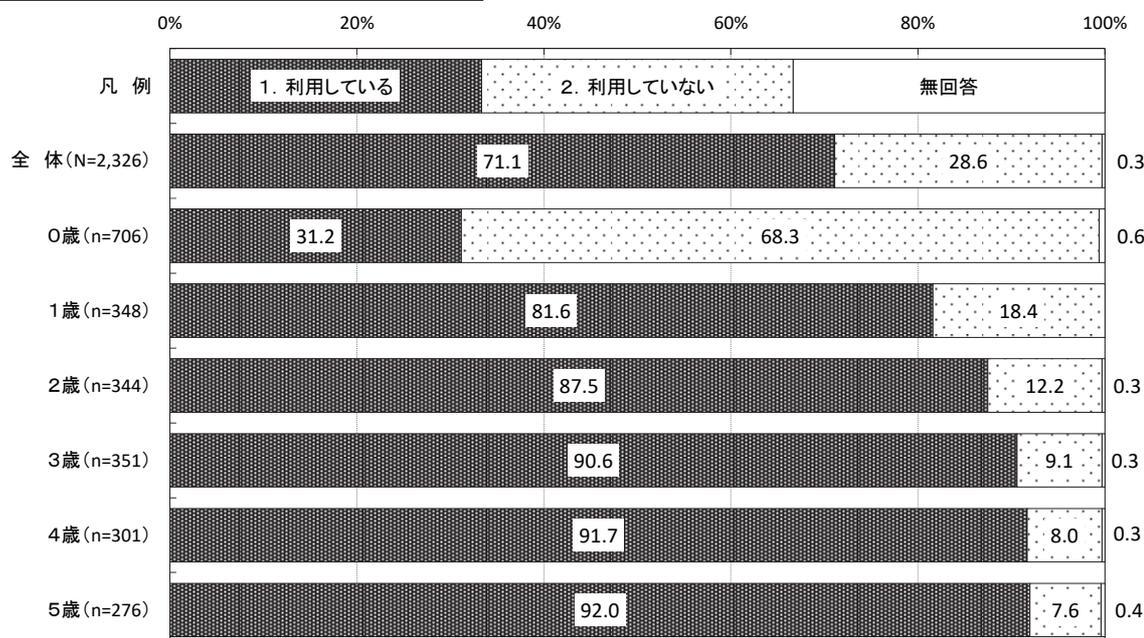
以下に調査結果の概要を掲載します。なお、表・グラフ中の「N, n」は集計の対象者数（設問の限定条件に該当する人の数）を表しています。

1) 小学校就学前児童（0～6歳）調査

■平日の定期的な幼稚園・保育所等の利用状況（問14、問14-1）

幼稚園や保育所などの定期的な利用状況をみると「1. 利用している」が7割強(71.1%)、「2. 利用していない」が3割弱(28.6%)となっています。年齢別にみると、0歳は『利用していない』割合が高いものの、1歳以降は『利用している』割合が高くなり、何らかの教育・保育の事業を利用している様子が見えます。

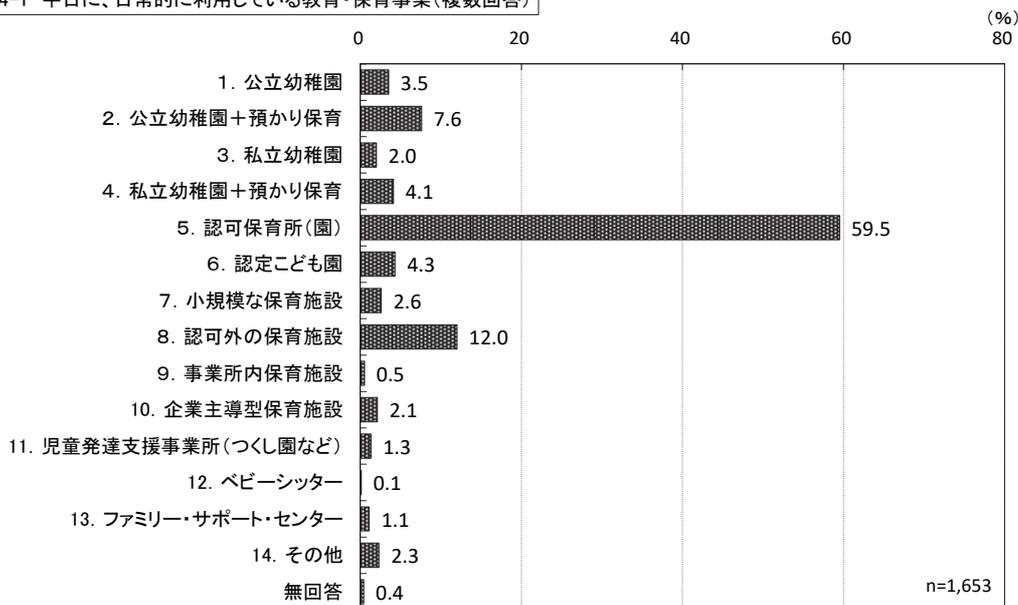
問14 幼稚園や保育所などの定期的な利用状況 × 年齢



利用している定期的な教育・保育事業をみると「5. 認可保育所（園）」が約6割(59.5%)と最も多く、次いで「8. 認可外の保育施設」(12.0%)、「2. 公立幼稚園+預かり保育」(7.6%)となっています。年齢別にみると、5歳児は他の年齢に比べて幼稚園の利用が多く、認可保育所の利用は少ない状況にあります。

なお、前回調査と比較すると、全体では認可保育所（園）の利用が13.0ポイント増加（前回46.5%⇒今回59.5%）しており、逆に認可外の保育施設では14.9ポイント減少（前回26.9%⇒今回12.0%）しています。こうした違いは年齢が小さい『0歳』で特に顕著なものとなっており、0歳の認可保育所（園）の利用が21.4ポイント増加（前回50.0%⇒今回71.4%）、認可外の保育施設では33.7ポイント減少（前回46.0%⇒今回12.3%）しています。子ども・子育て支援新制度の導入や、この間の認可保育所の整備を積極的に図った結果、こうした結果に繋がっていると思われます。

問14-1 平日に、日常的に利用している教育・保育事業(複数回答)

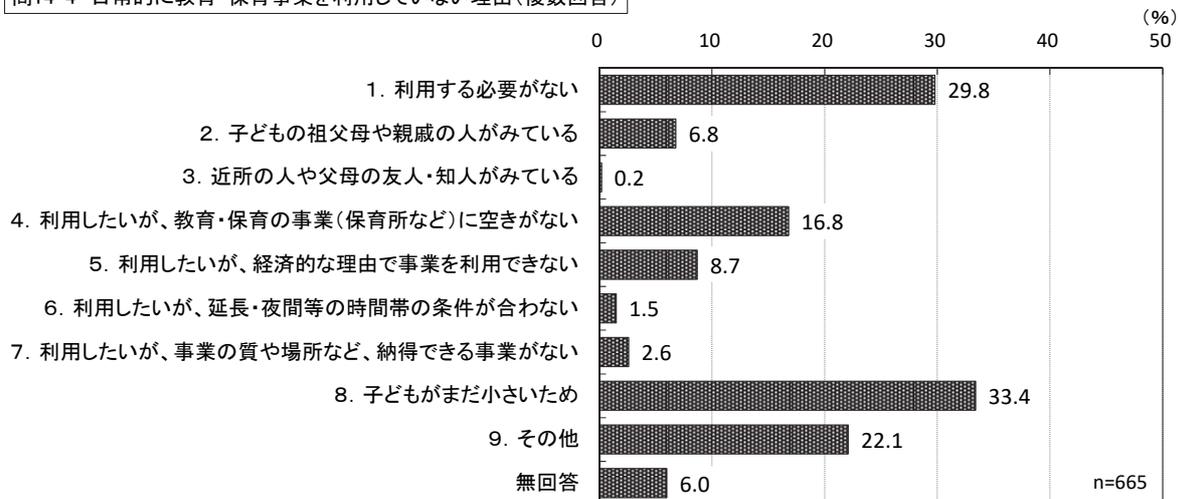


■平日に教育・保育サービスを利用していない理由(問14-4)

定期的な教育・保育事業を利用していない主な理由をみると「8. 子どもがまだ小さいため」が3割強(33.4%)と最も多く、次いで「1. 利用する必要がない」(29.8%)、「4. 利用したいが、教育・保育の事業(幼稚園、保育所など)に空きがない」(16.8%)、「5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」(8.7%)となっています。

前回調査と比較すると、「5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」で12.2ポイントの減少(前回20.9%⇒今回8.7%)、「1. 利用する必要がない」で7.9ポイントの減少(前回37.7%⇒今回29.8%)がみられますが、フルタイムで就労している母親の割合が増加していることも影響しているものと思われます。

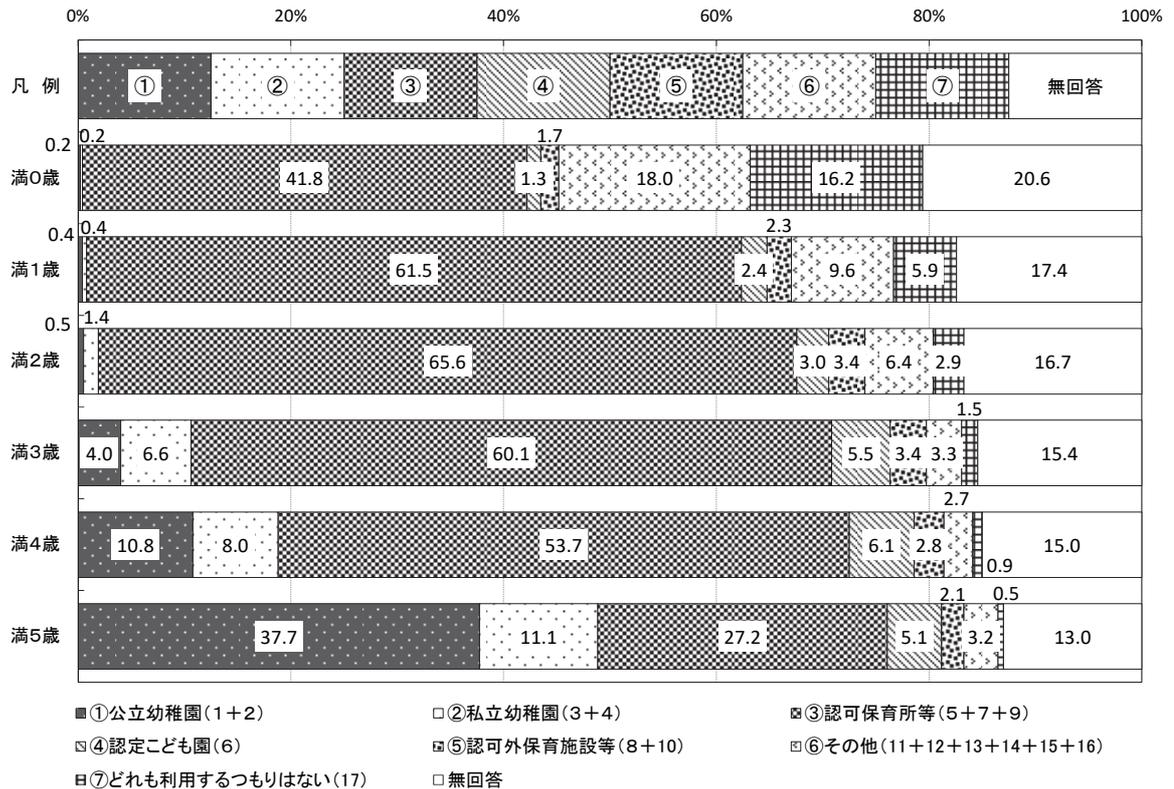
問14-4 日常的に教育・保育事業を利用していない理由(複数回答)



■平日の定期的な教育・保育サービスの利用希望（問15）

各年齢において日常的に利用したい教育・保育事業をみると、1歳以上では年齢が高くなるにつれて「2. 公立幼稚園+預かり保育」や「1. 公立幼稚園」を希望する割合が高くなり、年齢が低いほど「5. 認可保育所（園）」を希望する割合が高くなる傾向にあります。なお、0歳では「17. どれも利用するつもりはない」という回答も多い状況にあります。

問15 各年齢で最も利用したいと思う教育・保育の事業



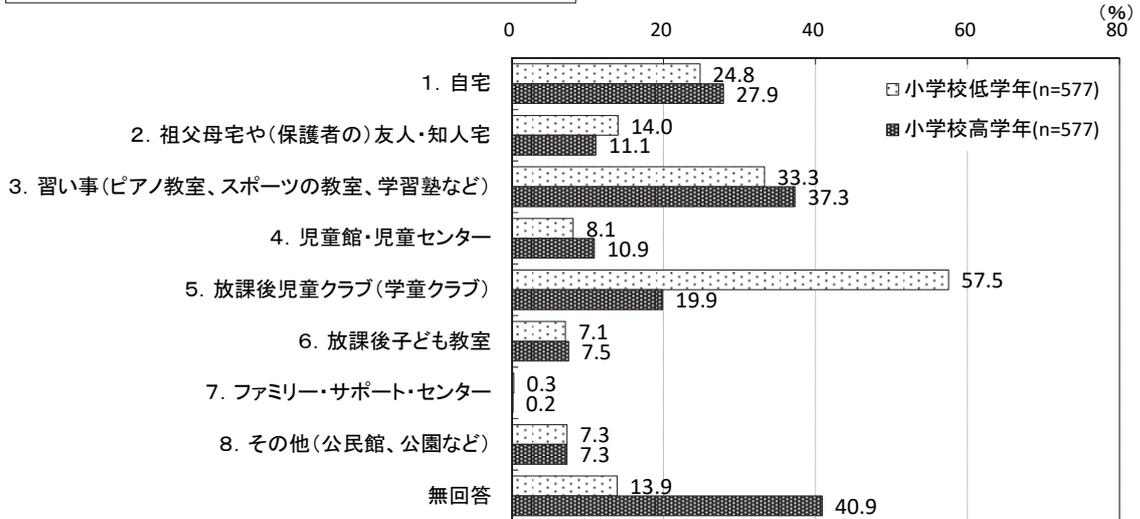
※ 凡例の各項目のカッコ書きについては、前頁に掲載した問14-1の選択肢番号に対応。

■小学校就学後の放課後の過ごし方について（問30）

小学校進学後の望ましい放課後の過ごし方について、(1)低学年では「5. 放課後児童クラブ（学童クラブ）」が6割弱（57.5%）と最も多く、次いで「3. 習い事」（33.3%）、「1. 自宅」（24.8%）となっています。(2)高学年では「3. 習い事」が4割弱（37.3%）と最も多く、次いで「1. 自宅」（27.9%）、「5. 放課後児童クラブ（学童クラブ）」（19.9%）となっています。

過ごさせたい場所での希望日数をみると、(1)低学年については「1. 自宅」や「5. 放課後児童クラブ（学童クラブ）」で週『5日』が最も多くみられます。一方で、「2. 祖父母宅や友人・知人宅」、「3. 習い事」などで週『3日以内』とする回答も多い状況にあります。(2)高学年でも同様の傾向がみられましたが、「5. 放課後児童クラブ（学童クラブ）」については利用希望が低学年よりも低くなっています。

問30 小学校進学後の望ましい放課後の過ごし方(複数回答)

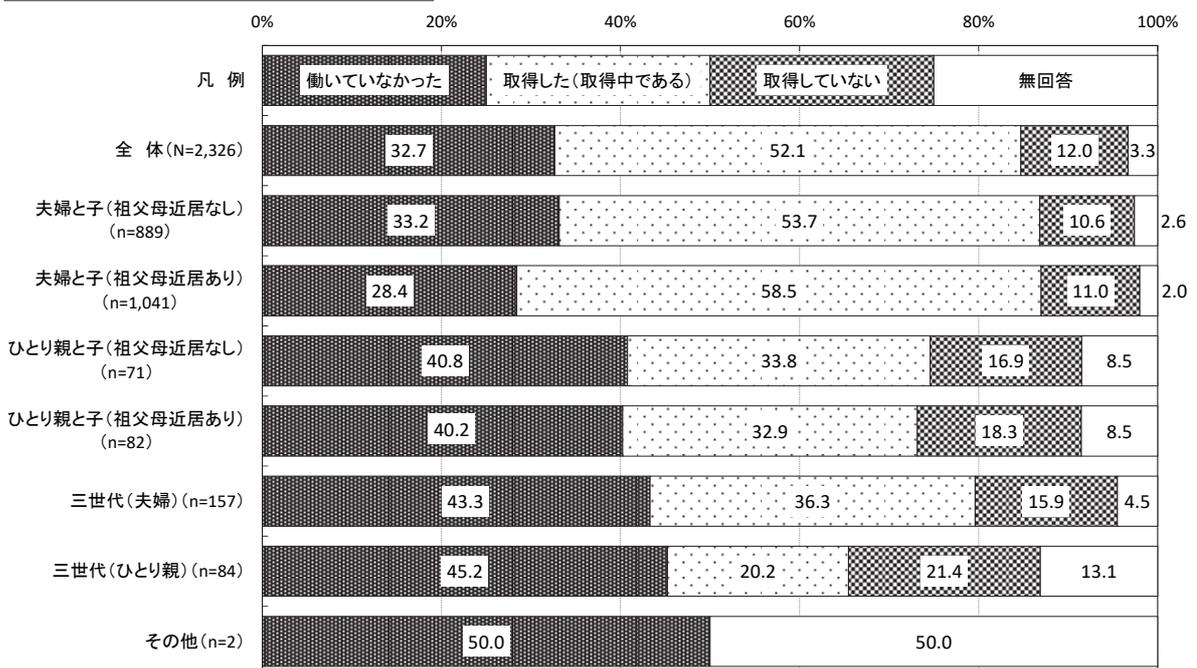


■ 育児休業の取得状況、育児休業後の職場復帰について (問 35、問 35-2)

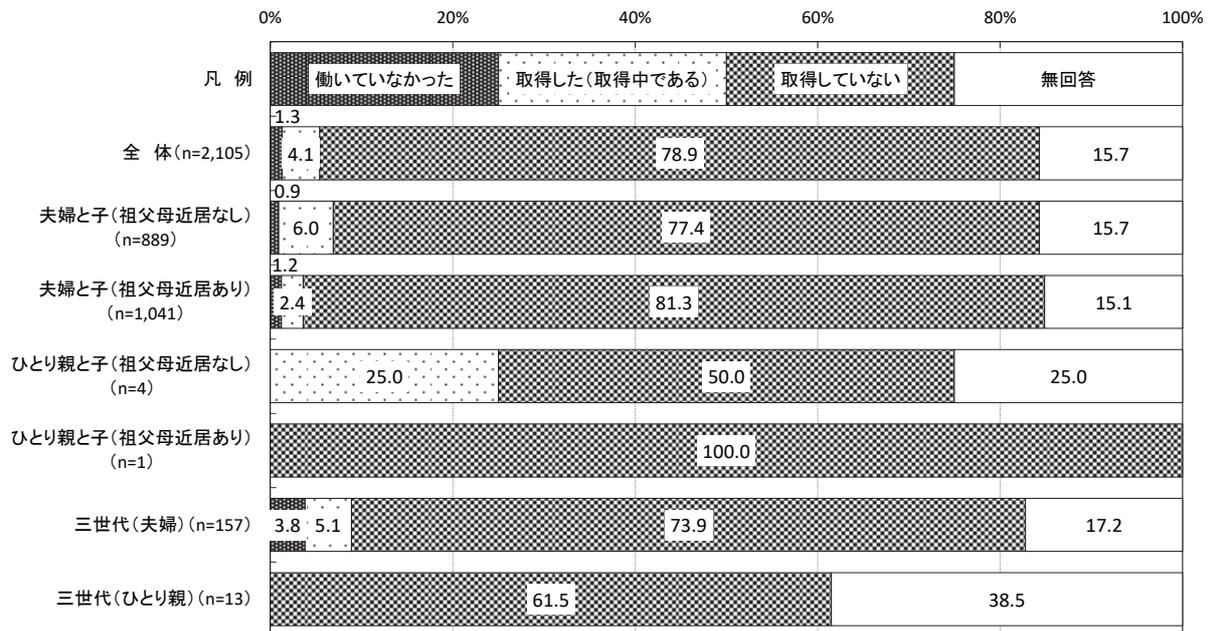
育児休業の取得状況をみると、母親は「取得した(取得中である)」が5割強(52.1%)と最も多く、次いで「働いていなかった」(32.7%)、「取得していない」(12.0%)となっています。一方、父親は「取得していない」が8割強(78.9%)と大半を占めており、次いで、「取得した(取得中である)」(4.1%)、「働いていなかった」(1.3%)となっています。

母親の5割強が育児休業を取得しているのに対し、父親の育児休業取得は4.1%と少ない状況にあります。なお、前回調査と比較すると、母親の育児休業の取得状況は16.1ポイント上昇(前回:36.0%⇒今回:52.1%)しており、父親の育児休業取得についてもごく僅かではあるものの上昇していることから、以前に比べて育児休業が取得しやすくなっている状況がうかがえます。

問35 (1) 母親の育児休業の取得状況 × 家族類型



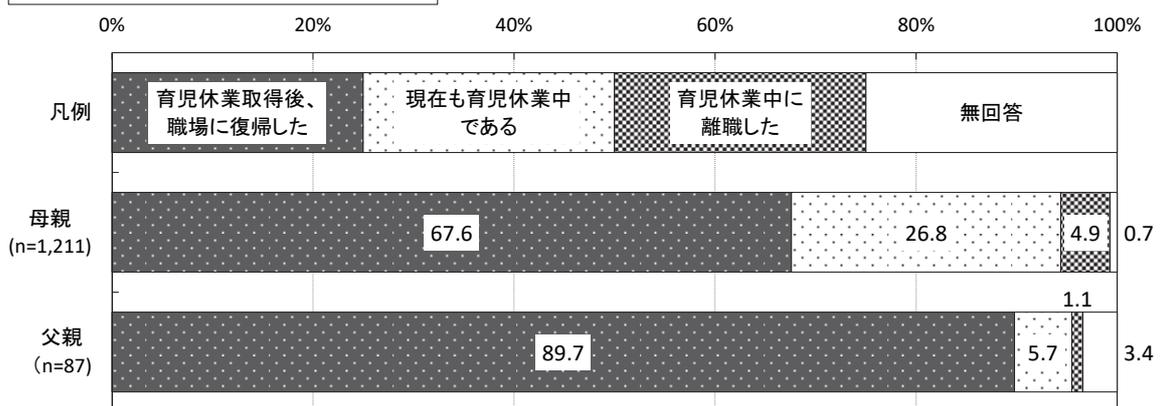
問35 (2)父親の育児休業の取得状況 × 家族類型



育児休業を取得した経験のある方に対し、育児休業取得後の職場復帰について尋ねたところ、母親は「育児休業取得後、職場に復帰した」が7割弱（67.6%）と最も多く、次いで「現在も育児休業中である」（26.8%）、「育児休業中に離職した」（4.9%）となっており、多くの母親が職場に復帰しています。

なお、母親の職場復帰の状況を前回調査と比較すると、「現在も育児休業中である」が10.6ポイント増加（前回：16.2%⇒今回：26.8%）しています。

問35-2 育児休業取得後の職場復帰について



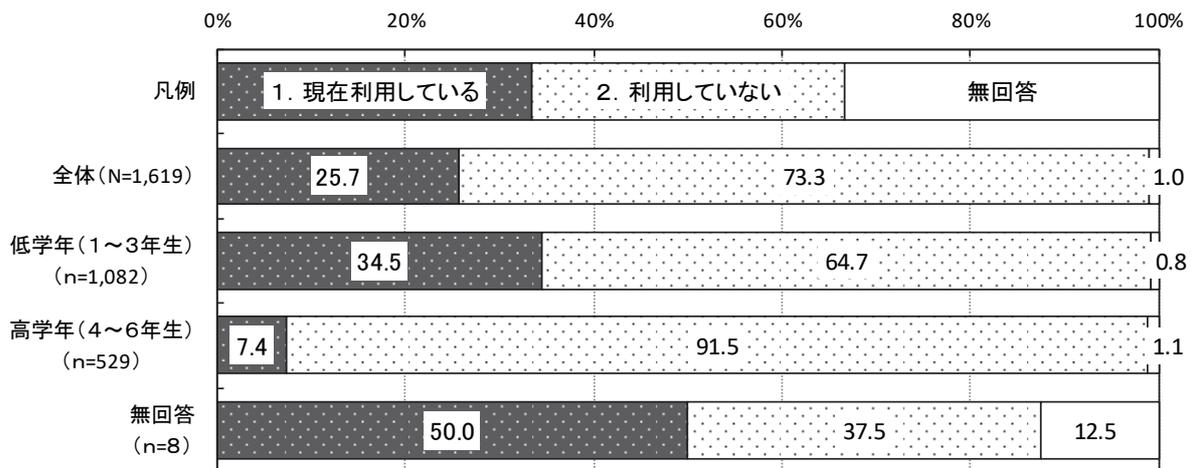
2) 小学生（1年生～5年生）調査

■放課後児童クラブの利用状況について（問15）

放課後児童クラブの利用状況を見ると、回答者の7割強（73.3%）が「2. 利用していない」と回答しています。

学年別にみると、低学年では34.5%の回答者が「1. 現在利用している」と回答した一方で、高学年では7.4%にとどまっています。

問15 放課後児童クラブ(学童クラブ)の利用経験×学年区分



■放課後児童クラブを選ぶ条件について（問16-1）

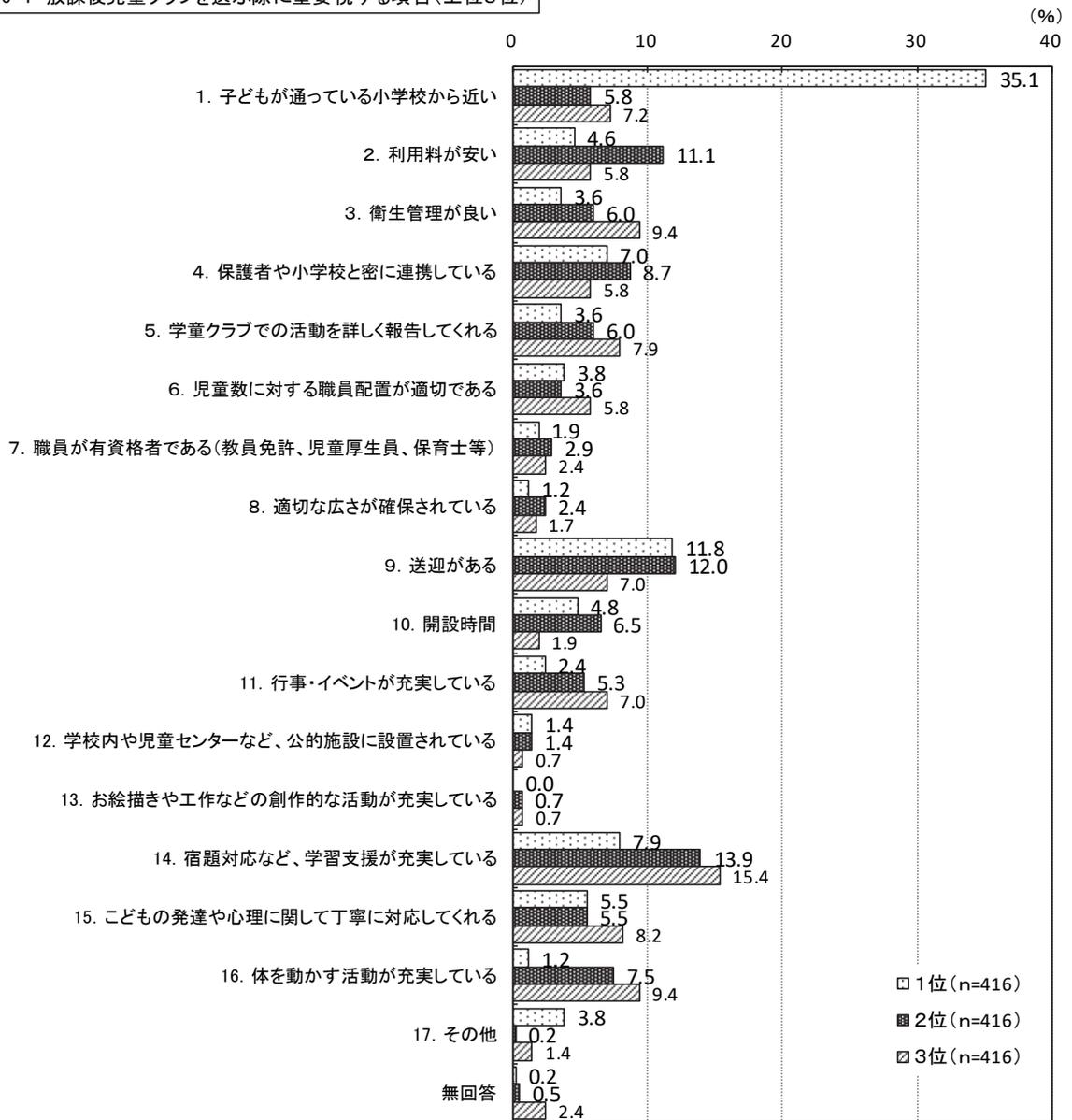
放課後児童クラブを選ぶ条件について上位3位を回答していただいたところ、重要視する項目第1位として「1. 子どもが通っている小学校から近い」が4割弱（35.1%）で最も多く、次いで「9. 送迎がある」（11.8%）、「14. 宿題対応など、学習支援が充実している」（7.9%）となっています。

第2位については、「14. 宿題対応など、学習支援が充実している」（13.9%）、「9. 送迎がある」（12.0%）、「2. 利用料が安い」（11.1%）があげられています。

第3位については、「14. 宿題対応など、学習支援が充実している」（15.4%）、「3. 衛生管理が良い」・「16. 体を動かす活動が充実している」（ともに9.4%）などがあげられています。

放課後児童クラブに求める条件として施設の距離や保育料の安さ、送迎の有無などが重要視されている状況にありますが、同様に学習面や運動面などのサービスが充実している点なども重要視されていることが分かります。

問16-1 放課後児童クラブを選ぶ際に重要視する項目(上位3位)

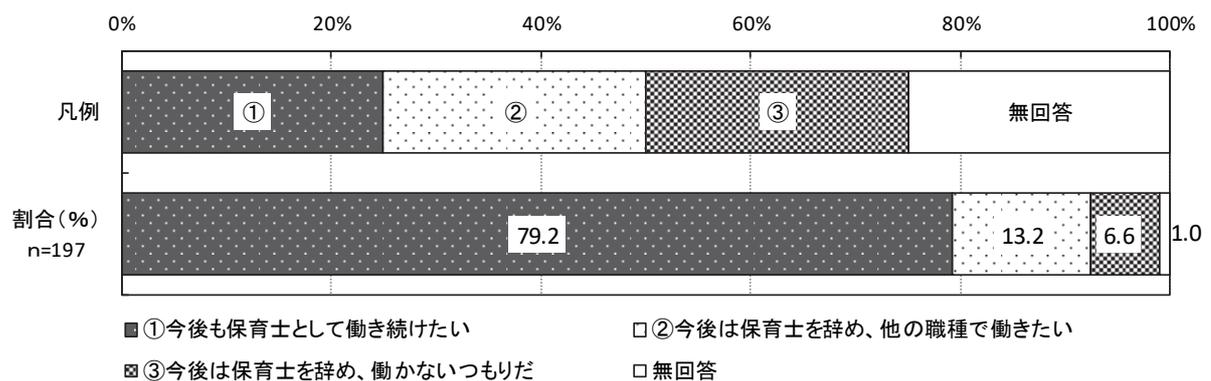


3) 登録保育士調査

■今後の意向、保育士を続けていくための条件について（問 20、問 23）

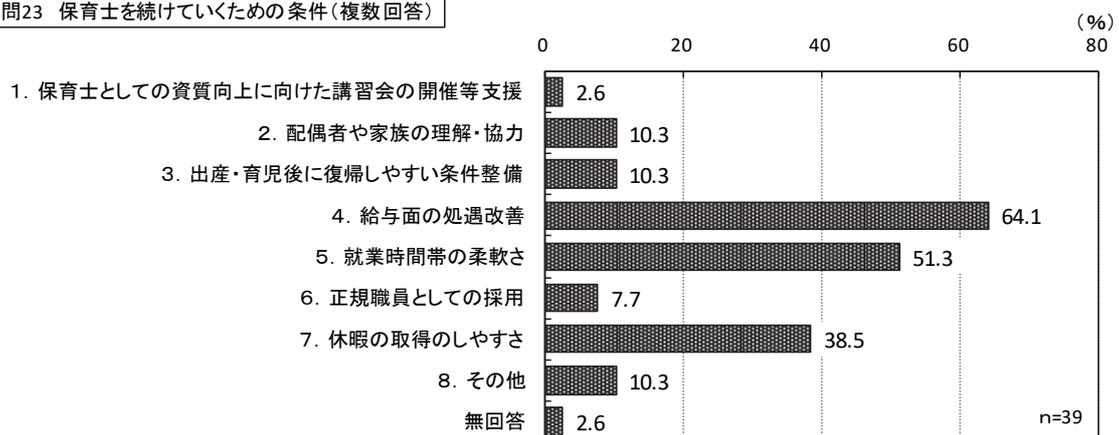
現役保育士に対し、今後も保育士として従事していくかの意向を尋ねたところ、「1. 今後も保育士として働きたい」が約8割（79.2%）で最も多く、次いで「2. 今後は保育士を辞め、他の職種で働きたい」（13.2%）、「3. 今後は保育士を辞め、働かないつもりだ」（6.6%）と続いています。

問20 今後の動向



保育士を辞める意向を持っている方に対し、保育士を続けていくための条件について尋ねると、「4. 給与面の処遇改善」が6割強（64.1%）で最も多く、次いで「5. 就業時間帯の柔軟さ」（51.3%）、「7. 休暇の取得のしやすさ」（38.5%）と続いています。

問23 保育士を続けていくための条件(複数回答)

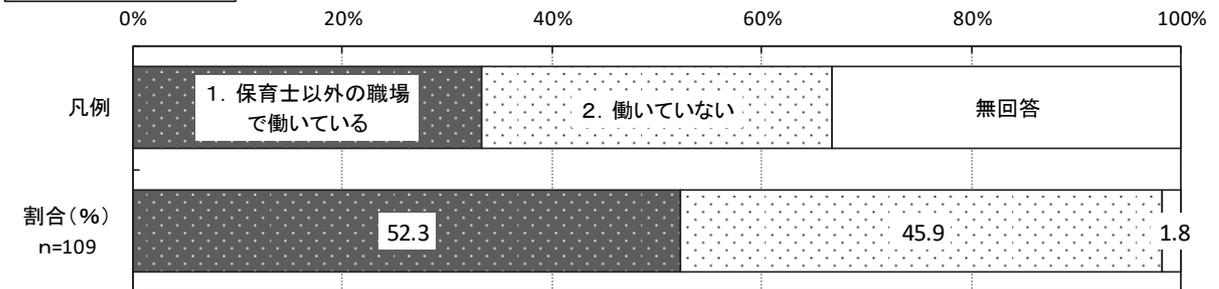


■保育士を辞めた方の現在の就業状況、再就職意向について（問 30、問 32、問 32-1）

過去に保育士として働いていた方へ現在の就業状況について尋ねると、5割弱（45.9%）の回答者が「2. 働いていない」と回答しています。保育の現場では人手のニーズが多く求められている一方で、資格を持ちながらも働くことが難しい状況に置かれている人々が一定数いることがうかがえます。

また、「1. 保育士以外の職場で働いている」と回答した方へ現在のお仕事の内容を具体的に尋ねると、幼稚園教諭や学童、託児ルームなど保育に関連する業務に携わっている回答者も少なくない状況にあります。

問30 現在の就業状況

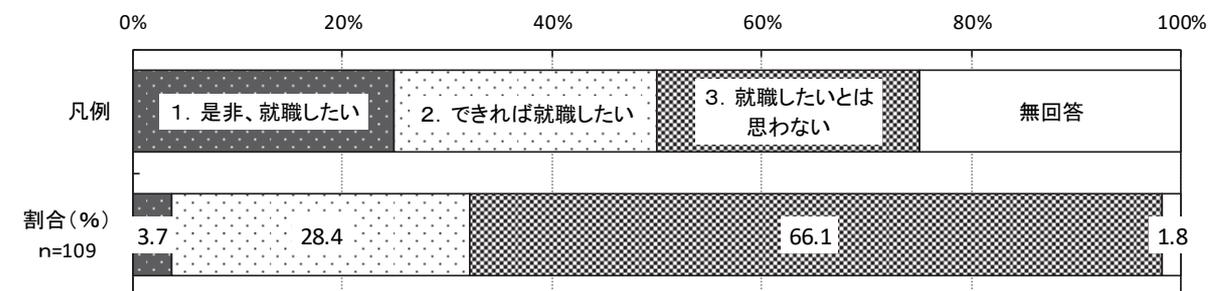


【問 30 具体的業種】

- ・一般事務（6件） ・幼稚園教諭（2件） ・看護師（2件） ・医療事務（2件）
- ・サービス業（6件） ・アパレル販売員（3件） ・医療関係 ・自営業（2件）
- ・コールセンター（2件） ・介護デイサービス ・食品関係のパート
- ・リハビリ職、作業療法士 ・病院での新生児室 ・学童 ・総務 ・人事 ・専門学校
- ・鍼灸師 ・相談員 ・通所介護管理者 ・介護福祉士 ・自宅で託児ルーム
- ・保育アドバイザー ・施術業 ・障害者事業所 ・データ入力 ・運送業 ・看護助手
- ・訪問看護師

保育所への再就職について意向を尋ねると、「3. 就職したいとは思わない」が7割弱（66.1%）で最も多く、次いで「2. できれば就職したい」が3割弱（28.4%）となっています。「1. 是非、就職したい」と回答した割合は3.7%とわずかな状況です。

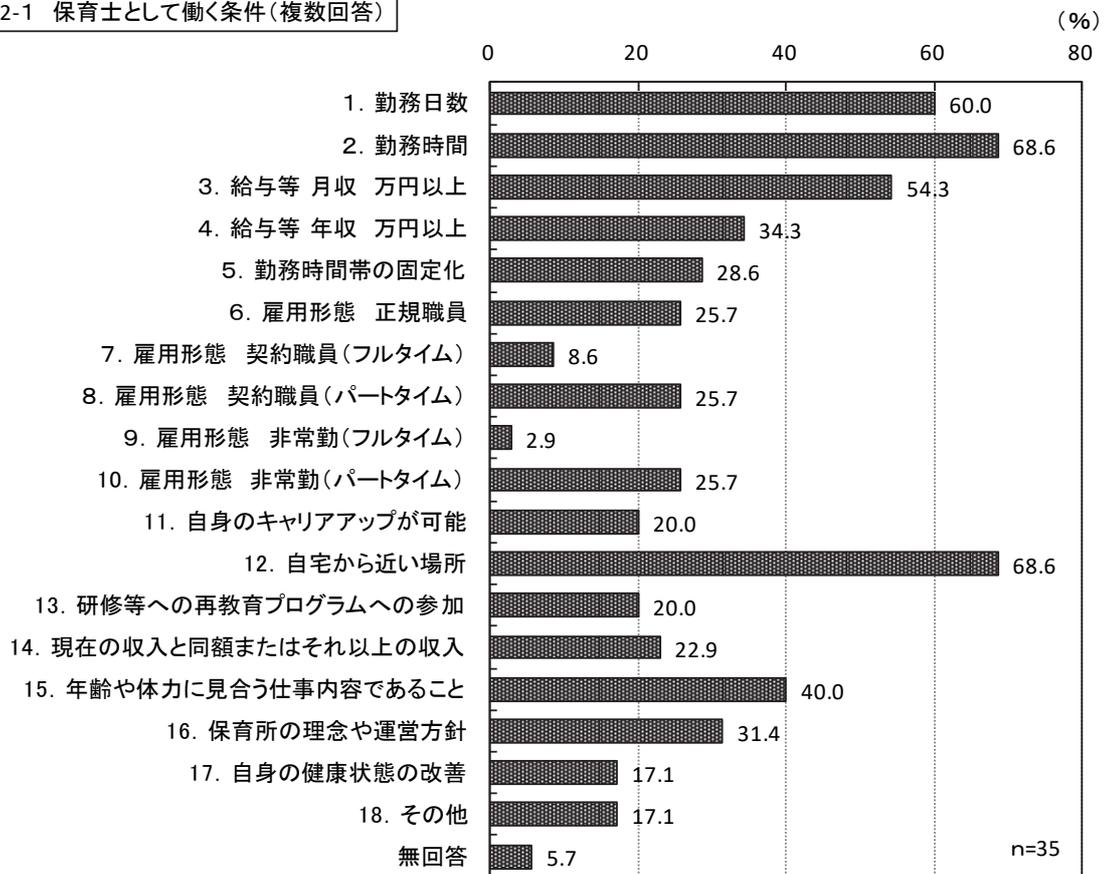
問32 保育所への再就職の有無



保育士への就職意向がある方（問 32で「1. 是非、就職したい」・「2. できれば就職したい」と答えた方）へ求める条件について尋ねると、「2. 勤務時間」・「12. 自宅から近い場所」がそれぞれ7割弱（ともに 68.6%）で最も多い状況です。次いで、「1. 勤務日数」（60.0%）、「3. 給

与等（年収）」（54.3%）、「15. 年齢や体力に見合う仕事内容であること」（40.0%）の順となっています。

問32-1 保育士として働く条件（複数回答）



【問 32-1 その他】

- ・子育てしやすい休みの取り方（無理の無い行事の内容） ・休みの取りやすさ
- ・園長先生の人柄（休みが取りやすい） ・残業無し
- ・持ち帰りの仕事の量が少ない ・急な休みにも対応してもらえる ・土・日・祝日休み

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、「父母を含む保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるという認識の下、保護者が子育てについて責任を果たすことや子育ての権利を享受することが可能となるよう、各種サービスをはじめ、地域や社会が全てのこどもと子育て家庭を支えていくものです。そのためにも、地域や社会が、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整えるとともに、このことを通じて、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう環境を整えていくことが大切です。

本市は、平成20年に「こどものまち」を宣言し、第4次沖縄市総合計画において、こどもに関する都市像を初めて掲げ、児童福祉とこどもの教育等に係る施策を体系化し、様々な取組みを進めてきました。

一方、近年では貧困や教育格差など、様々な課題が全世界規模で問題となっています。2015年9月の国連サミットで採択された「SDGs（エスディーゼズ：持続可能な開発目標）」においては、「誰一人取り残さない」という普遍的な基本方針のもと、世界から貧困をなくすといった目標をはじめ、健康や教育、ジェンダー平等などといった17の目標を掲げています。こうした様々な課題に対し、企業や市民一人ひとりが、自分自身の事、子ども達の未来の事として向き合っていくことも期待されています。

こども達は未来の希望であり、かけがえのない存在です。今後とも、本市に暮らす全てのこども達が健やかに成長できるよう、愛情に包まれながら、切れ目のない支援を行っていくとともに、子育てを行う保護者に寄り添いながら、しっかりと支えていくことのできる環境づくりを進めていく必要があります。

子ども・子育て支援の推進にあたっては、「幼児教育と保育の質の向上」と「教育・保育提供体制の量の確保」並びに「質の高い地域子ども・子育て支援事業の実施」を中心に据えながら、本制度に基づく諸支援方策等について市民ニーズを踏まえて展開し、こどもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境づくりに取り組んでいくものとし、めざすべき基本理念を次の通り掲げます。

<基本理念>

**全てのこどもが笑顔で輝き、
全ての保護者が子育てに喜びを感じることもできるまち**

2 計画の基本的な視点

第二期事業計画の策定にあたっては、第一期事業計画で掲げた基本的視点をベースにしつつ、先に示した基本理念を踏まえ、次に掲げる4つの基本的な視点を踏まえるものとします。

視点1：こどもの最善の利益の確保

こどもの個人としての尊厳を尊重し、幸福の追求を確保していくためには、こどもに関わるあらゆる行動において、こどもの「最善の利益」が考慮されなければなりません。

こどもの最善の利益とは、単なる理念ではなく、こどもに影響を与えるあらゆる状況や場面において、可能性のある様々な解決策を検討し、こどもの利益を正当に重視することを求める判断基準であり、施策および手続上の指針となるものです。

また、こどもの声に耳を傾け、その意見やニーズを尊重することも、こどもの最善の利益を確保する上で欠かせない視点とされています。

平成28年6月に改正された児童福祉法では、第1条で、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する」という考え方を示しています。改正前の児童福祉法において、こどもは「児童福祉の対象」として位置づけられていましたが、法改正により、児童福祉を受ける「権利主体」へと大きな転換が図られています。こどもの最善の利益を確保していくためにも、こどもを「権利主体」として適切に捉え、施策等に反映させていくことが求められます。

こどもに少なからず影響を与える支援方策の策定や実施、まちづくりの様々な機会において、こどもの意見を取り入れるなど、こどもの最善の利益が適切に確保されるよう、めざしていくものとします。

視点2：こどもの発達の擁護

こどもの発達とは、こどもがそれまでの体験を基にして環境に働きかけ、環境との相互作用を通して、豊かな心情、意欲および態度を身に付け、新たな能力を獲得していく過程といえます。こどもは、まず、おとなとの関わりを通して、次第に他のこどもとも相互に関わり合いを深め、人への信頼感と自己の主体性を形成していくこととなります。

本制度が対象とするこどもは、出生時から18歳までとなっていますが、「こども」はこの期間、日々成長・発達している存在であり、その度合いは個人差を伴います。また、こどもを取り巻く環境もそれぞれの家庭事情や背景が様々ではありません。こどもが健全に成長・発達していくことができるよう、こどもや子育て家庭に寄り添い、きめ細かく支

えていくことが求められます。

こどもは、身体的、知的、精神的および社会的に発達過程にある社会の一員であることから、こどもの発達には、愛情豊かで思慮深いおとなによる保護や世話などが特に大切です。そのため、保護者はもとより、社会全体でこどもの発達を擁護していく環境づくりをめざしていくものとします。

視点3：社会全体による子育て支援

こどもが、第一義的に養育され、教育される場合は、その保護者と一緒に日常生活を営む家庭であることは言うまでもありません。しかし、今日の経済社会においては、労働力の確保や雇用機会の均等という観点から、女性の社会進出による共働き世帯の増加が必然となり、これに伴い、家庭における子育て機能の低下や少子化の進行など、こどもや子育てを取巻く環境が大きく変化してきています。

児童福祉法第2条において「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」としており、こどもを健やかに育成する責任が「全ての国民」にあることを宣言しています。

子育て家庭に最も身近な存在である地域ぐるみでこどもの健全育成に関わっていくとともに、保護者の産後の休業および育児休業明けの保育施設等の利用の確保など、誰もが働きながら安心してこどもを産み育てることができるよう、子育て負担の一端を地域や行政が支援し、社会全体でこどもを健やかに育てる環境づくりをめざしていくものとします。

視点4：保護者の責務と市の責務を踏まえた環境整備

子ども・子育て支援法では、第2条第1項において「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」として保護者の責任を示すとともに、第3条で、「子ども・子育てに係る国や地方公共団体の責務」を規定しています。

また、児童福祉法は、第2条第3項において「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」としています。さらに、教育基本法においては、第10条で「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」とするとともに、第11条で「国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない」としています。

これらの法における位置づけは、こどもを養育し、教育する第一義的な責任の主体は保護者であることを定めるとともに、国や地方公共団体に対しても、こどもを養育し、教育

する責任があることを定めています。

保護者に対して行ったアンケート結果においては、まちづくりの様々な場面において、子育て支援に資する環境整備を進めていくことが求められています。

第一義的な責任の主体である保護者が、こどもの養育や教育に自らその責任を果たすことができるよう、市は、保護者を援助するとともに、保護者との協働によりこどもの健やかな成長に資する環境整備等に取り組むものとし、こどもの視点に立った環境整備やまちづくりをめざしていくものとしします。

3 計画の基本目標

(1) 質の高い教育・保育の安定的な提供

誰もが質の高い教育・保育を受けられるよう、幼児期の教育・保育の総合的な提供をはじめ、本市の課題である待機児童の解消に向けて、計画的に受け皿の確保、質的改善及び向上を図ります。また、子育てに関するサポートの充実や必要なサービスの活用を促していくことにより、保護者の多様なニーズに対応していくとともに、子育てへの不安や負担の軽減を図ります。

(2) 親子の健やかで切れ目のない支援

本市に暮らす子ども達の健やかで切れ目のない支援を行っていくため、母子保健の充実を図り、安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりを支援していくとともに、発達の気になる子や障がい児への支援の充実を図ります。

(3) こどもを大切に育てるための支援体制の整備

配慮を要する子どもや子育て家庭が安定した生活を送ることができるよう、児童虐待の未然防止に向けた対策をはじめ、ひとり親家庭への支援等、それぞれの状況や置かれている環境を踏まえ、きめ細かい支援を行います。また、こどもを大切に育てていくためにも、働き方の見直しを促していくなど、仕事と家庭の両立を支援していきます。

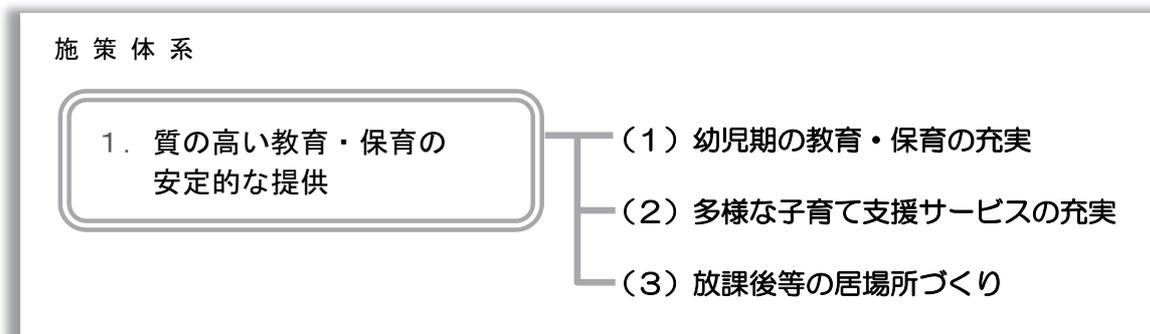
(4) こどもの可能性を育み、未来を応援する環境整備

経済的な困窮か否かに関わらず、次代を担う全ての子ども達が将来に夢と希望を持ち成長していくことができるよう、全庁的にこどもの未来を応援する環境の整備に取り組みます。また、地域社会とも連携し、多様な体験の場や学習支援等の実施を図る中で子ども達の自己肯定感を育んでいくとともに、生活の基盤である家庭への支援を図ります。

第4章 子ども・子育て支援施策の展開（各論）

第4章 子ども・子育て支援施策の展開（各論）

1 質の高い教育・保育の安定的な提供



（1）幼児期の教育・保育の充実

— 基本的な考え方 —

待機児童の解消等に向け、受け皿の確保・充実を図っていく必要があります。こどもに最適な育ちの場が確保できるよう、幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、教育・保育の質的改善及び向上を図り、保護者の働き方や生活パターンに応じたサービスの提供を行います。

★：13 事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

①公立幼稚園を中心にした保幼小連携の推進（主管課：保育・幼稚園課）☆

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市においては、保幼小における連携強化に向けて接続カリキュラムを作成しています。また、公立幼稚園が保幼小連携の中心的役割を担い、全ての5歳児が小学校教育にスムーズに接続できるよう、平成29年度より、一部のモデル園において保幼小連携を実施し、連携体制の拡大を図っています。

<今後の方向性>

引き続き保幼小連携を推進し、各公立幼稚園を結節点としながら、公立及び私立の保育施設・幼稚園・小学校の関係者による合同研修会、意見交換会開催等の充実を図ります。また、研修会、意見交換会で得た内容を実践に活かしていくとともに、就学前のこども達に経験させたい教育内容や育ちの視点を盛り込んでいくなど、カリキュラムの工夫を図ります。

②3歳児から4歳児の幼児教育ニーズへの対応（主管課：保育・幼稚園課）★

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

学校教育法第26条において、幼児教育の対象年齢は、満3歳から小学校就学前までと定められています。公立幼稚園では、長年の間、基本的に5歳児を対象とした幼稚園教育が推進されてきましたが、平成15年度より2園で4歳児からの2年保育モデル事業を実施し、令和元年度現在では公立幼稚園16園中8園で4歳児の教育課程を編成し、2年教育を実施

しています。

＜今後の方向性＞

園児数の推移及び教諭数等を考慮しながら公立幼稚園における4歳児教育の拡充を推進していくとともに、各園の実態を踏まえ、段階的に3歳児教育の実施に向けて取り組みます。

③特色ある幼稚園教育の推進（主管課：保育・幼稚園課）☆

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

公立幼稚園では、幼児期の特性を踏まえ、遊びを通して人と関わる力や規範意識、思考力や表現力、体力など総合的な指導を中心とした後伸びする力の育成を図っています。近年では外国籍児童の入園もみられますが、安心して自己を発揮できるよう個々の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行っております。

＜今後の方向性＞

引き続き、一人一人の特性に応じた幼児期に相応しい生活や遊びを保障し、様々な直接的・具体的な体験を通して人と関わる力や規範意識、思考力、体力などの総合的な指導を推進します。また、教育の質の向上のため、教育支援アドバイザーによる幼稚園訪問を継続するとともに、園内研修等の時間の確保や、県・市実施の研修会の実施により教員の専門性を高め、指導力の向上を図ります。公立幼稚園への入園を希望する外国籍児童に対しては、引き続き自然に日本語に触れたり、日本の生活習慣に触れたりすることができるよう配慮し、指導方法の工夫を図ります。

④認定こども園への移行等支援及び公立幼稚園・保育所のあり方の検討（主管課：こども企画課、保育・幼稚園課、教育総務課）★

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

認定こども園は保育所と幼稚園の機能を併せ持つことから、保護者の就労状況に捉われず幼児期の教育・保育を一体的かつ連続的に受けられる施設となっています。

本市においても、私立幼稚園からの認定こども園への移行や、幼保連携型認定こども園の新規設置など、私立においての移行または創設が図られています。一方で、公立については、3歳児・4歳児の教育ニーズへの対応を考慮する必要があるとともに、幼児教育・保育の無償化の影響も考慮しながら検討を進めていく必要があります。

＜今後の方向性＞

幼稚園での複数年教育の実施も踏まえながら、それぞれの施設を保護者が選択できるよう、公立保育所及び公立幼稚園のあり方と併せて認定こども園への移行を検討し、本市としての具体的な方向性を示すための計画を策定します。また、認定こども園についての情報提供等を行う中で、私立認定こども園の創設や、私立幼稚園・私立保育所からの移行支援を行っていきます。加えて、職員については保育士資格・幼稚園教諭免許の両方が必要となることから、研修等への参加促進により、その取得・更新を促します。

⑤通常保育事業の充実（主管課：保育・幼稚園課、こども企画課）★

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

保護者の就労や疾病などの理由により、日中家庭内で保育することができない児童を保

育所等で預かり、平日の保育を行う事業です。

本市の待機児童は減少傾向にあるものの、依然として多い状況にあります。特に1歳児での不足が目立ち、その解消に向けた取組みが求められています。また、本市においては、長年の間、基本的に5歳児を対象とした幼稚園教育が推進されてきたことから、認可保育所では4・5歳児クラスとしての受け入れを行っているなど、5歳児保育としての受け皿が少ない状況となっています。保育所においても、こどもの発達や学びの連続性が図られる質の高い幼児教育・保育を推進していくためにも、拠点保育所となる5カ所の公立保育所のうち、4カ所で5歳児クラスの整備を進めてきましたが、私立保育所も含め、全ての認可保育所での受け皿確保が求められています。さらに、保育所においても外国籍児童や日本語を話すことができない保護者の利用もみられることから、受け入れ体制の工夫により対応を検討していく必要があります。

<今後の方向性>

待機児童の解消や産休・育休明けの受け入れ対応の充実を図るため、分園設置等による定員増を促進していきます。また、5歳児クラスが未整備の胡屋あけぼの保育所において、その実施等を検討していくとともに、私立保育所での5歳児保育の促進を図るなど、需要に応じた年齢別定員枠の見直しを促します。加えて、外国籍児童に対しては、受け入れ体制の工夫を図ります。

⑥地域型保育事業の充実促進（主管課：保育・幼稚園課、こども企画課）★

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

地域型保育事業は、保護者の就労や疾病などの理由により、日中家庭内で保育することができない0～2歳児について、小規模保育事業や事業所内保育事業等で対応していくものであり、連携施設との連携により円滑な事業を実施するものです。

拠点保育所となる公立保育所を中心に地域型保育事業の連携施設としての設定を行っており、卒園後の受け皿や代替保育の提供、また、保育支援として、研修会の実施等に取り組むことで、地域型保育事業実施園への支援に努めています。しかしながら、小規模保育事業の需要が増加し、卒園後の受け皿が不足してきていることから、私立保育所における連携施設の充実が求められています。

<今後の方向性>

小規模保育所の新規創設や認可外保育施設からの移行促進をはじめ、公立保育所が行う研修に地域型保育事業の保育士等の参加を促すとともに、職員の資質向上を図る中でB型（職員の半数以上が保育士）からA型（職員全員が保育士）への移行を促進していきます。また、私立保育所に対しても地域型保育事業の連携施設としての役割を担ってもらうため、公立保育所における取組み状況の紹介等を行います。

⑦幼稚園教諭及び保育士確保の推進（主管課：保育・幼稚園課、こども企画課）☆

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

待機児童解消に向けては、幼稚園教諭及び保育士の確保が喫緊の課題となっており、特に保育士の不足が全国的にも課題となっています。本市においては、保育士確保策として宿舍借り上げ補助や正規雇用等促進補助、復職応援給付金の支給、就職説明会の実施を図るなど、

沖縄県が推進している幼稚園教諭・保育士確保方策についてはほとんど実施しています。そうした中、保育人材の新規確保については一定程度成果がみられます。処遇においても正規雇用化の促進や各種加算により、給与の改善が図られていますが、定着率は各施設で異なっています。

<今後の方向性>

保育士確保に向けた確保方策を継続・充実していくとともに、施設と求職者のマッチングのための就職支援の実施を図り、新規保育士確保をめざします。また、定着率向上に向けた調査・研究を行うとともに、引き続き処遇向上のための施策を展開していきます。

⑧認可外保育施設への支援の充実（主管課：保育・幼稚園課、こども企画課）★

<事業の概要・沖縄等>

認可外保育施設とは乳幼児を保育することを目的とする施設で、認可保育所以外の保育施設を総称したものです。本市では、認可外保育施設に対し、保育アドバイザーによる巡回支援を行っています。認可外保育施設については、原則として認可外保育施設指導監督基準を満たす施設が幼児教育・保育の無償化の対象施設となりますが、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設が基準を満たすために、5年間の猶予期間が設けられていることから、認可外保育施設が猶予期間内に指導監督基準を満たす施設になるよう、必要な支援を継続していく必要があります。

<今後の方向性>

保育アドバイザーによる巡回支援の継続を図るなど、必要な支援を継続するとともに、施設長や保育従事者に対する研修の実施を図り、保育の質の向上に努めます。指導監督基準を満たす施設については、認可化に向けた支援の実施を検討していきます。また、市内の企業主導型保育施設について情報収集を図り、連携に努めます。

⑨多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の適切な実施（主管課：こども企画課）★

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

保育の受け皿拡大等には、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所や小規模保育事業などの設置を促進していくことが必要とされています。一方、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業として実施されているものです。

新規施設の開所にあたっては、保育アドバイザーによる巡回支援により、保育の質の向上に努めています。

<今後の方向性>

認可化移行した園のフォローアップについて、沖縄県保育士・保育所総合支援センターと連携を図りながら適切に実施を図っていくとともに、その他新規園についても引き続き支援を実施していきます。

(2) 多様な子育て支援サービスの充実

— 基本的な考え方 —

子育て中の全ての家庭が安心して子育てができるよう、市民の様々な事情に対応することのできる多様な保育サービスの充実を図ります。また、多様な社会資源等を活用し、相談や情報提供、交流の場づくりを行うなど、支え合いの仕組み等の充実を図ります。

★：13 事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

①延長保育事業の充実（主管課：保育・幼稚園課）★

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

保護者の就労状態等に対応するため、通常の保育時間以外に保育時間を延長する事業です。本市では、新たに認可保育所等を整備する際に延長保育事業の実施を条件としていることから、令和元年度現在、公立保育所、私立保育所（分園を含む）、認定こども園、地域型保育事業の全施設・事業所で延長保育事業を実施しています。

<今後の方向性>

現在の入所児童のニーズについては充分に対応できていることから、これまで通り実施していくとともに、今後新たに整備する施設においても実施を図ります。

②夜間保育事業の継続実施（主管課：保育・幼稚園課）

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

夜間においても保育を必要とする児童に対し、おおよそ 11 時～22 時までの時間帯を通常保育とすることにより、安心して児童を預けることを可能とする事業です。本市では、私立保育所 1 カ所（延長を含む開所時間 8 時～24 時）で実施しています。

<今後の方向性>

今後とも勤労者の多様な労働を支援するため、夜間保育事業の継続実施を図ります。

③一時預かり事業（幼稚園型）の継続実施（主管課：保育・幼稚園課）★

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

在園児を対象に、幼稚園での通常の就園時間に加え、引き続き幼稚園で午後の預かりを行う事業（旧名称：預かり保育）です。本市では、公立幼稚園の一時預かり事業（幼稚園型）について、預かり保育受付期間中に受け付けされた 5 歳児については全て受け入れを行っています。

<今後の方向性>

保育所における 5 歳児保育の充実を図っていくことと併せ、保育所との棲み分けによる受け入れ体制を構築していくことにより、預かり保育の利用について、適正な規模を検討（定員制の導入）していくものとします。

④一時預かり事業（幼稚園型を除く）の実施（主管課：保育・幼稚園課）★

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、日中、保育所等で一時的に保育を行う事業です。令和元年度より小規模保育事業所1ヵ所で新たに実施されているものの、保育士不足のため私立保育所4園で事業を休止しており、ニーズに対して確保量は大きく不足しています。

＜今後の方向性＞

小規模保育事業所において行われている一時預かり事業の継続実施を図ります。また、保育士が確保され次第、私立保育所での再開を促していくとともに、公立保育所においても一時預かりの実施を検討していきます。

⑤地域子育て支援拠点事業の充実（主管課：保育・幼稚園課）★

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本市では、子育て支援センター2ヵ所、つどいの広場4ヵ所（うち1ヵ所は出張型）の計6ヵ所で実施しており、それ以外に子育て支援センター1ヵ所が休止中となっています。

＜今後の方向性＞

支援を必要としている方や引きこもりがちな世帯への情報提供の充実・利用促進に繋がるよう、事業の周知を図るとともに、出張型により児童館等での出張広場の開設を継続していきます。また、休止中の子育て支援センターについても、保育士が確保され次第、再開を促進していくものとします。

⑥利用者支援事業の充実（主管課：保育・幼稚園課、こども相談・健康課、こども企画課）★

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

利用者支援事業とは、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。本市においては特定型として利用者支援員の配置を行っているとともに、子育て世代包括支援センターにおいて母子保健型を実施しています。特定型において利用者支援員1名を配置していますが、保育所での一時預かり事業が休止状態にあるなど受け皿が不足していることにより、利用調整が十分にできていない状況にあるとともに、地域連携の取組み（地域とのネットワークの構築や社会資源の開発等）を実施するための体制が不十分な状況にあります。

＜今後の方向性＞

子育て支援ニーズを満たすことのできる環境を整備するとともに、利用者支援員による「OKIIKU」を活用した利用調整により、スムーズなサービスの提供につなげていきます。また、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行えるよう、妊産婦等に対してきめ細かい支援を実施する母子保健型について、子育て世代包括支援センターの取組みと連携しながら充実を図ります。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の充実（主管課：保育・幼稚園課）★

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者等を会員として、育児の援助を受けたい方（おねがい会員）と、育児の支援を行いたい方（まかせて会員）を結ぶ、「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業です。0歳児～小学校6年生までのこどもがいる方、並びに市内在住で自宅においてこどもを預かることができる方が対象となっています。本市では、事業を委託することにより、迅速なマッチングが行えています。しかしながら、令和元年10月よりはじまった幼児教育・保育の無償化においては、ファミリー・サポート・センター事業についても対象となっており、今後、おねがい会員の増加が見込まれます。そうした中、まかせて会員の不足がみられるとともに、家族の理解を得ることが難しく、まかせて会員宅で預かりをできる方が減少しています。また、配慮が必要な世帯からの申し込みも増加傾向にあり、関係機関等との連携を密にしていく必要があります。

＜今後の方向性＞

まかせて会員の育成強化や事業の周知による利用促進を図るとともに、気になる子や多胎児家庭等への支援対応の充実に向け、関係機関等との連携強化を図ります。また、こどもを預かる場所について、会員の自宅が原則となっていました。国の実施要綱改正により、両会員間の合意により児童館等でも対応可能となっていることから、その周知等に努めます。

⑧病児保育事業の充実（主管課：保育・幼稚園課）★

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

疾病中の児童（概ね10歳未満）について、病気の治療中で回復期に至っておらず、安静を必要とする状態にあり、保護者が仕事やその他やむを得ない理由により家庭で保育できない場合に、一時的に保育する事業です。本市では現在、医療機関2ヵ所で実施しています。近年、事業の周知が進んだことにより、利用量は増加傾向にあります。

＜今後の方向性＞

継続的な事業実施に取り組むとともに、新たに1ヵ所の医療機関において実施を図るなど、ニーズの増加に対応していきます。

⑨子育て短期支援事業の実施（主管課：こども家庭課）★

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童福祉施設において一定期間養育・保護を行う事業です。利用目的や時間帯などにより「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の2つの事業形態があります。

本市では、母子生活支援施設において、母子家庭及びこれに準ずる事情にある女子を対象に、3歳児からの児童を預かるショートステイ事業を行っていますが、母子家庭以外の世帯への拡充やトワイライトステイ事業の実施ができていない状況にあります。

<今後の方向性>

ショートステイ事業について対象年齢の拡充を検討していくとともに、引き続き母子家庭以外の世帯への拡充や、トワイライトステイ事業実施の可能性を検討していくため、他部署との連携・協議を図ります。

⑩「OKIIKU（おきいく）」による情報提供の充実（主管課：こども企画課）

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市では、沖縄市で子育てを行っている市民に向けて、保育施設の情報をはじめ、困ったときの相談先や子育てに役立つ制度などについて、「沖縄市こども支援ガイドブック『OKIIKU手帖』」や、パソコン・スマートフォンで検索ができる「沖縄市教育・保育の子育て支援ポータルサイト『OKIIKU』」により情報を発信しています。しかしながら、平成31年3月に就学前児童の保護者に対して実施したアンケートにおいては、これらの冊子や情報サイトを知らないと回答した方が半数以上を占めており、十分に市民に浸透していない状況にあります。

<今後の方向性>

各種情報媒体の掲載内容等の充実を図っていくとともに、市民への周知を行い、活用促進を図ります。また、「沖縄市教育・保育の子育て支援ポータルサイト『OKIIKU』」については、施設利用に関する情報提供だけでなく、「#8000（子ども医療電話相談事業）」など、様々な情報を発信していくことができるよう、サイトの充実を図ります。さらに、『OKIIKU手帖』においては、妊娠・出産期から青年期まで、それぞれのライフステージごとに利用できるサービスや支援窓口等の整理を行っていることから、対象年齢に応じた支援に役立つよう、その周知・活用促進に努めます。



(3) 放課後等の居場所づくり

— 基本的な考え方 —

本市では児童館・児童センターや放課後児童クラブ、放課後子ども教室の実施等、児童の健全育成の場の充実に努めてきましたが、女性の社会進出に伴い、放課後等にこども達が安心して過ごせる場の確保・充実に努めることが求められています。そのため、各種社会資源・自然資源・人的資源等を活用し、放課後等の居場所づくりの充実に努めます。

★：13 事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

①児童館整備の推進（主管課：こども家庭課）

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

児童館・児童センターは、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに、情操を豊かにし、児童の健やかな成長に資するための施設であり、異年齢児童の交流の場、子育て親子の交流の場としての機能も担っている施設です。

本市においては、平成 30 年度に宮里中学校区児童館が開所し、令和元年度現在で 4 ヶ所の児童館・児童センターが整備されています。なお、沖縄市児童館整備計画では、当面は 1 中学校につき 1 ヶ所の児童館の設置（8 ヶ所）をめざすことを位置づけており、更なる児童館整備が求められます。なお、中学校区によっては校区が広範なため、小学校からの距離が遠くなってしまうことが課題となっており、整備位置の選定が難しい状況もみられます。

<今後の方向性>

必要に応じて沖縄市児童館整備計画の見直しを行うなど、利便性に配慮した箇所数設定を行っていくとともに、美里中学校区児童館及びその他の未整備中学校区児童館の候補地選定・整備を進めます。

②放課後児童クラブの整備・充実（主管課：こども家庭課）★

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、保護者が就労等により日中家庭にいない小学生を対象に、放課後の時間帯に生活の場を提供し、遊びや生活を通して家庭的機能の補完を行い、こどもの健全育成を図ることを目的とする事業です。本市では、令和元年 5 月現在で放課後児童クラブが 51 ヶ所、1,750 人が利用しています。平成 26 年度（30 ヶ所・1,195 人利用）からの 5 年間で 21 ヶ所・555 人の増加となり、相当程度の受け皿確保が進んでいますが、高学年のニーズが増えてきているとともに、小学校区によって確保数のばらつきもみられます。また、人手不足が深刻化する中、支援員不足も見受けられます。

<今後の方向性>

地域の実情を踏まえながら、公設放課後児童クラブの設置を進めていくとともに、「量の見込み」を踏まえ、高学年のニーズ等への対応や、民設放課後児童クラブの設置促進を図ります。また、民設放課後児童クラブとの連携を図っていく中で理解・協力を得ながら、更なる向上に努めていきます。

③放課後子ども教室の継続実施（主管課：青少年センター）

<事業の概要・沖縄市の取り組み等>

放課後子ども教室は、全小学校区を対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室や近隣の公民館等を活用し、地域の方々の参画を得ながら、学習支援やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの様々な取り組みを実施することにより、こども達が心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものです。令和元年度は市内16小学校区のうち、14ヵ所で本事業を実施することができています。

<今後の方向性>

今後も本事業を継続的に実施し、地域人材の活用や新たな活動メニューの実施を促進していくとともに、地域とのコーディネートを担う放課後子ども教室コーディネーターの発掘・育成等に努める中で、未実施地区の実施を促進していきます。

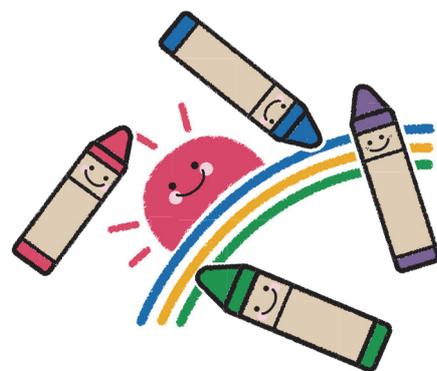
④新・放課後子ども総合プランの推進（主管課：こども家庭課・青少年センター）☆

<事業の概要・沖縄市の取り組み等>

国においては、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成し、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破するための取り組みの推進をめざしています。特に、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の一体的又は連携による実施を市町村に求めるとともに、一体的な実施を強力に推進していくことを掲げています。本市においては、小学校敷地内に放課後児童クラブが整備された小学校において、両者の交流が開始されています。

<今後の方向性>

公設放課後児童クラブの整備された小学校において、両者による交流のあり方を模索し、連携を図っていくものとします。そうした中で条件が整えば一体型としての実施をめざします。また、民間施設で実施している放課後児童クラブについても、連携のあり方を検討していきます。



2 親子の健やかで切れ目のない支援

施策体系

2. 親子の健やかで切れ目のない支援

(1) 母子保健の充実

(2) 障がい児・発達面で支援が必要な子ども及び家族等への支援の充実

(1) 母子保健の充実

— 基本的な考え方 —

親子を取り巻く状況が複雑・多様化する中において、安心して妊娠・出産をすることができ、生まれてきた子どもが健やかに育まれるよう、妊娠中から妊婦やその家族が主体的に自らの生活や健康に関心を持てるような環境づくりを進めるなど、切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援を図ります。また、地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を温かく見守り支える地域づくりを支援します。

★：13事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

①親子健康手帳（母子健康手帳）の交付（主管課：子ども相談・健康課）☆

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市においては子育て世代包括支援センターにおいて親子健康手帳の交付を行っており、安心・安全な妊娠・出産のために妊娠期から取り組めるよう、妊娠の届け出の際に面談を行い、困り事や悩み事がある方については保健師等の専門職が継続的にサポートできるようにしています。

<今後の方向性>

市民が親子健康手帳を積極的に活用できるよう、子育て世代包括支援センターでの説明実施に努めます。また、手帳交付時の情報提供・助言・保健指導の充実や、関係機関との連携強化に努めます。

②妊婦健康診査の推進（主管課：子ども相談・健康課）★

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

妊婦健康診査は、妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健康診査を行う事業です。本市では、妊娠届時に親子健康手帳の交付と併せて妊婦健康診査受診票も交付し、健康診査にかかる費用負担の軽減及び受診率の向上を図っています。妊婦健診は妊娠週数に応じた基準から、少なくとも計14回程度の受診が望ましいとされており、本市では14回を公費により無料で受診できるものの、妊娠12週以降に親子健康手帳を交付するケースもみられ、平均受診回数が12.5回となっています。

<今後の方向性>

安心して妊娠・出産が迎えられるよう早期の妊娠届けの励行を促進し、妊婦健診の受診勧奨に取り組みます。

③産婦健康診査の推進（主管課：こども相談・健康課）☆

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）の重要性が指摘されています。国においても、その重要性を鑑み、市町村に対して産婦健康診査に対する積極的な取組みを求めています。本市では、出産後間もない時期の母親の心身の健康状態を確認するため、平成31年4月より、産後2週間及び産後4か月の産婦健康診査を公費負担により実施しています。

<今後の方向性>

今後とも、産婦健康診査の周知を図り、利用促進を図ります。

④乳児家庭全戸訪問の推進（主管課：こども相談・健康課）★

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児に関する様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況、養育環境等の把握や助言を行う事業です。本市では、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師・保健師または訪問員が訪問を行い、母子保健事業や予防接種、子育てサービスの情報提供や育児相談、母子の健康や生活への助言等を行っています。訪問を拒否する家庭も少なからず見受けられますが、子育て世代包括支援センター『結ば〜と』を設置したことにより、支援を要する妊婦の把握や地区担当保健師からのフォロー等も得られ、訪問率の向上につながっています。

<今後の方向性>

対象世帯への事業の周知や訪問するスタッフの資質向上に努め、円滑な訪問実施と必要な支援を図ります。

⑤新生児訪問指導・乳幼児訪問指導の実施（主管課：こども相談・健康課）☆

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市では、生後28日未満の赤ちゃんや子育てが不安な母親のために、助産師が家庭を訪問し、授乳の方法や育児方法を指導する「新生児訪問指導」を実施しています。また、保健師・助産師が家庭訪問しながら、乳幼児の発育発達や、気になる事について相談を受ける「乳幼児訪問指導」を実施しています。

<今後の方向性>

新生児訪問指導及び乳幼児訪問指導の実施を継続し、不安を抱えている保護者の不安解消を図ります。

⑥乳幼児健康診査・予防接種の実施（主管課：こども相談・健康課）☆

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

本市では、乳幼児の疾病の予防・早期発見を目的として、「乳児一般健康診査」「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」を実施しており、身体計測、内科健診、歯科健診、歯のブラッシング指導、保健指導、栄養指導、子育て相談を行っています。また、免疫をつくって病気を予防し、さらに社会全体でも流行を防ぐため、「予防接種」を実施しています。乳幼児健康診査については、未受診者への受診勧奨も行っていますが、受診率の向上が課題となっています。

＜今後の方向性＞

乳幼児の健康の保持・増進を図るため、「乳児一般健康診査」「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」及び「予防接種」の実施を継続するとともに、受診勧奨の充実により、受診率の向上に努めます。

⑦母子健康支援の充実（主管課：こども相談・健康課）☆

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

本市では、夫婦で参加し、妊娠・出産・育児について学習する「すこやか教室（両親学級）」を実施しています。また、生後4か月児の保護者を対象に、産後の仲間づくりや産後の体操、赤ちゃんとのスキンシップに役立つベビーマッサージを取り入れた「産後ママ教室」を実施しています。

また産後の心身の回復に不安のある産婦や、育児に不安のある産後4か月未満の乳児とその母親を対象に、沐浴や授乳指導等の支援を受けながら、心身の休養と育児不安や負担軽減を図る目的で、宿泊型・通所型・訪問型の支援を行っています。

保健師等が母子手帳交付時や訪問指導・乳幼児健診受診児、来所相談・電話相談等のあらゆる機会を捉え、妊娠・出産・育児に関する相談を行い、母親の不安軽減に努めています。

また、医療機関から毎月報告される妊婦健康診査受診票により、指導の必要な妊婦を早期に発見し、訪問指導を行っています。

母子健康手帳交付時や家庭訪問、乳幼児健康診査の場を捉え、妊娠中・育児中の喫煙や受動喫煙の防止について、情報提供や保健指導を行い、その徹底に努めています。

＜今後の方向性＞

より多くの保護者が参加できるよう、すこやか教室（両親学級）の実施方法を検討していきながら、子育てに関する知識・技術の提供を行う中で、不安の軽減に努めるとともに、母性や父性を育みます。また、子育てに不安が多い時期に母親のストレスや不安が軽減できるよう、産後ママ教室の実施を継続し、仲間づくりを促進するとともに、育児に自信が持てるよう、適切なアドバイスの実施を図ります。

⑧利用者支援事業の充実【再掲】（主管課：保育・幼稚園課、こども相談・健康課、こども企画課）☆

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

利用者支援事業とは、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情

報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。本市においては特定型として利用者支援員の配置を行っているとともに、子育て世代包括支援センターにおいて母子保健型を実施しています。特定型において利用者支援員1名を配置していますが、保育所での一時預かり事業が休止状態にあるなど受け皿が不足していることにより、利用調整が十分にできていない状況にあるとともに、地域連携の取組み（地域とのネットワークの構築や社会資源の開発等）を実施するための体制が不十分な状況にあります。

＜今後の方向性＞

子育て支援ニーズを満たすことのできる環境を整備するとともに、利用者支援員による「OKIIKU」を活用した利用調整により、スムーズなサービスの提供につなげていきます。また、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行えるよう、妊産婦等に対してきめ細かい支援を実施する母子保健型について、子育て世代包括支援センターの取組みと連携しながら充実を図ります。

⑨子育て世代包括支援センター『結ぼ〜と』の充実（主管課：こども相談・健康課）☆

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

子育て世代包括支援センターは、妊娠期・出産直後・子育て期の各ステージを通じ、地域の関係機関が連携して切れ目のない支援を確保する機能を持つ仕組みです。本市においては、子育て世代包括支援センター『結ぼ〜と』として直営で実施しており、前述した利用者支援事業の母子保健型と組み合わせて事業を展開しています。子育て世代包括支援センターの満たすべき要件の一つである関係機関との連絡調整が十分に組み立てていないことから、関係課とも協力し、利用者支援事業の基本型・特定型との連携運用等を検討していく中で、包括的な地域づくりの構築を図っていく必要があります。

＜今後の方向性＞

子育て世代が相談・利用しやすい窓口として、利用者支援事業「基本型」「特定型」の体制整備や、関係課等との連携のもと、サテライト的な拠点確保の検討を図ります。また、就学前の支援が切れ目なく繋がるよう、母子保健、就学前の子育て支援、教育部門（教育委員会）との連携体制構築に努めます。

⑩「不妊の悩みへの支援」の実施（主管課：こども相談・健康課）☆

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

我が国においては、晩婚化による出産年齢の高齢化等に伴い、不妊症に悩む夫婦が増加傾向にあります。本市では、沖縄県助産師会母子未来センターと連携し、妊娠・不妊に関する全般についての基礎知識を深めると同時に、健康な身体づくりをめざしていくための相談等の支援を助産師が実施しています。

＜今後の方向性＞

不妊等の悩みを抱える男女への支援を図るため、母子未来センターと連携し、関係機関へスムーズに繋げていけるよう取り組みます。

⑪食育の推進・虫歯予防の取組みの充実（主管課：こども相談・健康課、保育・幼稚園課、市民健康課、学校給食センター）☆

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

本市では、離乳食の進め方・調理の方法について学習し、赤ちゃんの健やかな成長を支援するため、「離乳食教室」を実施しているとともに、妊娠・授乳期の食育に関する出前講座を開催し、規則正しい健康的な食生活の推進を図っています。また、平成31年3月に策定した「第3次沖縄市食育推進計画」に基づき、こども達が身近な食材や食に関して関心を持つことができるよう、保育所や幼稚園、小学校などにおいても食育を実施しています。さらに、乳幼児健康診査において、歯みがき指導を行うなど、虫歯の予防を図っています。

＜今後の方向性＞

離乳食教室や出前講座の実施、毎月19日の食育の日における食育活動の実施等を図るとともに、虫歯予防の取組みを推進します。また2歳児及び妊婦の口腔衛生の向上を図るため、体制構築に努めます。

⑫育てにくさを感じる保護者に対する支援（主管課：こども相談・健康課）☆

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

こどもの言語発達や多動等様々な理由により育てにくさを感じる保護者が増えてきています。また核家族化の進行等の社会変化により、子育てのサポートを得ることが以前と比べて難しくなってきております。

本市においては、乳幼児健康診査時の相談や健診結果を踏まえ、保健師による定期的な育児相談の他、言語発達やコミュニケーション等に課題がある児とその保護者を対象に、心理士等による個別相談を実施しています。

また、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、支援を実施しています。

＜今後の方向性＞

今後も、乳幼児健康診査の充実を図るとともに、言語発達やコミュニケーション等に課題がある児とその保護者を対象とした心理士等による個別相談を実施していきます。

児との関わり方について困り感を感じる保護者等を対象に健診事後教室を実施し、育てにくさを感じる保護者に寄り添いながら、必要に応じて適切な機関と連携を行いながら支援を実施していきます。



(2) 障がい児・発達面で支援が必要な子ども及び家族等への支援の充実

— 基本的な考え方 —

障がい児や発達の気になる子及びその家族が安心して生活していくことができるよう、発達相談や発達支援等の取組みを行うとともに、発達支援保育等の充実を図ります。また、相談・情報提供体制の充実や、関連各課・関連機関等の連携により障がい児等に対する支援の充実に取り組みます。

★：13 事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

①「発達相談窓口『こねくと』」による相談・支援の充実（主管課：子ども相談・健康課）◇

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

発達の気になる子の保護者や子育てに不安を抱えている保護者の様々な相談に対応し、親子に寄り添いながら子育てをサポートしていくことが求められています。本市では、令和元年6月に開所した「沖縄市こどもの育ちサポートセンター」において、こどもの育ち（発達）について専門家と相談しながら一緒に解決方法を考えていく「発達相談窓口『こねくと』」を設置しており、0歳から小学校6年生までを対象とした発達相談を行っています。学齢期からの相談が増えてきている状況があるため、教育委員会や放課後児童クラブとの連携や役割分担による相談・支援体制の充実が求められています。

<今後の方向性>

発達相談窓口『こねくと』の周知を図るとともに、教育委員会等との連携に努め、相談・支援体制の充実を努めます。

②発達支援事業の推進（主管課：子ども相談・健康課）◇

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市では、親子通園により発達段階とこどもの特性に合わせた保育や子育てのサポートを行う「親子通園『きらきら』」において、気になる子とその保護者に対して言語・行動・生活・コミュニケーション・社会性・協調運動などについて、発達段階やその子の特性に合わせた丁寧な対応を行っています。

<今後の方向性>

引き続き「親子通園『きらきら』」の充実を努めるとともに、次のステップへの移行を見極める役割を十分に果たしていくことができるよう、関係機関等との連携による支援体制の構築を図ります。

③つくし園の機能拡充による児童発達支援センターの設置（主管課：子ども相談・健康課）◇

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

児童発達支援センターは通所利用障がい児への療育やその家族に対する支援（日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族の相談支援、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設です。国においては、中核的な施設となる児童発達支援

センターについて、令和2年度末までに市町村に1ヵ所以上設置するよう考え方を示しています。本市では、児童発達支援事業所「つくし園」において、発達段階や発達特性に応じた丁寧な療育に努めていますが、児童発達支援センターへの移行を図っていくため、指定要件である地域支援機能の拡充を図っていく必要があります。

<今後の方向性>

今後、つくし園について、現在の児童発達支援に加えて新たに障がい児相談支援や保育所等訪問支援などの地域支援機能を拡充し、児童発達支援センターの設置に取り組みます。

④発達支援保育事業の推進（主管課：保育・幼稚園課）☆

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

市内在住で心身の発達に何らかの遅れ等を持つ児童で、保護者が仕事や病気などで十分な保育が出来ない場合、集団保育が可能で発達の支援が必要な児童を保育する発達支援保育事業（旧名称：障がい児保育事業）を行っています。近年では、発達面で支援が必要な子等が増えていますが、私立保育所においても受け入れが進んでいることから、入所児童も増加傾向にあります。しかしながら、保育士不足が課題となる中、保育士の加配が困難な状況もみうけられます。

<今後の方向性>

発達面で支援が必要な子等について、地域の保育所で保育を受けられるよう、発達支援保育事業の拡充を図ります。また、保育士確保を進める中で、保育士や子育て支援員の加配を充足していくなど、手厚い保育体制の構築に努めます。

⑤医療的ケア児に対する支援の充実（主管課：保育・幼稚園課、障がい福祉課、指導課、こども相談・健康課）◇

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

医療技術の進歩等を背景として、たんの吸引等といった医療的ケアを日常的に必要とするこどもは全国的に増加傾向にあり、本市では、幼稚園や小・中学校での受入れ事例はあるものの、保育施設での受入れは実施していないことから、医療的ケア児に関する相談が利用者支援事業に寄せられているなど、支援ニーズがみられます。

<今後の方向性>

保育施設についてはまず、看護師配置が行われている公立保育所において受け入れを検討していくとともに、看護師を派遣する事業の活用促進や、医療的ケア児に関する研修等への看護師等の参加を促していくなど、支援方策の実施に努めます。また、医療的ケアを必要とするこどもが適切な支援を受けられるように保育・教育・福祉等の関係機関において連携を図ります。

⑥公立幼稚園における特別支援教育の充実（主管課：保育・幼稚園課、指導課）◇

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

公立幼稚園における特別支援教育は、環境や集団生活を通して、将来にわたる生きる力の基礎を培う経験を積み重ねていく場であることから、幼児の発達や障がいの程度に応じた指導計画や個別の支援計画を作成・活用し、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続の取

組みを図るなど、切れ目のない支援に努めています。しかしながら、特別支援担当教諭の不足や、専門的な助言または指導を行う職員配置が課題となっています。

<今後の方向性>

幼稚園・保育所・小学校教育との円滑な接続の取組みを実施し、特別支援教育の充実を図るとともに、個の発達や障がいの程度に応じた教職員の配置（適正規模の検討）に努めます。また、教育経験者による巡回就学・教育相談の継続を図るとともに、臨床心理士などの専門的人材の配置を図ります。

⑦巡回相談『はっち』等による幼稚園教諭・保育士への支援の充実（主管課：こども相談・健康課）☆

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市では、保育施設や幼稚園からの依頼を受けて巡回相談員（心理士・保育士）が訪問する巡回相談を行っており、個別相談や集団でのソーシャルスキルトレーニングの実施を図っています。また、年1回幼保合同研修会を行い、幼稚園・保育所職員が発達支援について共に学ぶ機会を設けています。巡回相談『はっち』では、きめ細かい対応・支援に努めているものの、近年、発達支援児や発達の気になる子等の数が増加していることから、現場をこまめに巡回できないことが課題となっています。

<今後の方向性>

今後とも、巡回による相談や発達検査等を継続していきます。また、ソーシャルスキルトレーニングや支援充実を図るため、幼稚園教諭や保育士を対象とした研修会の充実に努めます。また、巡回支援による対応を補完するため、幼稚園や保育所での児童への関わり方や保護者支援の方法、支援機関リスト等を取りまとめたマニュアルの作成を検討していきます。

⑧「(仮称) 沖縄市発達支援連絡会の設置（主管課：こども相談・健康課）◇

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

発達の気になる子のライフステージに応じた切れ目のない支援が求められる中、本市では、平成30年度に「沖縄市こどもの発達支援に関する指針」を策定し、切れ目のない支援をめざしています。この間、乳幼児期における発達の気になる子の相談・支援体制が充実し、保健・福祉分野の連携は図られてきているものの、教育や医療分野との更なる連携が必要となっています。

<今後の方向性>

関係部署の連携体制の強化や情報共有などの一層の充実を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない発達支援システムの構築に向け、庁内関係部署等で構成する「(仮称) 沖縄市発達支援連絡会」の設置を図ります。

3 こどもを大切に育てるための支援体制の整備

施策体系

3. こどもを大切に
育てるための支援
体制の整備

(1) 児童虐待の防止に向けた対策の推進

(2) ひとり親家庭への自立支援

(3) 仕事と家庭の両立支援の推進

(1) 児童虐待の防止に向けた対策の推進

— 基本的な考え方 —

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るとともに、虐待が発生した際にきめ細かな支援と再発防止を行うため、関係各課・関係機関の連携を強化していきます。また、児童虐待の未然防止には、子育て不安の早期解消が非常に重要であることから、ハイリスク世帯へのアプローチや相談、養育支援の実施を図ります。

★：13事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

①養育支援訪問事業の推進（主管課：こども相談・健康課）★

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）は、子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭など、様々な要因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、負担軽減を図る事業です。具体的な支援内容としては、産後の育児支援や簡単な家事等の援助、養育者の身体的・精神的不調に関する育児相談に対する支援などがあります。本市では平成17年1月から本事業を開始しており、乳児家庭全戸訪問事業や子育て世代包括支援センター等により把握された養育支援対象の家庭に対し、育児支援を行っています。子育て世代包括支援センターとの連携により養育支援を必要とする家庭の把握が進んでいる一方で、現状で把握できていない対象者の抽出方法の検討が求められており、事業の拡充等が必要となっています。

<今後の方向性>

今後とも事業の継続実施を図るとともに、家事支援の業務委託により事業の拡大を図ります。また、養育支援が必要な世帯の抽出方法について研究・調査を行います。

②要保護児童対策地域協議会の充実及び子ども家庭総合支援拠点の設置（主管課：こども相談・健康課）◇

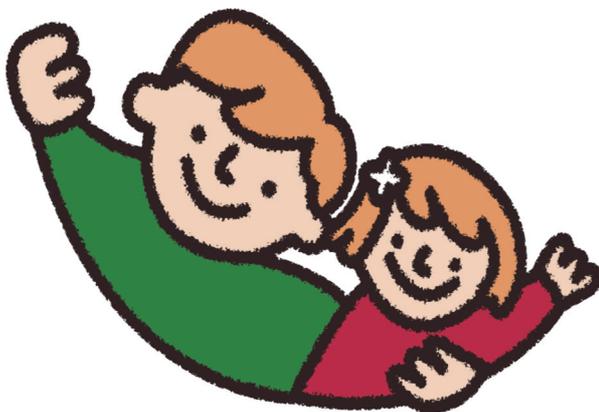
<事業の概要・沖縄市の取組み等>

児童虐待は児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。国においては、要保護児童等への適切な支援を図ることを目的として、要保護児童対策地域協議会の設置を市町村の努力義務としているとともに、平成28年度の児童福祉法改正により、市町村（支援拠点）はソーシャルワークの機能を担い、全てのこどもとその家庭及び妊産婦等を対象に福祉に関する支援業務などを行うため、「子ども家庭総合支援拠点」の整備に努めなければならないことが規定されました。

本市では、沖縄市要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議・進行管理会議・個別支援会議）を開催し、対象児童の支援機関を集めた協議及び支援方針の検討・決定を行っています。近年では、対象児童を取り巻く問題が複合的であるケースもみられ、解決方法や支援方針の検討が困難な場合もみられます。また、今後設置を予定している「子ども家庭総合支援拠点」については、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るものであり、円滑な取組み実施に向けて体制の見直しや相談員の増員を図っていく必要があります。

<今後の方向性>

要保護児童対策地域協議会の継続実施を図るとともに、新たに設置予定の「子ども家庭総合支援拠点」の体制整備及び子育て世代包括支援センターとの連携体制の構築を図ることにより、要支援児童及び要保護児童等への支援の充実を図っていきます。



(2) ひとり親家庭への自立支援

— 基本的な考え方 —

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わねばならず、経済的な困窮や、子育てをはじめとする生活の不安や悩みを抱えやすい傾向にあります。

ひとり親家庭が安心して生活できるよう、自立に必要な情報を提供するなど就労や子育てのサポートを行い、自立支援を図ります。

★：13事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

①ひとり親家庭の就労支援の実施（主管課：こども家庭課）◇

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

本市では、働く意欲のあるひとり親家庭の父親・母親に対し、自立支援プログラムの作成等により就労を支援しています。また、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業により、就職に必要な技術や資格の取得を支援しています。

＜今後の方向性＞

自立支援プログラムの作成や自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業の周知・利用促進を図り、ひとり親家庭の就労を支援します。

②母子及び父子家庭等医療費助成の推進（主管課：こども家庭課）◇

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

母子及び父子家庭等の児童とその父母、及び父母のいない家庭の児童の入院または通院による治療に際し、医療保険の適用を受けて支払った自己負担金（調剤・歯科診療分を含む）の一部を助成する制度です。

＜今後の方向性＞

母子及び父子家庭等医療費助成事業の継続実施を図るとともに、ひとり親家庭への周知・利用促進を図ります。

③ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進（主管課：こども家庭課）◇

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

ひとり親家庭を対象に、保護者が疾病等で一時的に生活援助・保育などのサービスが必要な時にヘルパー派遣を行う事業です。

登録された経験豊かなヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、一時的な保育や日常生活の手伝いを行っています。

＜今後の方向性＞

今後とも現在の取組みを継続し、登録及び利用促進を図ります。

④母子父子寡婦福祉資金貸付の普及（主管課：こども家庭課）◇

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

母子家庭の母又は父子家庭の父等を対象にその経済的自立の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するために、沖縄県が実施している貸付事業です。

<今後の方向性>

今後とも貸付制度の周知を図り、活用促進により世帯の自立を支援します。また、児童の教育の機会均等や当該世帯の自立に向け、適切に貸付制度を利用できるよう、制度の周知・情報提供の強化を図ります。

⑤保育所への入所選考時の優先的取扱い等の実施（主管課：保育・幼稚園課）◇

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

ひとり親家庭等の子育てと就労の両立を支援するため、保育所の入所選考における利用調整基準点数に加算を行い、保育所に優先的に入所しやすい条件整備を行っています。

<今後の方向性>

引き続き、非婚母子・父子を含めたひとり親家庭に対する優先的入所及び寡婦控除のみなし適用継続を図ることで、保育所を利用しやすい条件整備に努めます。

⑥ひとり親家庭等に対する放課後児童クラブの利用者負担の軽減（主管課：こども家庭課）◇

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市では、「放課後児童クラブの利用者負担軽減事業」を実施しており、ひとり親世帯等（児童扶養手当受給者、母子父子家庭等医療費助成受給者、生活保護受給者）のうち、放課後児童クラブを利用している児童を対象に月額 5,000 円の負担軽減を図っています。令和 3 年度までの補助事業となっており、補助事業終了後の継続が課題となっています。

<今後の方向性>

利用者が年々増加していることに加え、ひとり親世帯等の負担軽減に資する事業であることから、継続実施に向けた方策を検討していきます。



(3) 仕事と家庭の両立支援の推進

— 基本的な考え方 —

共働き世帯が増加する中、親子が触れ合う時間を確保し、子育ての喜びを感じることができるようにしていくためにも、仕事と家庭生活との両立が求められています。また、こどものより良い育ちを実現するためには、男女が共にこどもの健やかな育ちと子育てにおいて役割を果たすことが必要です。

そのためにも、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス) についての意識啓発や性別による固定的役割分担意識の見直し、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりを行い、男女が共に子育ての喜びと責任を分かち合える社会を形成していきます。

★：13 事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

①仕事と生活の調和に向けた意識啓発(主管課：企業誘致課、平和・男女共同課) ◇

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

近年では、働き方改革が徐々に浸透してきています。本市では、国や県から周知のあった働き方改革に関する制度やワーク・ライフ・バランス推進セミナーの案内などについて、ポスター掲示やホームページ等で周知を図っています。また、男女共同参画週間等に際し、パネル展や啓発紙等でワーク・ライフ・バランスの考え方の周知を図っています。

<今後の方向性>

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に向け、関係セクションで連携を図りながら取り組んでいくとともに、様々な機会を活用し、ワーク・ライフ・バランスの重要性や育児介護休業法等の周知に努め、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に努めます。

②企業の実践の促進(主管課：企業誘致課) ◇

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

働き方を見直すためにも、労働環境の改善を働きかけることが求められます。本市では、沖縄労働局が認定している「子育てサポート企業『くるみん認定』」について、ホームページで周知を行っています。

<今後の方向性>

「子育てサポート企業『くるみん認定』」について、市ホームページで周知を図っていく中などで、企業の実践や好事例を紹介し、市内事業所に対して労働条件改善のための啓発活動を実施していくとともに、産休・育休等を取りやすい環境づくりの促進を図ります。

4 こどもの可能性を育み、未来を応援する環境整備

施策体系

4. こどもの可能性を育み、未来を応援する環境整備

(1) 横断的・継続的に取り組むための体制整備

(2) こども達の自己肯定感を育むための支援の充実

(3) 家庭への経済的支援・相談支援の充実

(1) 横断的・継続的に取り組むための体制整備

— 基本的な考え方 —

近年全国的に課題となっている“こどもの貧困”とは、単に子育て家庭の経済的な困窮のみを指しているのではなく、様々な体験機会の不足（＝体験機会の貧困）や、自己肯定感の低下（＝自己肯定感の貧困）等、こどもが将来自立して生きていくための十分な力を養っていくための“機会”の貧困や“意欲”の貧困も含まれていると考えられます。こども達は、誰でも多様な個性や可能性を持っていますが、子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、こども達が本来有している潜在能力を十分に発揮する機会に格差が生じていることが懸念されています。

こどもの貧困対策は多岐にわたっていることから、多面的な支援の実施に向け、全庁的かつ継続的に取り組んでいくことができるような体制づくり等を行います。

★：13事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

①こどもの貧困対策の視点での総合的な展開の実施（主管課：こども企画課、全課）◇

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

貧困状態にある世帯においては、経済的な困窮のため、こどもに係る費用等、様々な費用を抑制せざるを得ず、衣食住や文化的経験、学びの機会、医療等を十分に与えることができない状況に置かれています。本市では、平成31年3月に取りまとめた「沖縄市こどもの生活等に関する調査報告書」において、学識者による考察や今後の取組みへの提案を受けていますが、「貧困の連鎖を断ち切る総合的な子育て支援策の検討・実施」が強く求められており、全庁的に取り組んでいく政策的な努力や決断が期待されています。

<今後の方向性>

各課が持つ既存の各種施策・事業の実施にあたっては、こどもの貧困対策に寄与していく視点で捉え直し、沖縄市子ども・子育て支援事業計画庁内推進委員会を活用して全庁的な取組みを展開していきます。

(2) こども達の自己肯定感を育むための支援の充実

— 基本的な考え方 —

核家族化や地域社会の変容、価値観の多様化の中で、こども達が身近な社会の中で多様な経験を
する機会が失われてきています。特に経済的な問題を抱える家庭においては、保護者が多忙で
こどもと関わる時間が少なくなる中で、こども自身の孤立化や人間関係の希薄化にも繋がり、学
力や自己肯定感にも悪い影響を与えることが懸念されています。

こども達の将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに成長していくこと
ができるよう、多様な体験機会や学習支援を図ることにより、こどもの自己肯定感の向上を支援
します。

★：13 事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

①こどもの居場所支援事業の推進（主管課：こども相談・健康課）◇

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市では、内閣府の『沖縄子どもの貧困緊急対策事業費補助金』を活用し、こどもの
居場所づくり支援員の配置とこどもの居場所づくりを行う団体等へ運営支援のための
補助金を交付しています。

こどもの居場所づくり支援員は学校や自治会等から積極的に情報収集を行うととも
に、関係機関との連携の上、困り感のあるこどもを居場所へ繋ぎ、こどもの育ちの環境
を支援しています。

こどもの居場所づくりを行う団体では、居場所を利用するこども達に食事支援や学
習支援、生活指導、キャリア形成等支援を実施しています。また、国の補助金を出して
いるこどもの居場所（11カ所）のうち、3カ所については「拠点型子供の居場所」とし
て支援を行っています。具体的には、既存の居場所での対応が困難な世帯や発達
の気になるこども等への手厚い支援や親支援を行うことにより、環境改善を図っています。

<今後の方向性>

支援員と地域資源との連携強化や、支援員のスキルアップに努めます。また、こ
どもの居場所への運営支援や、拠点型こどもの居場所の運営支援を継続していくととも
に、国による補助金の延長の要請と併せ、運営支援のための新たな財源確保方策等の検討を
行います。

②児童生徒支援事業の推進（主管課：指導課）◇

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

中学校区ごとにスクールソーシャルワーカーを派遣し、担当校への訪問活動等を通して、
こどもの貧困環境にあるこどもや保護者等に対して、学校や関係機関等と連携の上、個別支
援を働きかける事業です。本市ではスクールソーシャルワーカーを派遣し、個別支援の働き
かけを行っています。

<今後の方向性>

不登校や問題行動等を行う児童生徒に対し、学校と連携した相談支援を行うとともに、

課題を抱えている児童生徒を関係機関に繋ぐ役割を持つスクールソーシャルワーカーの派遣を継続していくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの資質向上に努めます。

③各種検定受験料負担金の助成による学力向上推進事業の実施（主管課：指導課）◇

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

本市では、学習意欲を向上させ、学力の定着化につなげることを目的に、『沖縄県子どもの貧困対策推進交付金事業』を活用し、要保護・準要保護世帯の生徒に対して英語検定・数学検定の検定料を助成し、積極的な検定受験を促しています。

＜今後の方向性＞

積極的な検定受験を促すことにより学力の定着化を図っていくことを目的とし、検定料の助成を継続していくとともに、交付金事業終了後の継続実施方策を検討していきます。

④生活困窮者自立支援事業における通塾支援の実施（主管課：保護課）◇

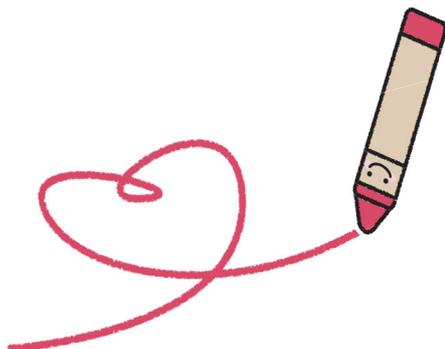
＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

平成 27 年 4 月よりはじまった生活困窮者自立支援制度では、「生活困窮世帯のこどもの学習支援」がメニューの一つとして実施されています。具体的には、こどもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、進学に関する支援等、こどもと保護者の双方に必要な支援を行う事業となっています。

本市では、同事業を活用し、被保護世帯、及び準要保護世帯のひとり親世帯のこどもに対し、高校進学を目的とする学習支援（通塾支援）を行うとともに、『沖縄県子どもの貧困対策推進交付金事業』を活用し、中学 3 年生の定員増や対象学年を中学 1・2 年生に広げて実施しています。

＜今後の方向性＞

生活困窮世帯のこどもが進学等を諦めず、生まれ育った環境に左右されずに学んでいくことができるよう、「生活困窮世帯のこどもの学習支援」の活用促進を図ります。



(3) 家庭への経済的支援・相談支援の充実

— 基本的な考え方 —

沖縄県は全国に比べて相対的貧困率が高いことが課題となっています。貧困状態にある家庭では、経済的な困窮から子どもに係る様々な経費を抑制せざるを得ない状況にあるとともに、子どもが社会に出てからも貧困状態から抜け出せない貧困の連鎖に繋がることが懸念されます。

子ども達の将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに成長していくことができるよう、生活の基盤である家庭に対し、経済的な支援や相談支援等の各種支援を行います。

★：13 事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

①若年妊産婦の居場所の運営支援事業の推進（主管課：子ども相談・健康課）◇

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

沖縄県における 10 代の妊娠・出産の割合は全国でも高く、若年妊産婦の中には、妊娠したことを周囲に相談できないなどサポートが十分得られないケースがあることから、若年妊産婦を対象とした居場所を設置し、出産・育児に関する相談・指導、家計管理に対する助言、就労のための支援等、安定した生活を営むための自立の支援を行う事業です。本市では、内閣府の『沖縄子どもの貧困緊急対策事業費補助金』を活用し、平成 30 年 7 月より同事業を実施しており、若年妊産婦への相談・指導等を行うことで、家庭や社会から孤立することなく、安全・安心な居場所で産前・産後が過ごせるよう支援するとともに、安心した生活を営むための自立支援を行っています。

<今後の方向性>

貧困の連鎖を断つため、運営主体である一般社団法人沖縄県助産師会との連携強化に努めるとともに、若年妊産婦を支える社会的枠組みとして若年妊産婦の居場所の継続を図ることができるよう、国による補助金の延長を要請しつつ、市としても継続的な実施が図られるよう努めます。

②ひとり親家庭等に対する放課後児童クラブの利用者負担の軽減【再掲】（主管課：子ども家庭課）◇

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市では、沖縄県子どもの貧困対策推進交付金事業による「放課後児童クラブの利用者負担軽減事業」を実施しており、ひとり親世帯等（児童扶養手当受給者、母子父子家庭等医療費助成受給者、生活保護受給者）のうち、放課後児童クラブを利用している児童を対象に月額 5,000 円の負担軽減を図っています。令和 3 年度までの補助事業となっており、補助事業終了後の継続が課題となっています。

<今後の方向性>

利用者が年々増加していることに加え、ひとり親世帯等の負担軽減に資する事業であることから、継続実施に向けた方策を検討していきます。

③就学援助の充実と利用しやすい環境づくり（主管課：学務課）◇

＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

就学援助事業は、経済的事由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を実施する事業です。本市では、『沖縄県子どもの貧困対策推進交付金事業』を活用し、新入学時の学用品費や修学旅行費の単価引上げ、学校徴収金を新たに対象費目に加えるなど、就学援助の充実を図っています。

＜今後の方向性＞

更なる就学援助の周知に努めていきます。また、新たに対象費目に加えた内容の継続実施に向けた方策を検討していきます。

④実費徴収にかかる補足給付を行う事業の適切な実施（主管課：保育・幼稚園課）★

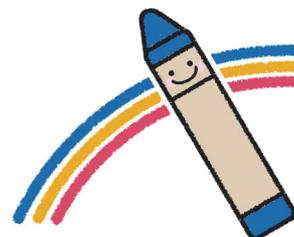
＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

施設型給付の対象となる認定こども園や幼稚園、保育所の保育料については、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例等により利用者負担額を設定することとされていますが、保護者が保育料とは別に負担する特定教育・保育の提供に要する実費（給食費や日用品、文具費等）について、低所得者の負担軽減を図るため補助を行うものです。

本市においては、令和元年度から実施している事業です。幼児教育・保育の無償化により、新制度に移行している幼稚園（公立幼稚園を含む）を利用する低所得世帯及び多子世帯の給食における副食費については、公費負担により徴収免除としています。

＜今後の方向性＞

施設型給付の対象となる幼稚園を利用する低所得世帯及び多子世帯の副食費について徴収免除としていくとともに、新制度に移行していない私立幼稚園を利用する低所得世帯及び多子世帯を対象として、副食費に係る補足給付を実施します。



第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画

第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、「教育・保育提供区域」を設けることとなっており、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準等となっています。

『幼児期の教育・保育』に係る「教育・保育提供区域」については、第一期事業計画を踏襲していくものとします。具体的には、主要な幹線道路により区域内の円滑な移動が可能であるととともに、人口（0～11歳）や施設分布のバランスに配慮し、次頁に示す3区域を基本に設定していくこととします。なお、この区域は小学校区・中学校区がベースとなっており、複数の校区を束ねた区域としています。そのため、保・幼・小の連携や中学校区で展開していく事業（児童館整備等）との連携も可能なエリア区分となっており、各種事業展開を図る中で小学校区・中学校区で細分化が必要な場合には柔軟に対応することもできるように検討したものです。

※第一期沖縄市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域の主な設定根拠

○教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となっていることから、無理なく送迎できる範囲内で区域設定を行っていくことが求められ、地形的な要因も考慮していく必要がある。美東・高原・泡瀬・比屋根幼稚園に係る通学区域が位置するエリアについては、中城湾に面した平坦域となっており、丘陵域側に立地する施設に送迎するには、通勤途中に送迎するなどの特別な場合を除き、保護者に不便をきたすものと思われる。

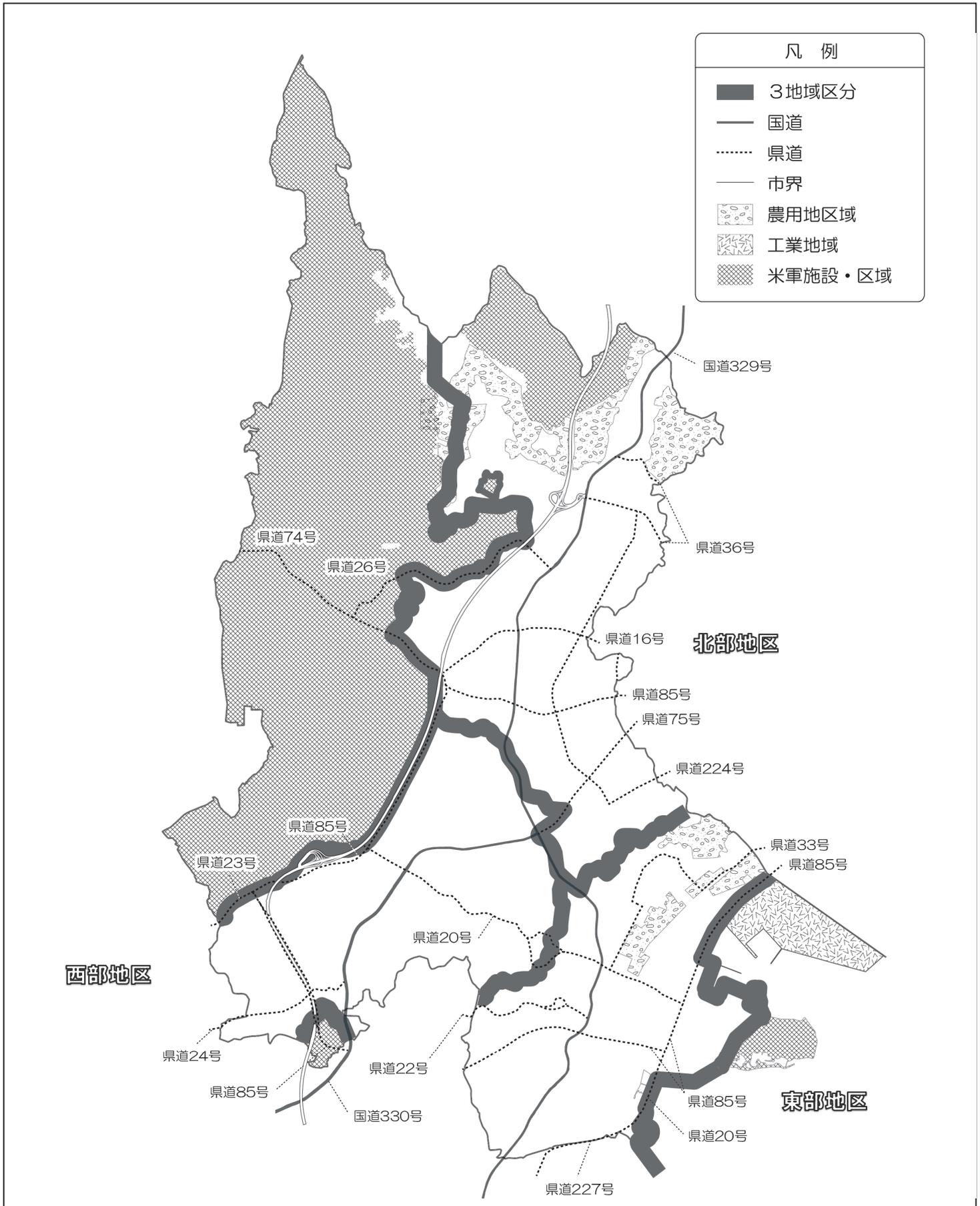
○一方で、就学前児童数の人口分布の均衡を図る区域割を検討していくことも求められる。そのため、上記した地形的な要因を勘案するとともに、就学前児童数の人口分布の均衡を図る区域割を検討した結果、中学校をベースにすることで小学校区での細分化に対応できるようにしていくものとし、市域を以下の3地区に区分している。

- ・北部地区（美里・宮里中学校区）…概ね北美・美里・美原・宮里小学校（幼稚園）の校区
- ・東部地区（沖縄東・美東中学校区）…概ね比屋根、泡瀬、高原、美東小学校（幼稚園）の校区
- ・西部地区（越来・コザ・安慶田・山内中学校区）…概ね越来、コザ、安慶田、室川、中の町、山内、島袋小学校（幼稚園）の校区

また、『地域子ども・子育て支援事業』に係る事業量の検討にあたっては、基本的に第一期事業計画を踏襲していくものとし、13事業のそれぞれの内容等を考慮して「教育・保育提供区域」を設定していくものとします。以下の区域設定とします。

事業	事業の性格等	区域
・延長保育事業	基本的に保育所に依拠する事業	幼児期の教育・保育の提供区域と同じ（3区域）
・上記以外の事業	区域を分ける必要がない事業 複数の拠点を設置していくことが難しい事業等	市全域（1区域）

■教育・保育提供区域（3区域）



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、幼児期の教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

(1) 認定区分について

量の見込みは、「認定区分」や「家庭類型」などを振り分けた上で算出を行うことになっています。

認定区分については、年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づき、1・2・3号に区分します。

■認定区分と提供する施設

《認定区分》		《提供する施設》
1号認定	3～5歳：学校教育のみ	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳：保育の必要性あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳：保育の必要性あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

(2) 家庭類型について

幼児期の教育や保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分に対し、それぞれどれだけの家庭が該当するのか想定する必要があります。

そのため、アンケート調査結果をもとに、配偶者の有無、両親の就労状況、今後の就労形態・就労時間の転換希望、現在利用している教育・保育施設、今後利用したい教育・保育施設より、以下の8種類の類型化を行っています。

なお、類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”をベースに、今後の就労形態・就労時間の転換希望を踏まえ、“潜在的な家庭類型”を算出しています。

■家庭類型

- A. ひとり親家庭
- B. フルタイム共働き
- C. フルタイム×パートタイム共働き…フルタイム・パートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が長く、定期的な保育の事業を利用している（希望する）家庭
- C' . フルタイム×パートタイム共働き…フルタイム・パートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が短く、学校教育のみを利用している（希望する）家庭
- D. 専業主婦（夫）家庭
- E. パート×パート…両親ともパートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が長く、定期的な保育の事業を利用している（希望する）家庭
- E' . パート×パート…両親ともパートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が短く、学校教育のみを利用している（希望する）家庭
- F. 無業×無業

■STEP 1：現在の家庭類型の抽出

アンケートより、以下の条件で家庭類型（現在）を振り分ける。

- ・配偶者の有無
- ・父親及び母親の就労状況
- ・パート等短時間就労の場合の就労時間及び教育・保育事業の利用状況・利用希望（学校教育のみ希望者の抽出）

■STEP 2：潜在的な家庭類型の抽出

アンケートより、以下の条件で家庭類型（現在）を振り分ける。

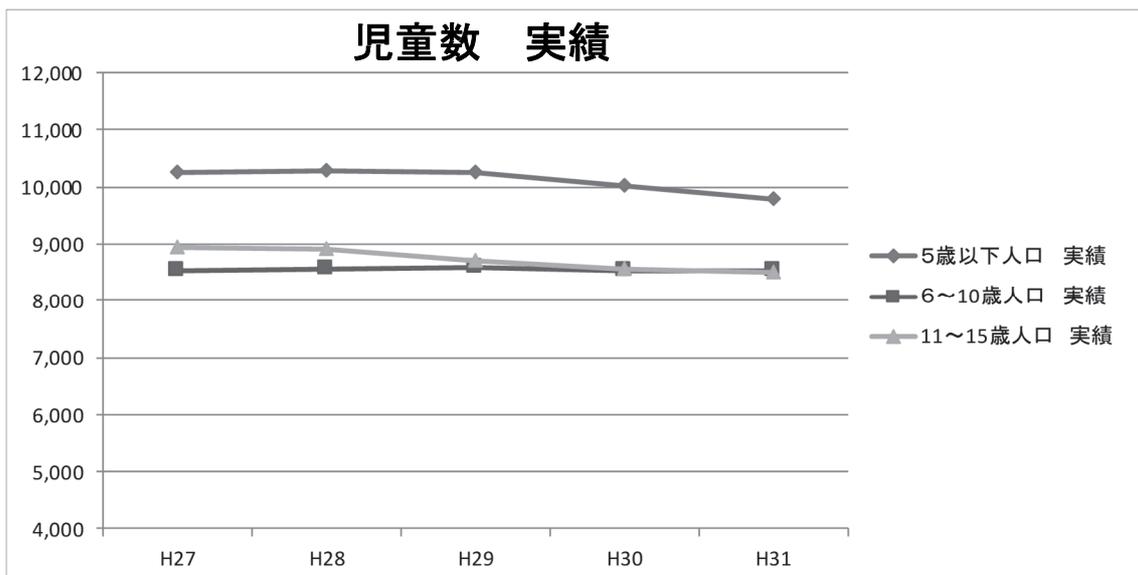
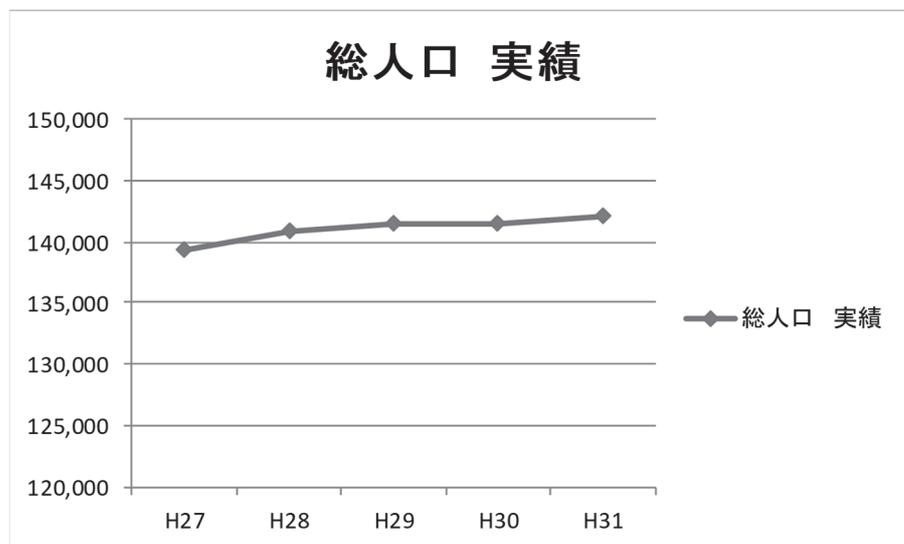
- ・母親の将来の就労希望
- ・母親が将来希望する就労形態
- ・パート等短時間就労の場合の就労時間及び教育・保育事業の利用状況・利用希望（学校教育のみ希望者の抽出）

(3) 人口推計について

<沖縄市の人口の推移>

この間の実績値をみると、総人口については増加傾向で推移しています。しかしながら、児童数の実績値の推移をみると、平成 29 年頃から 5 歳以下の人口や 11～15 歳人口については減少傾向が顕著な状況にあります。6 歳から 10 歳人口は概ね横ばいで推移していますが、5 歳以下の人口が減少傾向にあることから、今後は減少傾向に転じていくものと推察されます。

■人口実績データ



<人口推計の方法>

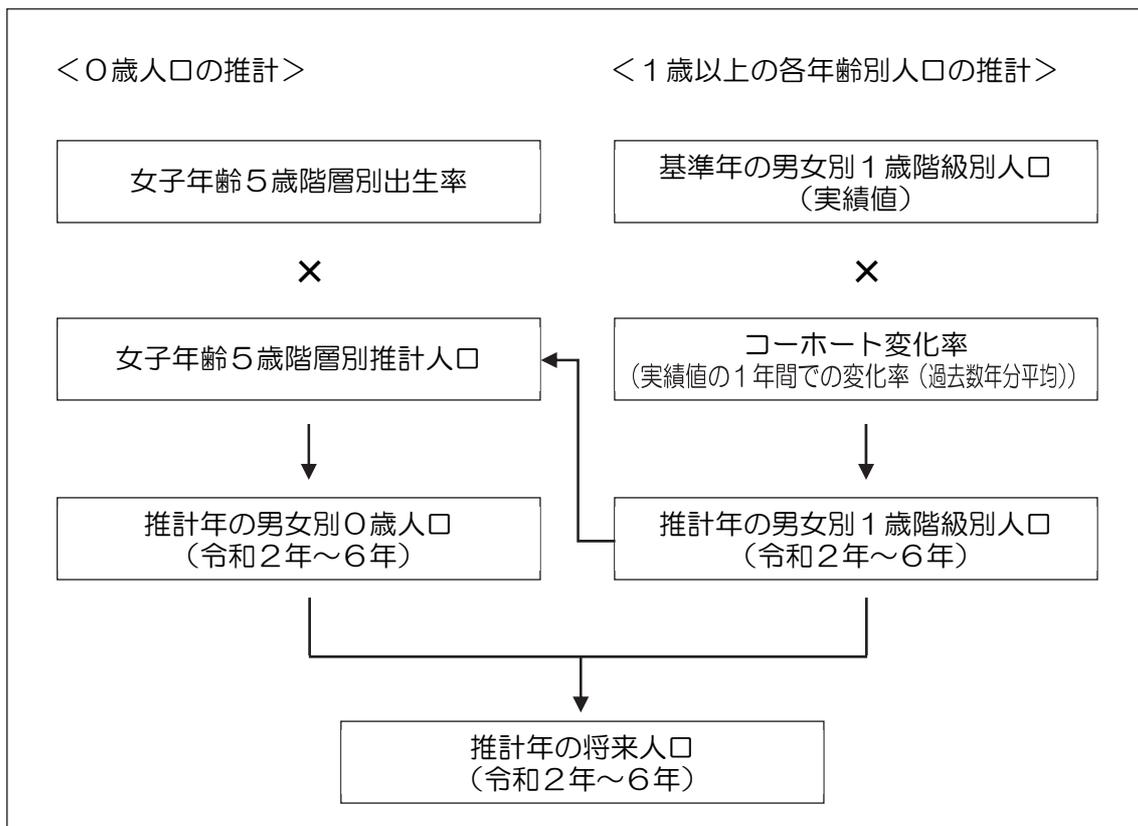
子ども・子育て支援事業等の量の見込みの算出に当たっては、アンケート結果を「認定区分」や「家庭類型」で振り分けた上で、将来人口推計を反映させていくことになります。

基礎データとなる将来人口（サービスの対象となる子どもたちを含む）の推計については、各年齢別・各年別に推計することができるよう、コホート変化率法で実施しています。

◆コホート変化率法について：「コホート」とは同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。平成29年4月2日～30年4月1日生まれのコホートは、令和2年4月1日時点で満2歳となり、令和6年度に小学1年生となる人々の集団である。コホートごとの人口増減を変化率として捉え、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する。（厚生労働省HP参考）

人口推計は、住民基本台帳による実績人口データに基づいて行っています。これにより、1歳以上の各年齢について、子ども・子育て支援事業計画の目標年である令和6年までの人口を推計しています。

「コホート変化率」で推計することができない0歳人口すなわち出生数については、別途、母親となり得る女性の人口と出生率より算出しています。



<人口の推移結果>

以下に将来人口の推計結果を示します。（計画期間である令和6年度までの推計に加え、参考値として令和9年度までの推計値を掲載しています。）

児童年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計	
推計人口	令和2年	1,624人	1,520人	1,612人	1,643人	1,690人	1,554人	9,643人
	令和3年	1,602人	1,623人	1,514人	1,598人	1,634人	1,643人	9,614人
	令和4年	1,583人	1,601人	1,617人	1,501人	1,589人	1,589人	9,480人
	令和5年	1,574人	1,582人	1,595人	1,604人	1,493人	1,546人	9,394人
	令和6年	1,551人	1,573人	1,576人	1,582人	1,595人	1,453人	9,330人
	令和7年	1,545人	1,550人	1,567人	1,563人	1,573人	1,552人	9,350人
	令和8年	1,522人	1,544人	1,544人	1,554人	1,554人	1,530人	9,248人
	令和9年	1,504人	1,521人	1,538人	1,531人	1,545人	1,511人	9,150人

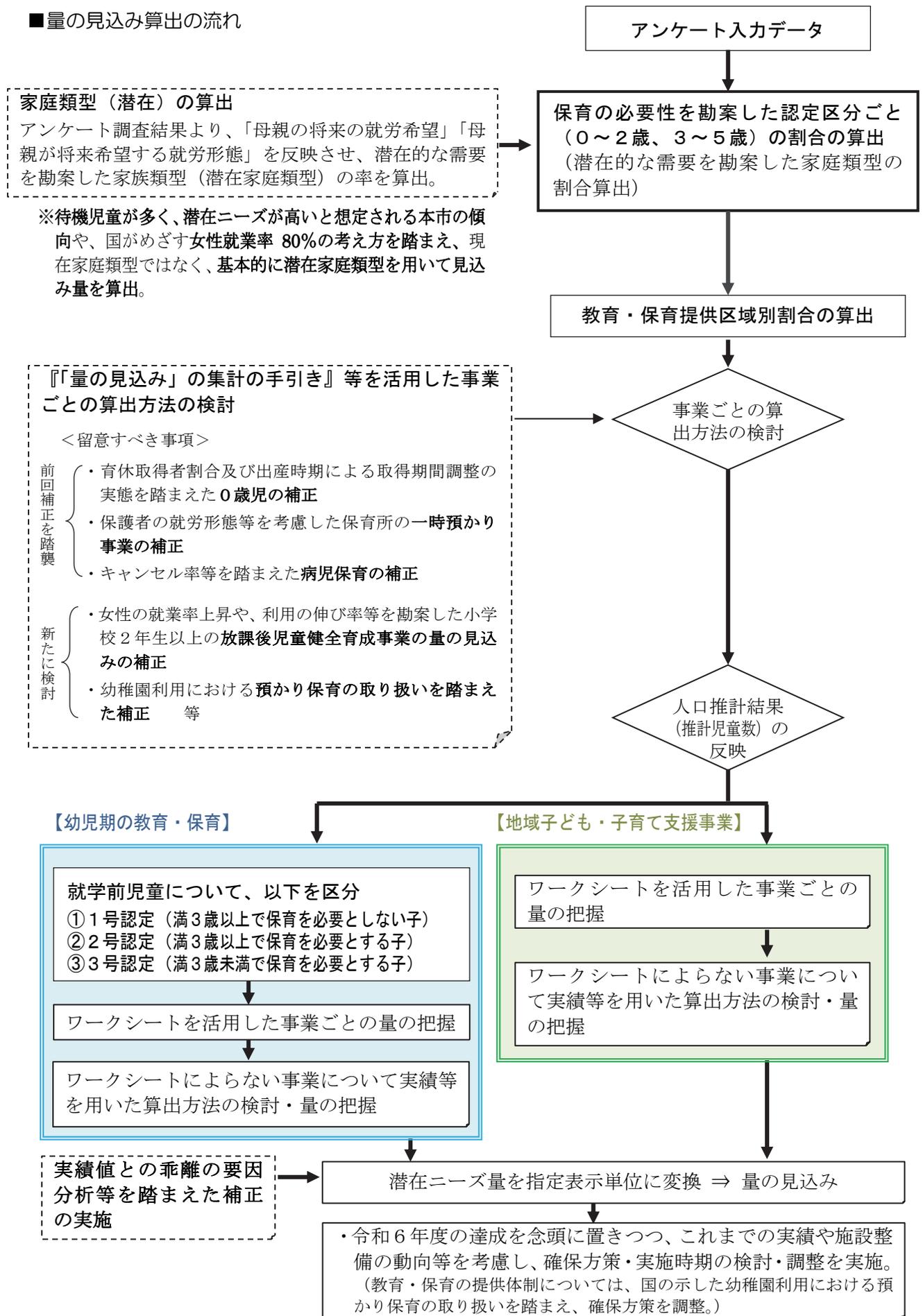
児童年齢	6歳児（小1）	7歳児（小2）	8歳児（小3）	9歳児（小4）	10歳児（小5）	11歳児（小6）	6～11歳合計	
推計人口	令和2年	1,695人	1,685人	1,682人	1,669人	1,706人	1,779人	10,216人
	令和3年	1,565人	1,692人	1,684人	1,676人	1,678人	1,700人	9,995人
	令和4年	1,655人	1,562人	1,691人	1,678人	1,685人	1,672人	9,943人
	令和5年	1,600人	1,652人	1,560人	1,685人	1,687人	1,679人	9,863人
	令和6年	1,556人	1,597人	1,650人	1,554人	1,694人	1,681人	9,732人
	令和7年	1,462人	1,553人	1,595人	1,644人	1,563人	1,688人	9,505人
	令和8年	1,562人	1,459人	1,551人	1,589人	1,653人	1,557人	9,371人
	令和9年	1,540人	1,559人	1,457人	1,545人	1,598人	1,647人	9,346人

（４）事業区分ごとの量の見込みの算出について

量の見込みを算出する項目（事業）ごとに、アンケート結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることでニーズ量を算出しています。

量の見込み算出の全体的な流れは次頁に示すとおりです。

■量の見込み算出の流れ



3. 幼児期の教育・保育の事業計画

(1) 確保方策の基本的な考え方

本市の教育・保育事業にあつては、待機児童の多い本市の状況を鑑み、0歳から就学前までを受け入れることのできる保育の受け皿の確保を図るとともに、今後は教育と保育を一体的に提供することのできる認定こども園の設置についても推進していくものとします。また、それらで解消できない保育ニーズについて、地域型保育事業による受け皿確保を検討していきます。

地域型保育事業の対象は0～2歳までとなっており、卒園後の受け皿として連携施設を確保する必要があります。こうした役割は、全ての特定教育・保育施設で担っていくことが原則です。

この点について、連携の仕組みや体制を構築し、他施設への指導・助言を行うことにより高い保育水準を実現するという観点から、特に公立保育所が連携施設としての役割を率先して果たしていくよう取組みを進めます。

なお、こどもの最善の利益を保障する意味において、保育の質の担保についても十分に留意し、具体的方策の優先順位を定めていくものとします。



(2) 事業ごとの量の見込みと確保方策

本市においては、今後、公立保育所及び公立幼稚園のあり方と併せて認定こども園への移行を検討していくこととなっており、不確定要素も大きいことから、現段階で想定できる施設整備（増改築等）や既存施設の定員増等を中心に検討を行っていくものとします。

以下に、施設区分ごとの確保方策の考え方を示します。

<施設ごとの確保方策の考え方>

1) 特定教育・保育施設

①認可保育所

ア：公立保育所

- ・市内の公立保育所（7園）については、令和2年度に5園となり、以降も確保方策と見込むものとしますが、今後、公立保育所及び公立幼稚園のあり方と併せて認定こども園への移行を検討する中で、柔軟に対応していくものとします。

イ：私立保育所

- ・令和2年度から令和5年度にかけて、引き続き必要な整備支援を図っていくものとします。

○主な確保方策

- ・認可保育所の創設
- ・認可保育所における5歳児クラスの整備の充実
- ・私立保育所における分園設置促進
- ・私立保育所の建替え等による定員増の促進
- ・公立保育所等のあり方と併せた認定こども園への移行検討

②幼稚園

ア：公立幼稚園

- ・公立幼稚園 16園については令和2年度以降も確保方策と見込むものとしますが、今後、公立保育所及び公立幼稚園のあり方と併せて認定こども園への移行を検討する中で、柔軟に対応していくものとします。

イ：私立幼稚園

- ・市内2園については、新制度への移行を予定していませんが、新制度もしくは認定こども園への移行の希望が示された場合は支援を行っていくなど、柔軟に対応していくものとします。

③認定こども園

- ・私立の認定こども園は2園（幼保連携型認定こども園：1園、幼稚園型認定こども園：1園）が整備されており、今後も確保方策として見込みます。

- ・今後、公立保育所及び公立幼稚園のあり方と併せて認定こども園への移行を検討する中で、柔軟に対応していくものとします。

○認定こども園（2カ所）を継続。

○公立幼稚園・公立保育所のあり方の検討を踏まえ、新規認定こども園について検討。

2) 特定地域型保育事業

①小規模保育事業

- ・令和3年度に1園の確保（定員19名）を見込むものとし、A型若しくはB型として想定します。
- ・増加分について、3歳からの受入先となる連携施設が必要となりますが、現段階では、公立保育所、私立保育所、私立幼稚園、私立認定こども園を連携施設として想定します。

○小規模保育（1カ所）を確保。各園の定員は19名として設定。

②家庭的保育事業

- ・計画の進捗状況、待機児童の状況等を踏まえ、今後確保方策として検討していくものとします。

③居宅訪問型保育事業

- ・計画の進捗状況、待機児童の状況等を踏まえ、今後確保方策として検討していくものとします。

④事業所内保育事業

- ・計画の進捗状況、待機児童の状況等を踏まえ、今後確保方策として検討していくものとします。

3) 企業主導型保育所

- ・現在の企業主導型保育所について、引き続き確保方策として見込むものとします。

4) 認可外保育施設

- ・認可化移行支援事業（認可外保育施設に対して認可化移行を支援するための助成）を実施している場合、当該認可外保育施設については、待機児童のカウントから除外されることとなります。
- ・令和2年度～令和5年度にかけて小規模保育事業や法人認可を図ることを想定し、それ以降は計画の進捗状況、待機児童の状況等を踏まえ、既存の認可外保育施設の法人認可等についても検討していくものとします。
- ・また、認可外保育施設については、原則として認可外保育施設指導監督基準を満たす施設が幼児教育・保育の無償化の対象施設となりますが、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設が基準を満たすために、5年間の猶予期間が設けられていることから、認可外保育施設が猶予期間内に指導監督基準を満たす施設になるよう、支援を図ります。

○認可化移行支援事業により、逐次、認可化や小規模保育事業への移行を支援。



■教育・保育の量の見込み(市全体)

市全体	令和2年度(推計児童数: 9,643 人のうち)					令和3年度(推計児童数: 9,614 人のうち)					令和4年度(推計児童数: 9,480 人のうち)					令和5年度(推計児童数: 9,394 人のうち)					令和6年度(推計児童数: 9,330 人のうち)				
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)	
		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	609人	3,821人		2,898人		614人	3,855人		2,892人		595人	3,737人		2,924人		603人	3,784人		2,894人		588人	3,694人		2,867人	
		915人	2,906人	2,223人	675人		925人	2,930人	2,226人	666人		890人	2,847人	2,266人	658人		904人	2,880人	2,240人	654人		878人	2,816人	2,222人	645人
②確保の内容	705人	3,881人		2,936人		705人	3,881人		2,942人																
		910人	2,971人	2,260人	676人		910人	2,971人	2,266人	676人		910人	2,971人	2,266人	676人		910人	2,971人	2,266人	676人		910人	2,971人	2,266人	676人
特定教育・保育 施設	705人	910人	2,853人	1,756人	492人	705人	910人	2,853人	1,762人	492人	705人	910人	2,853人	1,762人	492人	705人	910人	2,898人	1,774人	495人	705人	910人	2,898人	1,774人	495人
特定地域型保育 事業				334人	124人				347人	130人															
企業主導型保育 所(地域枠)			73人	145人	51人																				
確認を受けない 幼稚園	0人	0人																							
認可外保育施設 (認可化移行支援)			45人	25人	9人			45人	12人	3人			45人	12人	3人			0人	0人	0人			0人	0人	0人
②-①	96人	▲5人	66人	37人	1人	91人	▲15人	41人	40人	10人	110人	20人	124人	0人	18人	102人	6人	91人	26人	22人	117人	32人	155人	44人	31人
	令和2年度の量の見込み(①)の合計: 7,328人					令和3年度の量の見込み(①)の合計: 7,361人					令和4年度の量の見込み(①)の合計: 7,256人					令和5年度の量の見込み(①)の合計: 7,281人					令和6年度の量の見込み(①)の合計: 7,149人				
	令和2年度の確保内容(②)の合計: 7,522人					令和3年度の確保内容(②)の合計: 7,528人					令和4年度の確保内容(②)の合計: 7,528人					令和5年度の確保内容(②)の合計: 7,528人					令和6年度の確保内容(②)の合計: 7,528人				

【量の見込み(①)について、学校教育ニーズ・保育所ニーズとして再掲】

参考: ①の「学校教育ニーズ」 (1号+2号の学校教育ニーズ)	1,524人	参考: ①の「保育施設ニーズ」 (2号の学校教育ニーズ以外+3号)	5,804人	参考: ①の「学校教育ニーズ」 (1号+2号の学校教育ニーズ)	1,539人	参考: ①の「保育施設ニーズ」 (2号の学校教育ニーズ以外+3号)	5,822人	参考: ①の「学校教育ニーズ」 (1号+2号の学校教育ニーズ)	1,485人	参考: ①の「保育施設ニーズ」 (2号の学校教育ニーズ以外+3号)	5,771人	参考: ①の「学校教育ニーズ」 (1号+2号の学校教育ニーズ)	1,507人	参考: ①の「保育施設ニーズ」 (2号の学校教育ニーズ以外+3号)	5,774人	参考: ①の「学校教育ニーズ」 (1号+2号の学校教育ニーズ)	1,466人	参考: ①の「保育施設ニーズ」 (2号の学校教育ニーズ以外+3号)	5,683人
------------------------------------	--------	--------------------------------------	--------	------------------------------------	--------	--------------------------------------	--------	------------------------------------	--------	--------------------------------------	--------	------------------------------------	--------	--------------------------------------	--------	------------------------------------	--------	--------------------------------------	--------

【確保の内容(②)について、学校教育分・保育所分として再掲】

参考: ②の「学校教育分」 (1号+2号の学校教育分)	1,615人	参考: ②の「保育施設分」 (2号の学校教育分以外+3号)	5,907人	参考: ②の「学校教育分」 (1号+2号の学校教育分)	1,615人	参考: ②の「保育施設分」 (2号の学校教育分以外+3号)	5,913人	参考: ②の「学校教育分」 (1号+2号の学校教育分)	1,615人	参考: ②の「保育施設分」 (2号の学校教育分以外+3号)	5,913人	参考: ②の「学校教育分」 (1号+2号の学校教育分)	1,615人	参考: ②の「保育施設分」 (2号の学校教育分以外+3号)	5,913人	参考: ②の「学校教育分」 (1号+2号の学校教育分)	1,615人	参考: ②の「保育施設分」 (2号の学校教育分以外+3号)	5,913人
--------------------------------	--------	----------------------------------	--------	--------------------------------	--------	----------------------------------	--------	--------------------------------	--------	----------------------------------	--------	--------------------------------	--------	----------------------------------	--------	--------------------------------	--------	----------------------------------	--------

【量の見込みと確保内容の差(②-①)】

学校教育分	91人	保育分	103人	学校教育分	76人	保育分	91人	学校教育分	130人	保育分	142人	学校教育分	108人	保育分	139人	学校教育分	149人	保育分	230人
-------	-----	-----	------	-------	-----	-----	-----	-------	------	-----	------	-------	------	-----	------	-------	------	-----	------

※②で想定した増加要因等(現時点で想定する値)

既存認可保育所の施設整備(建替え1か園、増築1か園、分園整備2か園)に伴う定員増	105人	認可外保育施設による小規模保育事業1か園の実施	19人	認可化移行支援事業を受けている認可外保育施設1か園の認可化	60人
新規認可保育所の1か園の創設	160人				
認可化移行支援事業を受けている認可外保育施設1か園の認可化	75人				
小規模保育事業(4か園)、事業所内保育(1か園)の実施	79人				
既存公立認可保育所の閉園(2か園)	△120人				

■教育・保育の量の見込みと確保方策(提供区域別)

		⇒計画期間における量の見込み・確保の内容																								
		令和2年度(推計児童数: 3,323 人のうち)				令和3年度(推計児童数: 3,311 人のうち)				令和4年度(推計児童数: 3,263 人のうち)				令和5年度(推計児童数: 3,234 人のうち)				令和6年度(推計児童数: 3,213 人のうち)								
北部地区	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)							
		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳						
		197 人	1,235 人		1,027 人		198 人	1,244 人		1,025 人		192 人	1,206 人		1,037 人		195 人	1,221 人		1,026 人		190 人	1,193 人		1,016 人	
①量の見込み (必要利用定員総数)		244 人	991 人	782	245	245 人	999 人	783	242	234 人	972 人	798	239	238 人	983 人	789	237	230 人	963 人	782	234					
②確保の内容		1,254 人		1,076 人		1,254 人		1,106 人		1,254 人		1,106 人		1,254 人		1,106 人		1,254 人		1,106 人						
		235 人	1,019 人	815	261	235 人	1,019 人	845	261	235 人	1,019 人	845	261	235 人	1,019 人	845	261	235 人	1,019 人	845	261					
特定教育・保育 施設		210 人	235 人	934 人	581	175	210 人	235 人	934 人	611	175	210 人	235 人	934 人	611	175	210 人	235 人	979 人	623	178	210 人	235 人	979 人	623	178
特定地域型保育 事業					147	56				147	56				147	56				147	56				147	56
企業主導型保育 所(地域枠)				40 人	75	27			40 人	75	27			40 人	75	27			40 人	75	27			40 人	75	27
確認を受けない 幼稚園		0 人	0 人				0 人	0 人				0 人	0 人				0 人	0 人				0 人	0 人			
認可外保育施設 (認可化移行支援)				45 人	12	3			45 人	12	3			45 人	12	3			0 人	0	0			0 人	0	0
②-①		13 人	▲9 人	28 人	33	16	12 人	▲10 人	20 人	62	19	18 人	1 人	47 人	47	22	15 人	▲3 人	36 人	56	24	20 人	5 人	56 人	63	27

令和2年度の量の見込み(①)の合計: 2,459 人 令和3年度の量の見込み(①)の合計: 2,467 人 令和4年度の量の見込み(①)の合計: 2,435 人 令和5年度の量の見込み(①)の合計: 2,442 人 令和6年度の量の見込み(①)の合計: 2,399 人
 令和2年度の確保内容(②)の合計: 2,540 人 令和3年度の確保内容(②)の合計: 2,570 人 令和4年度の確保内容(②)の合計: 2,570 人 令和5年度の確保内容(②)の合計: 2,570 人 令和6年度の確保内容(②)の合計: 2,570 人

参考：北部地区の平成31年4月1日現在の認可保育所(園)一覧

	No	施設名	所在地	受入年齢 定員
公立保育所	1	知花保育所(公)	知花 6-5-34	0歳~5歳 90名
私立保育園	2	でいご保育園	宮里 3-25-22	0歳~4歳 110名
	3	たんぼぼ保育園	登川 1-33-3	0歳~5歳 70名
	4	松本保育園	美里 6-27-13	0歳~5歳 100名
	5	みはら保育園	美里仲原町 14-15	1歳~4歳 90名
	6	みはら分園きらり	宮里 2-22-1	0歳~1歳 30名
	7	白鳥保育園	美原 2-15-21	0歳~4歳 90名
	8	すみれっ子保育園	松本 3-17-5	0歳~4歳 90名
	9	夢の園保育園	池原 2-20-21	0歳~5歳 105名
	10	登川みらい保育園	登川 2-8-6	0歳~5歳 100名

	No	施設名	所在地	受入年齢 定員	
私立保育園(続き)	11	キディー保育園	美原 1-9-8	0歳~4歳 80名	
	12	めぐみ野保育園	宮里 2-16-1	0歳~5歳 110名	
	13	カフェ美里保育園	美里 2-28-2	0歳~5歳 75名	
	14	おとは保育園	松本 1-20-5	0歳~5歳 60名	
	15	美ら里保育園	美里 2-19-25	0歳~5歳 60名	
	16	みらいの森保育園	美原 2-20-18	0歳~5歳 75名	
	17	もりのなかま保育園 美里園	美里 4-11-27	0歳~5歳 75名	
	18	みさと保育園	美里仲原町 12-1	0歳~4歳 60名	
	19	あおぼ保育園	宇登川 2296-1	0歳~5歳 75名	
	地域型 保育事業	小規模保育 事業	20	もりのなかま保育園 美原園(小規模A型)	美原 2-23-3

	No	施設名	所在地	受入年齢 定員	
地域型 保育事業	小規模保育 事業(続き)	21	ふくっこ保育園(小規模B型)	古謝津嘉山町 25-1	0歳~2歳 15名
		22	スマイリー保育園(小規模B型)	美原 1-13-14	0歳~2歳 15名
		23	ももき保育園(小規模A型)	宮里 4-2-6 當銘開発2F	0歳~2歳 15名
		24	もりのなかま保育園 美原バンド園(小規模A型)	美原 2-8-10	0歳~2歳 19名
		25	アイビス小規模保育園(小規模A型)	知花 4-5-9	0歳~2歳 15名
		26	恵育保育園(小規模A型)	美原 4-9-3	0歳~2歳 15名
	事業所内 保育事業	27	わかば保育園(事業所内保育園)	知花 6-22-22	0歳~2歳 10名
		28	ふたばっこ保育園(事業所内保育園)	登川 2-16-2	0歳~2歳 10名

資料：保育・幼稚園課(平成31年4月1日現在)

⇒計画期間における量の見込み・確保の内容

東部地区	令和2年度(推計児童数: 3,500 人のうち)					令和3年度(推計児童数: 3,443 人のうち)					令和4年度(推計児童数: 3,398 人のうち)					令和5年度(推計児童数: 3,367 人のうち)					令和6年度(推計児童数: 3,341 人のうち)				
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)																					
		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0 歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0 歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0 歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0 歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	228 人	1,422 人		1,045 人		229 人	1,435 人		1,043 人		221 人	1,391 人		1,053 人		224 人	1,408 人		1,043 人		219 人	1,374 人		1,033 人	
		416 人	1,006 人	794	251		420 人	1,015 人	795	248		407 人	984 人	808	245		412 人	996 人	799	244		402 人	972 人	793	240
②確保の内容	225 人	1,442 人		1,028 人		225 人	1,442 人		1,004 人		225 人	1,442 人		1,004 人		225 人	1,442 人		1,004 人		225 人	1,442 人		1,004 人	
		420 人	1,022 人	782	246		420 人	1,022 人	758	246		420 人	1,022 人	758	246		420 人	1,022 人	758	246		420 人	1,022 人	758	246
特定教育・保育 施設	225 人	420 人	1,007 人	584	165	225 人	420 人	1,007 人	560	165	225 人	420 人	1,007 人	560	165	225 人	420 人	1,007 人	560	165	225 人	420 人	1,007 人	560	165
特定地域型保育 事業				143	57				156	63				156	63				156	63				156	63
企業主導型保育 所(地域枠)			15 人	42	18			15 人	42	18			15 人	42	18			15 人	42	18			15 人	42	18
確認を受けない 幼稚園	0 人	0 人				0 人	0 人				0 人	0 人				0 人	0 人				0 人	0 人			
認可外保育施設 (認可化移行支援)			0 人	13	6			0 人	0	0			0 人	0	0			0 人	0	0			0 人	0	0
②-①	▲3 人	4 人	16 人	▲12	▲5	▲4 人	0 人	7 人	▲37	▲2	4 人	13 人	38 人	▲50	1	1 人	8 人	26 人	▲41	2	6 人	18 人	50 人	▲35	6
令和2年度の量の見込み(①)の合計: 2,695 人					令和3年度の量の見込み(①)の合計: 2,707 人					令和4年度の量の見込み(①)の合計: 2,665 人					令和5年度の量の見込み(①)の合計: 2,675 人					令和6年度の量の見込み(①)の合計: 2,626 人					
令和2年度の確保内容(②)の合計: 2,695 人					令和3年度の確保内容(②)の合計: 2,671 人					令和4年度の確保内容(②)の合計: 2,671 人					令和5年度の確保内容(②)の合計: 2,671 人					令和6年度の確保内容(②)の合計: 2,671 人					

参考：東部地区の平成31年4月1日現在の認可保育所(園)一覧

	No	施設名	所在地	受入年齢 定員
公立保育所	1	泡瀬保育所(公)	泡瀬 6-27-1	0歳~5歳 90名
	2	ことぶき保育園	大里 2-31-15	0歳~5歳 70名
私立保育園	3	若松保育園	比屋根 4-31-40	0歳~5歳 90名
	4	みちしお保育園	桃原 327番地	0歳~4歳 99名
	5	みちしお分園viorus	桃原 3-18-17	5歳 27名
	6	シャローム保育園	高原 1-3-80	0歳~5歳 80名
	7	かりゆし保育園	泡瀬 1-16-9	0歳~5歳 80名
	8	愛の泉保育園	高原 5-14-30	0歳~5歳 90名
	9	海の子保育園	泡瀬 1-32-6	2歳~5歳 105名
	10	海の子分園花	泡瀬 2-57-7	0歳~1歳 30名

	No	施設名	所在地	受入年齢 定員
私立保育園(続き)	11	サムエル保育園	古謝 2-31-6	0歳~5歳 90名
	12	ぶどうの木保育園	泡瀬 4-45-20	0歳~5歳 90名
	13	美浦保育園	桃原 3-15-22	0歳~5歳 85名
	14	大芽保育園	古謝 2-5-41	0歳~2歳 42名
	15	大芽保育園分園大地	桃原 黒石原306	3歳~5歳 48名
	16	さざなみっこ保育園	泡瀬 2-46-20	0歳~5歳 60名
	17	どリーむ保育園	泡瀬 2-22-15	0歳~5歳 60名
	18	ていっず保育園	比屋根 5-2-27	0歳~5歳 60名
	19	ひやごん保育園	比屋根 3-6-8	0歳~5歳 60名
	20	ハレルヤ保育園	古謝 2-18-11	0歳~5歳 100名

	No	施設名	所在地	受入年齢 定員	
地域型 保育事業	小規模保育 事業	21	おきなわ地球こども園 (こども園)	比屋根 4-23-1	0歳~5歳 120名
		22	アリス保育園(小規模A型)	泡瀬 2-16-21	0歳~2歳 19名
		23	ほっぺるランド 沖縄海邦(小規模A型)	海邦 2-5-3	0歳~2歳 19名
		24	京進のほいくえん HOPPA泡瀬園(小規模A型)	泡瀬 4-31-16 MK2 1F	0歳~2歳 12名
		25	こころのねっこ保育園(小規模 A型)	与儀 1-4-19	0歳~2歳 18名
		26	ともわ乳児園 泡瀬園 (小規模A型)	泡瀬 3-35-7 グランディアスール1-A	1歳~2歳 12名
		27	さん保育園(小規模A型)	大里 2-15-9	0歳~2歳 15名
		28	ニチいきっずこじや保育園	古謝 2-19-15	0歳~2歳 18名
		29	ともわ乳児園 泡瀬第2	泡瀬 2-4-3 1F	1歳~2歳 12名

資料: 保育・幼稚園課(平成31年4月1日現在)

⇒計画期間における量の見込み・確保の内容

西部地区	令和2年度(推計児童数: 2,870 人のうち)					令和3年度(推計児童数: 2,860 人のうち)					令和4年度(推計児童数: 2,819 人のうち)					令和5年度(推計児童数: 2,793 人のうち)					令和6年度(推計児童数: 2,776 人のうち)				
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)	
		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0 歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0 歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0 歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0 歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	184人	1,164人		826人		187人	1,176人		824人		182人	1,140人		834人		184人	1,155人		825人		179人	1,127人		818人	
		255人	909人	647	179		260人	916人	648	176		249人	891人	660	174		254人	901人	652	173		246人	881人	647	171
②確保の内容	270人	1,185人		832人																					
		255人	930人	663	169		255人	930人	663	169		255人	930人	663	169		255人	930人	663	169		255人	930人	663	169
特定教育・保育 施設	270人	255人	912人	591	152	270人	255人	912人	591	152	270人	255人	912人	591	152	270人	255人	912人	591	152	270人	255人	912人	591	152
特定地域型保育 事業				44	11				44	11				44	11				44	11				44	11
企業主導型保育 所(地域特)			18人	28	6																				
確認を受けない 幼稚園	0人	0人																							
認可外保育施設 (認可移行支援)			0人	0	0																				
②-①	86人	0人	21人	16	▲10	83人	▲5人	14人	15	▲7	88人	6人	39人	3	▲5	86人	1人	29人	11	▲4	91人	9人	49人	16	▲2

令和2年度の量の見込み(①)の合計: 2,174人 令和3年度の量の見込み(①)の合計: 2,187人 令和4年度の量の見込み(①)の合計: 2,156人 令和5年度の量の見込み(①)の合計: 2,164人 令和6年度の量の見込み(①)の合計: 2,124人
 令和2年度の確保内容(②)の合計: 2,287人 令和3年度の確保内容(②)の合計: 2,287人 令和4年度の確保内容(②)の合計: 2,287人 令和5年度の確保内容(②)の合計: 2,287人 令和6年度の確保内容(②)の合計: 2,287人

参考：西部地区の平成31年4月1日現在の認可保育所(園)一覧

	No	施設名	所在地	受入年齢
				定員
公立保育所	1	越来保育所(公)	越来1-11-9	0歳~5歳 110名
	2	山内保育所(公)	山内 1-8-1	0歳~5歳 80名
	3	安慶田保育所(公)	安慶田 2-17-10	0歳~5歳 60名
	4	胡屋あけぼの保育所(公)	胡屋 5-16-1	0歳~5歳 60名
	5	南桃原保育所(公)	南桃原 2-25-16	0歳~5歳 60名
私立保育園	6	諸聖徒保育園	園田 2-36-20	0歳~5歳 90名
	7	光の子保育園	諸見里 3-27-44	0歳~5歳 110名
	8	杉の子保育園	越来 3-4-17	0歳~4歳 130名
	9	胡屋保育園	胡屋 2-8-8	0歳~5歳 80名
	10	こぼと保育園	山里 1-18-18	0歳~5歳 105名

	No	施設名	所在地	受入年齢
				定員
私立保育園(続き)	11	室川保育園	室川 2-5-20	0歳~5歳 70名
	12	さかえ保育園	山内 4-1-41	0歳~4歳 75名
	13	愛香保育園	照屋 4-14-3	0歳~4歳 90名
	14	愛の星保育園	安慶田 4-9-35	0歳~4歳 90名
	15	室川夜間保育園	室川 2-18-8	0歳~5歳 50名
	16	あおぞらっ子保育園	安慶田 1-29-33	0歳~5歳 80名
	17	かりゆし諸見保育園	諸見里 1-32-19	0歳~5歳 80名
	18	かまらきらきら保育園	嘉間良 1-4-46	0歳~4歳 60名
	19	緑保育園	山内 1-1-1	0歳~5歳 60名
	20	とこいく保育園	上地 3-7-2	0歳~5歳 60名

	No	施設名	所在地	受入年齢	
				定員	
私立保育園 (続き)	21	すこやか未来保育園	安慶田 3-11-30 2F	0歳~5歳 80名	
	22	きらきら保育園Ageda	安慶田 5-2-2	0歳~5歳 75名	
認定こども園	23	愛星幼稚園(こども園)	胡屋 6-2-1	3歳~5歳 20名	
地域型 保育事業	小規模保育 事業	24	エンジェル保育園(小規模A型)	上地 4-18-9	0歳~2歳 17名
		25	かなで保育園(小規模A型)	胡屋 5-13-2	0歳~2歳 19名
		26	山里リブライ保育園	山里 1-1-2 305	0歳~2歳 19名

資料：保育・幼稚園課(平成31年4月1日現在)

4. 地域子ども・子育て支援事業の事業計画

以下に地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を示します。

① 延長保育事業

- ・保育認定を受けたこどもについて、保護者の就労状態等に対応するため、通常の保育時間以外に保育時間を延長する事業です。本市では、新たに認可保育所等を整備する際に時間外保育事業の実施を条件としていることから、令和元年度現在、公立保育所、私立保育所（分園を除く）、認定こども園、地域型保育事業の全施設で時間外保育事業を実施しています。
- ・現在の入所児童のニーズについては充分に対応できていることから、確保方策についてもこれまで通り実施していくとともに、今後新たに整備する施設においても実施を図ります。

1. 延長保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,336 (人)	3,446 (人)	3,559 (人)	3,676 (人)	3,797 (人)
②確保の内容	3,336 (人)	3,446 (人)	3,559 (人)	3,676 (人)	3,797 (人)
②-①	0 (人)				

【提供区域別確保方策】

- ・提供区域別についても同様の方法で量の見込み、確保方策を設定。保育施設等の充実に伴い、ニーズを満たしていくことができるものと思われまます。

北部地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,160 (人)	1,198 (人)	1,235 (人)	1,276 (人)	1,319 (人)
②確保の内容	1,160 (人)	1,198 (人)	1,235 (人)	1,276 (人)	1,319 (人)
②-①	0 (人)				

東部地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,179 (人)	1,218 (人)	1,252 (人)	1,295 (人)	1,337 (人)
②確保の内容	1,179 (人)	1,218 (人)	1,252 (人)	1,295 (人)	1,337 (人)
②-①	0 (人)				

西部地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	997 (人)	1,030 (人)	1,061 (人)	1,096 (人)	1,133 (人)
②確保の内容	997 (人)	1,030 (人)	1,061 (人)	1,096 (人)	1,133 (人)
②-①	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)

②放課後児童健全育成事業

- ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、保護者が就労等により日中家庭にいない小学生を対象に、放課後の時間帯に生活の場を提供し、遊びや生活を通して家庭的機能の補完を行い、こどもの健全育成を図ることを目的とする事業です。
- ・本市では、令和元年5月現在で放課後児童クラブが51カ所、1,750人が利用しています。平成26年度（30カ所・1,195人利用）からの5年間で21カ所・555人の増加となり、相当程度の受け皿確保が進んでいますが、高学年のニーズが増えてきているとともに、小学校区によって確保数のばらつきもみられます。
- ・確保の内容として、令和5年度までに待機児童の解消を図っていくことを想定します。

2. 放課後児童健全育成事業(低学年+高学年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,169 (人)	2,123 (人)	2,112 (人)	2,083 (人)	2,051 (人)
②確保の内容	1,845 (人)	1,925 (人)	2,005 (人)	2,085 (人)	2,051 (人)
②-①	▲ 324 (人)	▲ 198 (人)	▲ 107 (人)	2 (人)	0 (人)

③子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

- ・保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童福祉施設において一定期間養育・保護を行う事業です。子育て短期支援業については、利用目的や時間帯などにより「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の2つの事業形態がありますが、ここではショートステイ事業を対象としています。
- ・本市では、母子生活支援施設において、母子家庭及びこれに準ずる事情にある女子を対象に、3歳児からの児童を預かるショートステイ事業を行っていますが、母子家庭以外の世帯への拡充が図られていない状況にあります。
- ・ショートステイ事業について、1日平均利用者数の見込値は1人となっていることから、現施設での受け入れ人数で対応可能ですが、対象年齢の拡充を検討していくとともに、引き続き母子家庭以外の世帯への拡充を検討し、受け入れ体制の充実に努めます。

3. 子育て短期支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	215（人日）	215（人日）	212（人日）	210（人日）	208（人日）
参考値：1日平均利用者数	1（人）	1（人）	1（人）	1（人）	1（人）
②確保の内容	215（人日）	215（人日）	212（人日）	210（人日）	208（人日）
②-①	0（人日）	0（人日）	0（人日）	0（人日）	0（人日）

④地域子育て支援拠点事業

- ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- ・本市では、子育て支援センター2カ所、つどいの広場4カ所（うち1カ所は出張型）の計6カ所で実施しており、それ以外に子育て支援センター1カ所が休止中となっています。
- ・令和2年度より、私立保育所において新規実施を図っていくものとします。また、休止中の子育て支援センターについても、保育士が確保され次第、再開を促進していくものとします。

4. 地域子育て支援拠点事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,471（人回）	2,463（人回）	2,495（人回）	2,469（人回）	2,442（人回）
参考値：利用者数	1,185（人）	1,181（人）	1,196（人）	1,184（人）	1,171（人）
②確保の内容	8（箇所）	8（箇所）	8（箇所）	8（箇所）	8（箇所）

※量の見込みの「人回」は、ひと月当たりの延べ利用者数を算出。

⑤一時預かり他

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

<幼稚園型>

- ・在園児を対象に、幼稚園での通常の就園時間に加え、引き続き幼稚園で午後の預かりを行う事業（旧名称：預かり保育）です。
- ・本市では、公立幼稚園の一時預かり事業（幼稚園型）について、預かり保育受付期間中に受けられた5歳児については全て受け入れを行っています。
- ・量の見込みは、3歳からの複数年教育の量の見込みとなっておりますが、現状では3・4歳児に対応できていないことから、保育所における5歳児保育の充実を図っていくことと併せ、保育所との棲み分けによる受け入れ体制を構築していくことにより、預かり保育利用の適正規模検討（定員制の導入）を検討していくものとします。

<5-1.一時預かり事業(幼稚園型)>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	283,288 (人日)	285,723 (人日)	276,877 (人日)	280,156 (人日)	273,701 (人日)
参考値：利用者数	1,423 (人)	1,432 (人)	1,385 (人)	1,397 (人)	1,370 (人)
②確保の内容	145,848 (人日)	140,656 (人日)	135,464 (人日)	130,272 (人日)	125,080 (人日)
②-①	▲ 137,440 (人日)	▲ 145,067 (人日)	▲ 141,413 (人日)	▲ 149,884 (人日)	▲ 148,621 (人日)

<それ以外の預かり系事業（幼稚園型を除く一時預かり事業）>

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、日中、保育所等で一時的に保育を行う事業です。
- ・保育所での一時預かりについては、令和元年度より小規模保育事業所1ヵ所で新たに実施されているものの、保育士不足のため私立保育所4園で事業を休止しており、ニーズに対して確保量は大きく不足しています。
- ・小規模保育事業所において行われている一時預かり事業の継続実施を図ります。なお、保育士が確保され次第、私立保育所での再開を促していくとともに、公立保育所においても一時預かりの実施を検討していきます。
- ・ファミリー・サポート・センター事業については、まかせて会員の育成強化や事業の周知による利用促進を図るとともに、気になる子や多胎児家庭等への支援対応の充実に向け、関係機関等との連携強化を図るとともに、児童館等でもこどもを預かることができることを周知していくなど、対応充実を図っていくものとし、確保数の増加を想定します。

- ・トワイライトステイ事業については実施ができていない状況にありますが、実施の可能性を検討していくため、他部署との連携・協議を図っていくものとし、令和6年度からの事業開始を想定します。

<5-2.一時預かり事業(幼稚園型を除く) >

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15,494 (人日)	15,446 (人日)	15,278 (人日)	15,137 (人日)	15,027 (人日)
参考値：利用者数	902 (人)	899 (人)	886 (人)	878 (人)	872 (人)
②確保の内容	17,359 (人日)	17,457 (人日)	17,557 (人日)	17,658 (人日)	17,822 (人日)
保育所での一時預かり	12,480 (人日)				
ファミリーサポートセンター	4,879 (人日)	4,977 (人日)	5,077 (人日)	5,178 (人日)	5,282 (人日)
トワイライトステイ	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	60 (人日)
②-①	1,865 (人日)	2,011 (人日)	2,279 (人日)	2,521 (人日)	2,795 (人日)

⑥病児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)

- ・病児保育事業については、疾病中の児童(概ね10歳未満)について、病気の治療中で回復期に至っておらず、安静を必要とする状態にあり、保護者の方が仕事やその他やむを得ない理由により家庭で保育できない場合に、一時的に保育する事業です。本市では現在、医療機関2カ所で実施しています。この間、周知が進んだことにより、利用量は増加傾向にあります。継続的な事業実施に取り組むとともに、令和6年度までに新たに1カ所の医療機関において実施を図るなど、ニーズの増加に対応していきます。
- ・ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児対応については、引き続き病児・病後児対応を行える会員の育成及び市民への周知を図っていくものとし、確保の内容として微増を想定します。

6. 病児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,012 (人日)	4,997 (人日)	4,927 (人日)	4,883 (人日)	4,849 (人日)
参考値：1日平均利用者数	17 (人)	17 (人)	16 (人)	16 (人)	16 (人)
②確保の内容	3,190 (人日)	3,911 (人日)	3,913 (人日)	3,914 (人日)	5,355 (人日)
病児保育事業	3,120 (人)	3,840 (人)	3,840 (人)	3,840 (人)	5,280 (人)
ファミサポ(病児・病後児)	70 (人)	71 (人)	73 (人)	74 (人)	75 (人)
②-①	▲ 1822 (人日)	▲ 1086 (人日)	▲ 1014 (人日)	▲ 969 (人日)	506 (人日)

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

- ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者等を会員として、育児の援助を受けたい方（おねがい会員）と、育児の支援を行いたい方（まかせて会員）を結ぶ、「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業です。市内に居住する方及び市内の事業所等に勤務する方で、乳幼児から概ね中学生以下のこどもを養育している方が対象となっています。
- ・本事業計画では、小学校就学児の量の見込み・確保の内容を位置づけることとなっており、利用実績の伸び率を乗じて算出しています。量の見込みについては低学年・高学年ともに増加傾向にあります。
- ・確保方策については、まかせて会員の育成強化等により対応充実を図っていくものとし、ニーズを受け止めていくことを想定します。

7. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児のみ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	6,833 (人日)	6,970 (人日)	7,109 (人日)	7,252 (人日)	7,397 (人日)
参考：低学年	3,271 (人日)	3,333 (人日)	3,397 (人日)	3,427 (人日)	3,574 (人日)
参考：高学年	3,562 (人日)	3,637 (人日)	3,712 (人日)	3,825 (人日)	3,823 (人日)
②確保の内容	6,833 (人日)	6,970 (人日)	7,109 (人日)	7,252 (人日)	7,397 (人日)
②-①	0 (人日)				



⑧利用者支援事業

- ・利用者支援事業とは、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。
- ・本市においては「特定型」として利用者支援員の配置を行っているとともに、子育て世代包括支援センターにおいて「母子保健型」を実施しています。
- ・引き続き「特定型」の実施を継続するとともに、子育て支援ニーズを満たすことのできる環境の整備等により、スムーズなサービスの提供に繋がっていきます。また、本市においては、直営で子育て世代包括支援センター『結ぼ〜と』を実施しており、利用者支援事業の「母子保健型」と組み合わせて事業を展開しています。子育て世代包括支援センターの満たすべき要件の一つである関係機関との連絡調整が十分に組み合わせていないことから、関係課とも協力し、利用者支援事業の基本型・特定型との連携運用等を検討していく中で、包括的な地域づくりの構築を図っていくとともに、サテライト的な拠点確保の検討を図ります。

8. 利用者支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	－（箇所）	－（箇所）	－（箇所）	－（箇所）	－（箇所）
②確保の内容	3（箇所）	3（箇所）	3（箇所）	3（箇所）	3（箇所）
基本型	1（箇所）	1（箇所）	1（箇所）	1（箇所）	1（箇所）
特定型	1（箇所）	1（箇所）	1（箇所）	1（箇所）	1（箇所）
母子保健型	1（箇所）	1（箇所）	1（箇所）	1（箇所）	1（箇所）
②-①	3（箇所）	3（箇所）	3（箇所）	3（箇所）	3（箇所）

⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児に関する様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況、養育環境等の把握や助言を行う事業です。
- ・本市では、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師・保健師または訪問員が訪問を行い、母子保健事業や予防接種、子育てサービスの情報提供や育児相談、母子の健康や生活への助言等を行っています。訪問を拒否する家庭も少なからず見受けられますが、子育て世代包括支援センター『結ぼ〜と』を設置したことにより、支援を要する妊婦の把握や地区担当保健師からのフォロー等も得られ、訪問率の向上に繋がっています。
- ・量の見込みについては、0歳児の推計値より導いた対象人数（対象外と想定される人数を除いた人数）に対する訪問率を乗じて算出しています。なお、訪問率については令和6年度までに100%（対象人数の訪問率）にしていくものとして見込みます。
- ・量の見込みと同数を確保内容として設定します。

9. 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,442 (人)	1,445 (人)	1,451 (人)	1,465 (人)	1,458 (人)
②確保の内容	1,442 (人)	1,445 (人)	1,451 (人)	1,465 (人)	1,458 (人)
②-①	0 (人)				

⑩養育支援訪問事業

- ・養育支援訪問事業(育児支援家庭訪問事業)は、子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭など、様々な要因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、負担軽減を図る事業です。
- ・本市では平成17年1月から本事業を開始しており、乳児家庭全戸訪問事業や子育て世代包括支援センター等により把握された養育支援対象の家庭に対し、育児支援を行っています。
- ・こんには赤ちゃん訪問から算出した支援が必要な世帯を量の見込みとし、量の見込みと同数を確保内容として設定します。

10. 養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	72 (人)				
②確保の内容	72 (人)				
②-①	0 (人)				

⑪妊婦健康診査

- ・妊婦健康診査は、妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健康診査を行う事業です。
- ・本市では、妊娠届時に親子健康手帳の交付と併せて妊婦健康診査受診票も交付し、健康診査にかかる費用負担の軽減及び受診率の向上を図っています。
- ・平均受診回数は12.5回となっていますが、14回を公費により無料で受診できることから、量の見込みについては、0歳児の推計値に過去の交付割合と公費分の回数(14回)をかけて算出しています。安心して妊娠・出産が迎えられるよう早期の妊娠届けの励行を促進し、妊婦健診の受診勧奨に取り組んでいくものとし、量の見込みと同数を確保内容として設定します。

11. 妊婦健康診査

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	23,282 (人)	22,974 (人)	22,694 (人)	22,568 (人)	22,232 (人)
②確保の内容	23,282 (人)	22,974 (人)	22,694 (人)	22,568 (人)	22,232 (人)
②-①	0 (人)				

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ・施設型給付の対象となる認定こども園や幼稚園、保育所の保育料については、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例等により利用者負担額を設定することとされていますが、保育料とは別に発生する保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等について、低所得者の負担軽減を図るため補助を行うものです。
- ・本市においては、令和元年度に実施したばかりの事業です。幼児教育・保育の無償化により、新制度に移行している幼稚園（公立幼稚園を含む）を利用する低所得世帯及び多子世帯の副食費について、公費負担により徴収免除としています。
- ・施設型給付の対象となる幼稚園を利用する低所得世帯及び多子世帯の副食費について徴収免除としていくとともに、新制度に移行していない私立幼稚園を利用する低所得世帯及び多子世帯を対象として、副食費に係る補足給付を実施します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- ・保育の受け皿拡大等には、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所や小規模保育事業などの設置を促進していくことが必要とされています。一方、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業として実施されているものです。
- ・新規施設の開所にあたっては、保育アドバイザーによる巡回支援により、保育の質の向上に努めています。
- ・認可化移行した園のフォローアップについて、沖縄県保育士・保育所総合支援センターと連携を図りながら適切に実施を図っていくとともに、その他新規園についても引き続き支援を実施していきます。



第6章 母子保健計画に係る指標

第6章 母子保健計画に係る指標

沖縄市母子保健計画における指標を以下のように設定します。なお、指標の設定にあたっては、厚生労働省が国民運動計画として定めた『「健やか親子 21（第2次）」や『健やか親子おきなわ 21（第2次）」において示された課題及び指標を参酌しつつ、本市における課題等も踏まえて設定を行っています。

■沖縄市母子保健計画に係る指標

指 標	沖縄市		参考：沖縄県 H30年度実績
	H30年度実績	R6年度 最終評価目標	
切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策			
低体重出生児の割合	12.4%	減少	11.1%
妊娠・出産について満足している者の割合 (産後、退院してから1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた割合)	80.2%	85.0%	80.7%
この地域で子育てをしたいと思う親の割合 (乳児前期・1歳6か月・3歳児 平均)	93.4%	95.0%	94.5%
妊娠11週以内の妊娠届出率	87.1%	全国平均	88.6%
妊婦健康診査の平均受診回数 (子ども・子育て支援計画 再掲)	12.5回	14回	11.9回
妊娠中の妊婦の喫煙率	2.7%	0.0%	2.7%
育児期間中の両親の喫煙率：			
・母親	6.6%	4.0%	6.3%
・父親	37.6%	20.0%	38.3%
妊娠中の妊婦の飲酒率	0.9%	0.0%	1.0%
マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合	25.2%	50.0%	24.3%
妊娠中の保健指導(母親学級や両親学級を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設ける	実施	継続実施	県内の市町村 70.0%が実施
産後1か月でEPDS9点以上を示した人へのフォロー体制の整備	実施	継続実施	県内の市町村 48.8%が実施
乳幼児健康診査事業を評価する体制の整備	実施	継続実施	県内の市町村 56.1%が実施
子どもへの保健対策と地域づくり			
3歳児のむし歯有病率	21.4%	15.0%	24.9%

予防接種率（1歳6か月児） MR	91.6%	95.0%	93.3%
乳幼児健康診査の受診率：			
・乳児	89.8%	97.0%	90.1%
・1歳6か月児	90.1%	96.0%	91.0%
・3歳児	85.6%	94.0%	89.5%
子どものかかりつけ医（医師・歯科医師など）を持つ親の割合：			
・3・4か月児（医師）	60.2%	85.0%	66.0%
・3歳児（医師）	81.6%	95.0%	86.4%
・3歳児（歯科医師）	33.0%	50.0%	36.3%
・1歳6か月児（歯科医師）	11.9%	増加	13.0%
チャイルドシートを利用している親の割合：			
・乳児	98.3%	100.0%	97.1%
・1歳6か月児	96.5%	100.0%	96.0%
・3歳児	82.7%	100.0%	82.2%
子ども医療電話相談【小児救急電話相談（#8000）】を知っている親の割合	63.9%	90.0%	88.5%
22時以降に就寝する3歳児の割合	44.8%	減少	37.0%
8時以降に起床する3歳児の割合	10.6%	減少	10.2%
1歳6か月児で仕上げ磨きをする親の割合	77.0%	83.0%	77.7%
のびのびと心豊かに子育てができる地域づくり			
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合：			
・乳児	92.3%	93.0%	91.9%
・1歳6か月児	80.9%	88.0%	83.4%
・3歳児	78.8%	80.0%	77.4%
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 （乳児前期・1歳6か月・3歳児 平均）	84.1%	95.0%	82.8%
主体的に育児に関わっていると感じている父親の割合	67.7%	70.0%	67.4%
乳幼児健康診査の未受診者の全数の状況を把握する体制の整備	—	計画最終年度までに実施	県内の市町村80.5%が実施
育児不安の親のグループ活動を支援する体制の整備	実施	実施	県内の市町村12.2%が実施
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	93.8%	95.0%	92.0%
発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制の整備	実施	継続実施	県内の市町村85.4%が実施

妊娠期からの児童虐待防止対策			
体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合： ・乳児	93.3%	95.0%	95.1%
・1歳6か月児	76.0%	85.0%	87.9%
・3歳児	64.6%	70.0%	71.1%
乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）を知っている親の割合	95.6%	100.0%	96.9%
妊娠届出時にアンケートを実施する等に、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握する体制整備を行う。	実施	継続実施	100.0%
養育支援が必要と認めた全ての家庭に対し、養育支援訪問事業を実施できる体制の整備	—	100.0%	県内の市町村 63.4%が実施
特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援を行える体制の整備	—	計画最終年度 までに実施	
要保護児童対策地域協議会に産婦人科医療機関が参加する	参加	継続参加	県内の市町村 36.6%が実施
母子健康手帳交付時や訪問等で把握した場合、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行う基準を設け運用を行う体制整備がある。	実施	継続実施	
乳幼児健診未受診で、状況把握できない場合や訪問拒否の場合に、児童福祉担当部署と連携し対応を行う体制整備がある。	—	計画最終年度 までに実施	
医療機関から養育支援依頼があった場合、対応基準を設け、運用を行う体制整備がある。	—	計画最終年度 までに実施	

第7章 計画の推進に向けて

第7章 計画の推進に向けて

1. 市民・地域等との連携

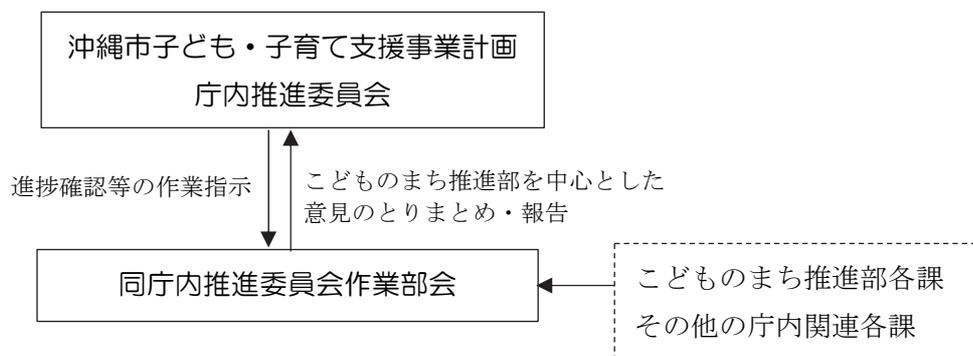
本計画の推進にあたっては、行政のみならず、保育所や幼稚園、学校、地域、事業者など多様な主体が関係することから、各種情報媒体の効果的活用により計画の周知を図るとともに、市民や地域との連携のもと計画を推進していきます。

2. 庁内の連携強化

子ども・子育てや母子保健、こどもの貧困対策に関わる施策は、福祉分野のみならず、保健分野や教育分野、地域や職域関連分野等、多岐にわたります。そのため、庁内関係各課との連携体制のもと、施策の推進に当たるものとします。特に、本計画に包含した「沖縄市こどもの貧困対策計画」の推進を図っていくためには、こどもの貧困対策に寄与する視点で各課の持つ既存の各種施策・事業を捉え直していくとともに、各課の連携による取組みを引き続き検討・実施していく必要があります。

計画の適切な進行管理を通して効果的な取組みの検討・実施を図っていくものとし、全庁的な連携のもと、PDCAサイクルにより、継続的改善を行いながら進行管理を図っていくものとします。具体的には、庁内関係各課を中心に具体施策の進行状況について把握するとともに、「沖縄市子ども・子育て支援事業計画庁内推進委員会」にて施策の実施状況や課題等について点検・評価し、より効果的な対策の検討・実施を図っていくものとします。

【PDCAサイクルによる進行管理体制】



3. 国・県等との連携

計画に掲げる取組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

参考資料

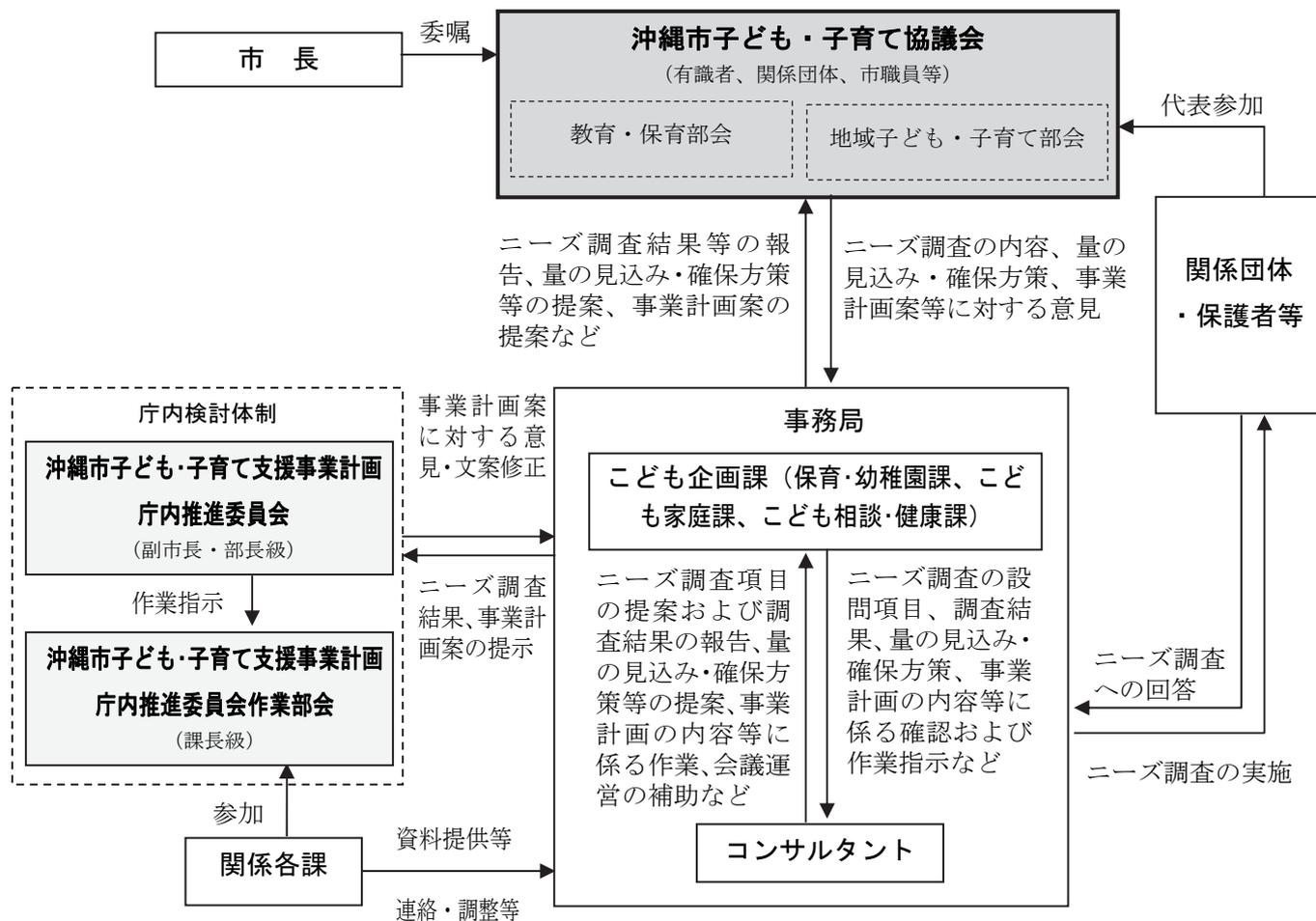
参考資料

1 事業計画策定の経緯

会議等	開催日	議題等
沖縄市子ども・子育て協議会 (平成30年度 第2回)	平成31年 2月7日	・第二期沖縄市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施について
子ども・子育てに関するニーズ調査(小学生調査)	3月	・小学校1年生～5年生の保護者6,134名を対象に調査を実施。 ・各学校より配布、郵送による回収 ・有効回収数1,619(有効回収率26.4%)
子ども・子育てに関するニーズ調査(小学校就学前児童調査)	3月～4月	・0歳～就学前の児童の保護者5,500名を対象に調査を実施。 ・郵送による配布、回収(公立幼稚園、認可保育所にも回収箱を設置) ・有効回収数2,326(有効回収率42.3%)
子ども・子育てに関するニーズ調査(登録保育士調査)	4月～ 令和元年5月	・沖縄市内在住の登録保育士1,460名を対象に調査を実施。 ・郵送による配布、回収 ・有効回収数336(有効回収率23.0%)
関係団体ヒアリング	7月8日～ 7月12日	<ヒアリング対象団体> ・子育て支援センター(子育て支援センターたんぼぼ広場、あけぼの子育て支援センター) ・沖縄市ファミリー・サポート・センター ・子育て世代包括支援センター『結ぼ〜と』 ・沖縄市学童保育連絡協議会(市連協)
沖縄市子ども・子育て協議会 (令和元年度 第1回)	9月5日	・子ども・子育てに関するニーズ調査結果(小学校就学前児童調査・小学生調査・登録保育士調査)の報告 ・各種基礎データ、関係団体ヒアリング結果の報告 ・「量の見込み」の算出について
関係各課ヒアリング	12月4日～ 12月12日	・子ども・子育てに関するニーズ調査結果(小学校就学前児童調査・小学生調査・登録保育士調査)の報告 ・各種基礎データ、関係団体ヒアリング結果の報告 ・「量の見込み」の算出について
第1回 沖縄市子ども・子育て支援事業計画庁内推進委員会	令和2年 1月28日	・事業計画の期間・位置づけ等について ・計画の基本的な考え方について ・子ども・子育て支援施策の展開(各論)について ・確保方策の基本的な考え方について

沖縄市子ども・子育て協議会 (令和元年度 第2回)	令和2年 2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の期間・位置づけ等について ・計画の基本的な考え方について ・子ども・子育て支援施策の展開(各論)について ・確保方策の基本的な考え方について
沖縄市子ども・子育て支援事業 計画庁内推進委員会作業部会	2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二期沖縄市子ども・子育て支援事業計画(素案)」について
パブリックコメントの実施	2月26日～ 3月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・質問・ご意見・提案：8件
沖縄市子ども・子育て支援事業 計画庁内推進委員会作業部会： 部会員への意見聴取	3月5日～ 3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策として、会議開催を意見等提出に変更
沖縄市子ども・子育て協議会： 委員への意見聴取	3月12日～ 3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策として、令和元年度第3回協議会を中止し、意見等提出に変更 ・質問・ご意見・提案：13件
第2回 沖縄市子ども・子育て 支援事業計画庁内推進委員会	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二期沖縄市子ども・子育て支援事業計画(案)」について ・パブリックコメント及び子ども・子育て協議会委員からの意見等の報告

2 事業計画策定の体制



3 沖縄市子ども・子育て協議会設置要綱

沖縄市子ども・子育て協議会設置要綱

(平成 26 年 1 月 14 日決裁)

改正平成 30 年 3 月 15 日決裁

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 2 条に定める基本理念に則り、子ども・子育て支援業務の円滑な実施に資するため、沖縄市子ども・子育て協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の役割)

第 2 条 協議会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、意見を述べること。
- (2) 法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育を行う事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること。
- (3) 法第 61 条第 1 項に規定する市子ども・子育て支援事業計画に関し、意見を述べること。
- (4) その他子ども・子育て支援に関する条例案及び施策の推進に関し、意見を述べること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 幼児教育、保育及び認定こども園に関する事業等に従事する者
- (3) 地域子ども・子育て支援事業等に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援事業を利用している子どもの保護者
- (5) その他市長が認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の協議により選任するものとし、副会長は会長が委員の中から指名する。

- 3 会長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が議長となる。

- 2 会長は、第2条の役割について必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会に教育・保育部会及び地域子ども・子育て部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、次の委員（以下「部会委員」という。）で構成する。
 - (1) 教育・保育部会の委員は、幼児教育、保育及び認定こども園に関する委員とする。
 - (2) 地域子ども・子育て部会の委員は、地域子ども・子育て支援事業に関する委員とする。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置くものとし、部会長は協議会の会長又は副会長が担い、副部会長は部会委員の中から部会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときにその職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が議長となる。
- 7 部会において必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 部会の庶務は、保育・幼稚園課、並びにこども家庭課及びこども相談・健康課において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、こども企画課において処理する。

- 2 案件に応じ、当該所管課が前項の庶務を補佐するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年1月14日から施行する。
- 2 この要綱は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するための条例で定める審議会その他の合議制の機関を置いた日をもって廃止する。

附 則(平成30年3月15日決裁)

この要綱は、平成30年3月15日から施行する。

4 沖縄市子ども・子育て協議会 委員名簿

任期：H30.3.28～H32.3.27 (R1.9 現在)

部会	氏名	所属・役職等
教育・保育部会	きしやば いそこ 喜舎場 勤子	元沖縄キリスト教短期大学 教授
	なかむら はるみ 仲村 晴美	沖縄市私立保育園連盟
	うえち まい 上地 真衣	認可保育園 保護者
	しろま きよこ 城間 清子	沖縄市保育向上推進協議会
	よなみね なみこ 与那嶺 奈美子	認可外保育施設 保護者
	とまり ひこふみ 渡真利 彦文	沖縄県私立幼稚園連合会 理事長
	ひが まゆみ 比嘉 真弓	沖縄市立小中学校校務研究会 会長（中の町小学校長）
地域子ども・子育て部会	かきのはな みちあき 垣花 道朗	NPO法人沖縄県学童・保育支援センター 理事
	おおみち ひろと 大道 裕人	沖縄市学童保育連絡協議会 会長
	よざ はつみ 與座 初美	NPO法人こども家庭リソースセンター沖縄 理事長
	かよう あやこ 嘉陽 理子	子育て支援センター たんぼぼ広場センター長
	いしはら いかり 石原 イカリ	沖縄市民生委員児童委員協議会 主任児童委員

5 沖縄市子ども・子育て支援事業計画庁内推進委員会設置要綱

沖縄市子ども・子育て支援事業計画庁内推進委員会設置要綱

(令和2年1月15日決裁)

(目的)

第1条 こどもたちの主体的な活動を応援し、こどもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境づくりを目指し、沖縄市子ども・子育て支援事業計画について、庁内の連携を図り、総合的に推進することを目的として「沖縄市子ども・子育て支援事業計画庁内推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 沖縄市子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (2) 沖縄市子ども・子育て支援事業計画の推進に関すること。
- (3) 沖縄市子ども・子育て協議会に関すること。

(組織の構成)

第3条 委員会の構成は、次の通りとする。

- (1) 委員長 主務の副市長
- (2) 副委員長 こどものまち推進部長
- 2 委員は、別表に掲げる部の長及び参事(部長級としての専決権を有しない者を除く。)により構成する。
- 3 委員長は必要に応じ、臨時委員を置くことができる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席又は資料を求め、その意見を聴くことができる。

(職務)

第4条 委員長は、推進委員会の議長となり、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、委員長が招集する。

- 2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 推進委員会に、作業部会を設置することができる。

- 2 部会長にこどものまち推進部次長を 副部会長にこども企画課長をもって充てる。
- 3 作業部会員は、その作業内容に応じて関係部署の職員で構成する。
- 4 作業部会は、部会長が招集する。
- 5 作業部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進委員会、作業部会の事務を処理するため、事務局をこどものまち推進部こども企画課に置く。

- 2 案件に応じ、当該所管課が前項の事務局を補佐するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月15日から施行する。

別表第1(第3条2項関係)

こどものまち推進部
企画部
市民部
健康福祉部
経済文化部
建設部
教育部
指導部

第二期沖縄市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月 発行

発行：沖縄市 こどものまち推進部 子ども企画課
〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町 26 番 1 号
電話 (098) 939-1212
